

令和6年度

# 初任者研修資料

静岡県教育委員会

# 目 次

第1章	小・中学校における教育活動	
第1節	教育の目的と教師の役割	1
第2節	教育課程と学習指導要領	2
第3節	これからの学校教育	
	Ⅰ 子供たちの資質・能力を育成する	4
	Ⅱ 個に応じた多様な教育の実現	6
	Ⅲ 豊かな心を育む言葉の教育の推進	7
第4節	学級経営	8
第5節	生徒指導	11
第6節	総合的な学習の時間	18
第7節	健康教育	21
第8節	環境教育	23
第9節	国際理解教育	24
第10節	教育の情報化	25
第11節	学習指導	27
第12節	小学校における外国語教育	28
第13節	道徳教育	31
第14節	特別活動	35
第15節	キャリア教育	38
第16節	学習評価	40
第17節	人権教育	42
第18節	へき地教育	44
第19節	学校図書館の活用	44
第20節	家庭や地域社会との連携	47
第21節	学校安全教育	48
第22節	部活動	53
第23節	異校種間の連携	55
第2章	特別支援教育	57
第3章	養護教諭の職務内容	76
第4章	栄養教諭の職務内容	79
第5章	事務職員の職務内容	82

## 第6章 学校教育の基本と教育公務員の在り方

第1節	学校教育の制度	84
	(資料) 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について	101
第2節	教員免許	104
第3節	児童生徒への指導	105
第4節	教職員の身分	113
第5節	教職員の服務	121
第6節	服務の監督	138
第7節	校務分掌	144
第8節	研修	146
第9節	勤務条件	153
第10節	職員団体	160
第11節	教職員人事評価制度	165
第12節	分限及び懲戒	167
第13節	情報公開と文書管理	169

## 第7章 福利厚生

第1節	厚生制度	173
第2節	共済・互助制度	176
第3節	災害補償制度	179

## 資料編

資料1	令和6年度初任者研修年間研修計画	184
資料2	学級事務の内容	189
資料3	学習指導案の例	190
資料4	静岡県教員育成指標	193

※ 本書における各学校の表記について、「小・中学校」には「義務教育学校」、「小学校」には「義務教育学校前期課程」、「中学校」には「義務教育学校後期課程」をそれぞれ含む。

# 第1章 小・中学校における教育活動

## 第1節 教育の目的と教師の役割

### 1 教育の目的

教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定されている。また、静岡県では教育の基本理念として「「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～」を掲げている。「有徳の人」とは、

- 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人
- 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人
- 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人のことである。

これらの目的等の達成を目指し、教育が行われる必要がある。

### 2 「生きる力」の育成

平成29年に告示された学習指導要領においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、教育を通して、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるような力を育てていくことが重視されている。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を我々教職員が改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことが重要である。そのために、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うことを通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成に継続して取り組み、「生きる力」を育てていく必要がある。

### 3 教師の役割とあるべき教師像

教師は、「人格の完成」を目指すという使命の重要性を自覚し、「知・徳・体」の調和のとれた発達を促す指導に努めなければならない。そして、一人一人の児童生徒のよさや可能性を生かすことを根底に据え、将来、それぞれが希望を持って生きることができるよう、日々の教育活動に専念することが期待される。

人間は教育によってつくられると言われるが、その教育の成否は教師にかかっている。優れた教師の条件には様々な要素があるが、大きく集約すると次の三つの要素が重要であると考えられる。

#### (1) 教職に対する強い情熱

教師には、教育に対する使命感や誇り、子供に対する愛情や責任感とともに、常に学び続ける姿勢や向上心を持つことが求められる。

#### (2) 教育の専門家としての確かな力量

教師には、子供理解力、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など、教育の専門家としての力量が求められる。

#### (3) 総合的な人間力

教師には、子供の人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法

をはじめ、対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、業務においては、他の教職員と協力・協働していくことが大切である。

## 第2節 教育課程と学習指導要領

### 1 教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことである。

### 2 教育課程の基準

小・中学校及び義務教育学校は、義務教育として法律で定められた公の性質を持つものであり、この教育課程については、法令で種々の定めがなされている。

教育の目的及び目標については、教育基本法（第1条、第2条）に定められている。また、学校教育法には、義務教育として行われる普通教育の目標（第21条）、小学校の目的及び目標（第29条、第30条）、中学校の目的及び目標（第45条、第46条）、義務教育学校の目的及び目標（第49条の2、第49条の3）に関する規定が、それぞれ置かれている。

さらに、学校教育法は、教育課程に関する事項を設定する権限を文部科学大臣に付与している（第33条、第48条、第49条の7）。

文部科学大臣は、この学校教育法の規定に基づき、学校教育法施行規則において、教育課程について規定を設けている（第50条～第52条、第72条～第74条、第79条の5～6）。

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに及び特別活動によって編成されている（第50条）。

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成されている（第72条）。

ただし、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、教育基本法及び学校教育法の規定等に照らして適切であり、児童生徒の教育上適切な配慮がなされるものとして文部科学大臣が認める場合においては、これらの規定によらないことができる。例えば、研究開発学校や教育課程特例校（第55条及び第79条）、不登校児童生徒等に対する教育課程編成（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校））（第56条及び第79条）、学齢を超過した者に対する教育課程編成（夜間中学）（第56条及び第132条）等が挙げられる。また、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校においては、小・中学校の各教科等の他に、特例として小中一貫教科等を設定することができる（第52条の3～4、第74条の3～4、第79条の5、第79条の7、別表2の2、別表2の3）。

学校教育法施行規則では、各教科等の授業時数並びに総授業時数についても標準として規定している（小学校は学校教育法施行規則の別表第1、中学校は別表第2、義務教育学校前期課程は別表第2の2、義務教育学校後期課程は別表第2の3）。

これらの規定を受けて、文部科学大臣が、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それぞれの目標、内容、指導計画の作成や内容の取扱い等、教育課程の基準を定めたものが学習指導要領である。

なお、他に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条第5号）、法令または条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。そのため、公立小・中学校を所管する市町教育委員会においては、学校管理規則等により、定められている。

県教育委員会は、各学校が教育課程を編成、実施するための指針として小・中学校教育課程編成・実施要項を定めている。

したがって、各学校においては、これらの国の基準、県の要項等に基づいて教育課程を編成、実施することとなる。

### 3 教育課程の編成

「学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則 第1 1」に、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、児童（生徒）の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示されている。

各学校においては、地域や学校の実態、ニーズを踏まえ、取組を重点化した特色ある学校づくりに向けて、「自校ならではの」の魅力ある教育課程を編成することが極めて重要である。

### 4 学習指導要領について

（平成29年3月告示、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度全面実施）

#### (1) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

グローバル化の進展や人工知能（A I）の飛躍的な進化など、社会は加速度的に変化しており、将来の予測が困難な時代となっている。今の子供たちやこれから誕生する子供たちが社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。こうした状況を踏まえ、次の基本方針に基づき改訂が行われた。

ア 教育基本法、学校教育法等を踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成する。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する。

ウ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

#### (2) 育成を目指す資質・能力

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出ししていくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されている。

#### (3) 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善

ア 「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

イ 各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意する。子供たちが各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

#### (4) カリキュラム・マネジメントの推進

ア 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。

イ 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。

ウ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

## 第3節 これからの学校教育

### I 子供たちの資質・能力を育成する

#### 1 大切にしてきたこと

静岡県では、これまで、生涯学習の視点と子供中心主義という教育理念を基盤に、絶えず魅力ある授業を実現するための方法等を問い直し、子供の人生を豊かにする営みとして学びの創造に取り組んできた。

##### <生涯学習の視点>

学びを充実させることは、生きることであるとの考えから、子供の学びを自己実現という長い時間軸と、学校に留まらず、家庭、地域社会という枠を超えた広い空間軸で捉えていくことが必要である。

##### <子供中心主義>

学びの主体である子供が生きる学校教育を創造することである。「学校の主役は子供」という原点に立ち、教師自身がみずみずしい感性と柔軟な発想で学校教育をつくり上げていくことが大切である。

教師用指導資料「未来をひらく子供」(平成10年～19年発行)では、学びの充実を図っていく上で、次のような子供観、教育観を大切にしてきた。

○どの子供にも、知的好奇心や思いやりの心があり、何かができる潜在的な能力を持っているという、温かで肯定的な子供観

○個々の能力や適性に応じて豊かな自己実現ができるように、子供の学びを支えるといった教育観

このような、子供観、教育観の下、静岡県では、「子供を学びの楽しさに導くための教材研究」と

「子供のよさを引き出すための子供理解」を柱として、魅力ある授業づくりを目指してきた。「子供のよさを引き出す子供理解」とは、教師が子供の実態を踏まえた上で、一人一人の子供の考え方や取組のよさを見取って伸ばそうと働き掛けたり、子供が周りとの関わり合いを深めることができるようにしたりすることである。また、「学びの楽しさに導く教材研究」とは、教師が子供の知的好奇心を喚起し、教科・教材の本質や魅力を味わわせることを通して、資質・能力が育成できるように、教材を徹底的に分析することである。

教師用指導資料「未来をひらく子供」の後に発行された「よりよい自分をつくっていくためにⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（平成21年～27年発行）では、静岡県の授業づくりにおける考え方等を継承するとともに、子供が「学びの実感」を積み重ねることの大切さを訴えてきた。

「学びの実感」とは、「なぜだろう」「こうしたらどうだろう」「できそうだ」「分かってきた」「納得した」「自分の言葉で説明できそうだ」「もっとやってみたい」といった、学びの過程でわき上がってくる手応えのことである。この「学びの実感」を一度きりで終わらせるのではなく、積み重ねていくことが、生涯にわたって自ら学び続けていく力につながっていくことを示してきた。

「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」（平成27年発行）では、教師の授業づくりを支える学校体制について取り上げ、教師一人一人の授業力向上を図るために、校内研修や教育課程の編成を工夫することの大切さを伝えた。

## 2 教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」に込めたもの

### (1) 「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」とは

平成29年3月の学習指導要領の告示を受け、県教育委員会は、平成30年度末に教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」をWeb配信した。

本資料では、子供が主体的に学ぶ姿勢を養い、「生きる力」を育んでいくために、学習の内容及活動を自分の事として捉え、人生や社会、生活等と関連付けたり他者と関わったりしながら学びを深めていく「自分ごと（自分の事）としての学び」の大切さを伝えている。

「自分ごと（自分の事）としての学び」として、例えば、次のような子供の姿が考えられる。

○既存の資質・能力や興味・関心、学習に関わる経験などを働かせながら、対象に対して問いを持ったり考えを深めたりしている。

○他者との協働や対話を繰り返しながら様々な考えに触れ、自らの問いや考えを変化させたり深めたりしている。

○学んだことを振り返り、学習の成果を自覚したり学習の進め方を調整したりしながら、学んだことと人生や社会、生活等とのつながりに気付いたり、新たな問いや考えを持ったりしている。

### (2) 「学び手の視点」で授業をつくる

子供たちの「自分ごと（自分の事）としての学び」の姿が表れるためには、教師が「肯定的な子供観」を持ち、「子供にどう教えるのか」よりも、「子供はどう学ぶのか」「子供の学びの姿をどう指導につなげるのか」を大事にし、「学び手の視点」で授業をつくることが求められる。

さらに、「教材研究」「子供理解」「カリキュラム・マネジメント」を基盤としながら、次のようなことを心掛けることが大切である。



- 育成を目指す資質・能力を明確にして授業を構想する。
- 子供の思考過程を生かして授業を展開する。
- 資質・能力の伸長について子供と共有する。

### (3) 「誰一人取り残さない授業づくり」の推進

静岡県では、新たに「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱―誰一人取り残さない教育の実現に向けて―（令和4年3月）」を策定し、その理念を「この地に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる「誰一人取り残さない教育の実現」に全県を挙げて取り組んでいくことが重要」とした。各学校では、一人一人の多様な生き方、考え方及び価値観を認め、子供たちの特性や発達の段階等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う必要がある。

こうした背景を踏まえ、教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」の理念を生かしつつ、誰一人取り残さない教育を実現するため、これまでの教師用指導資料に新たな要素を加えた「令和版 自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」を令和5年3月に発行し、Web配信した。

学校及び子供たちを取り巻く環境は常に変化しており、教師は、子供の興味・関心や子供の多様な考え方や価値観及び生き方を把握する等の「子供理解」に努めることがこれまで以上に大切になっている。また、子供の表れに応じた指導や支援を行い、子供自身が学びを自己調整する「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じて多様な他者と協働しながら資質・能力を育成する「協働的な学び」の一体的な充実を図る必要がある。更には、GIGAスクール構想によって整備が進んだICT環境や児童生徒1人1台端末を効果的に活用した授業づくりが求められている。

## Ⅱ 個に応じた多様な教育の実現

### 1 教職員定数改善の流れ

これまで文部科学省は、個に応じた多様でより質の高い教育が展開されることを目的として、公立義務教育諸学校における教職員定数改善計画を実施してきた。

昭和55年以降、公立小中学校においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）によって40人を上限とする学級編制が基本とされ、全国全ての公立小中学校がこの基準によって編制されていた。しかし、平成13年度、都道府県が地域や学校の実態等を考慮して、義務標準法で定める学級編制の標準を下回る人数の基準を定めることができるよう制度改正が行われ、各都道府県で弾力的な学級編制が実施されるようになった。さらに、平成23年度には、義務標準法が改正され、小学校1年生は35人学級編制となり、平成24年度は、国の加配措置により小学校2年生が35人学級編制となった。

文部科学省は、「次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実」を目指し、平成29年度から令和8年度までの10年間で「通級による特別の指導」「外国人児童生徒等の日本語指導」「初任者研修」に係る加配を基礎定数化としている。また、「指導方法工夫改善加配」については、加配の一部を基礎定数化することとした。基礎定数化により、安定的な教育環境が期待できる。

また、文部科学省は、令和4年度から「新しい時代の学びの環境整備～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～」実現に向けた取組を段階的に進めるとし、令和6年度も教職員定数の改善を行う。引き続き、安全・安心な教育環境とICTなどの活用による新たな

学びの実現への意気込みも感じられる。

なお、義務標準法の改正により、令和3年度から小学校2年生より順に、5年かけて学級編制の基準を35人に計画的に引き下げることとなっている。

加配においては、これまで以上に子供の興味・関心、能力、適性等を踏まえて、教育内容、指導方法についての工夫改善を図り、多様な教育の実現を図ることや、心身に障害のある子供や生徒指導上の問題を有する子供などに、適切に対応し確実な成果をあげることが求められている。そのためには、教員だけでなく、保護者・地域や専門性を持つ人々の力をチームとして結集し、子供たちを支え、育てていく新しい教職員の配置の枠組み、質的な改善が必要である。

## 2 静岡県取組

静岡県においても、平成16年度より中学校1年生支援プログラムとして中学校1年生を対象に35人を上限とする学級編制の弾力化を実施してきた。これは、小学校から中学校へ進学する際に学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりするいわゆる「中1ギャップ」の解消のために取り組んだもので、不登校生徒や欠席生徒の減少、問題行動件数の減少といった成果が見られた。この成果を踏まえ、平成21年度より「静岡式35人学級編制」が中学校1年生及び2年生で始まった。その後、毎年順次拡充を図り、平成25年度には、中学校全学年及び小学校3～6年生でも実施され、義務教育全ての学年で少人数学級を実施することになった。

平成28年度までの静岡式35人学級編制は、下限を25人と定めていた。そのため、小規模校を中心に1学級の児童生徒数が36人以上の学級が存在することが課題として残されていた。

そこで、平成29年度から、1クラス25人の下限を撤廃し、36人以上の学級の解消を図ってきた。教員の質を確保しながら進めるため、平成29年度は小学校3・4年生、平成30年度は小学校3～6年生、平成31年度は小学校3年生～中学校3年生までの下限を撤廃した。（小学1年生は国基準により35人学級編制、小学校2年生は国加配による35人学級編制）

このことにより、国に先駆けて実施している静岡県の少人数教育制度が本当の意味で完成した。35人以下学級が完成し、教育環境が充実することにより、今まで以上に少人数学級編制を生かしたきめ細かな指導や、児童生徒一人一人に即した支援のあり方が問われることになる。それは、例えば以前に比べ児童生徒が主体的に学習する姿が見られたり、児童生徒の学習への興味・関心が高まり理解が増したりしたといった成果として求められるということである。「集団の規模が小さくなり教師の目が行き届くようになった。」ということに満足することなく、これまで蓄積された少人数指導の研究や指導方法の工夫を生かし、学級の実態や児童生徒一人一人の興味・関心等の学習状況に応じた授業改善が同時に進められなければならない。少人数学級であるからこそ、その環境を生かした柔軟な指導が求められるのである。

## Ⅲ 豊かな心を育む言葉の教育の推進

言葉の教育は、豊かな生活を送るために不可欠なものである。子供は、自分の思いを表現したり、他者の思いを受容したりすることを通してコミュニケーション能力を磨き、他者と望ましい人間関係を構築していく。

学習指導要領（平成29年3月告示）では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして言語能力を

示しており、教科等横断的な視点で育てていくことが求められている。そのため、学校教育の様々な機会を捉え、「話す・聞く、書く、読む」活動を効果的に取り入れ、児童生徒の言語能力を育成する必要がある。

また、児童生徒にとって身近な存在である教師は、強い影響力を持つ言語環境の一つであるといえる。児童生徒の実態や状況を把握しながら、まずは教師自身が温かく共感的な言葉で児童生徒と接することにより、温かな言語感覚を育てていく必要がある。

そこで、次のような観点に立ち、言葉の教育を推進していきたい。

## 1 正しい言葉は教職員から

- (1) 時・場所に配慮し、教職員としての品性を持った言葉遣い、会話を心掛ける。
- (2) 児童生徒の呼名は「さん」付けを基本とする。
- (3) 児童生徒のよさを認め、支える温かな言葉掛けをしていく。
- (4) 挨拶に一言加えた言葉掛けを継続して行うことで、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

## 2 言葉の環境づくり

- (1) 日々の授業において、言語能力を育成するための専門性を身に付ける。
- (2) 児童生徒の言語感覚を磨くため、よい表現については認め、共感し、価値付ける。
- (3) 思いやりあふれる言葉掛けを行い、教室内の共感的な雰囲気づくりに努める。
- (4) 板書、掲示物、学級通信等においては、正確な表記を用いるとともに、表現の工夫に努める。
- (5) 学校図書館等からの情報を活用し、豊富な話題を提供する。

## 3 家庭、地域社会との連携

- (1) 教師が保護者や地域の方とさわやかな挨拶や会話を交わすことによって信頼関係の構築を図り、連携に向けての足掛かりとする。
- (2) 家庭や地域に対して、便りやホームページを使って児童生徒のよさや学習状況等を積極的に発信し、児童生徒や学校の実態、諸活動等についての理解浸透を図る。
- (3) 校内外で関わる教職員以外の大人（地域住民・訪問者等）への接し方等、時・場所・人に応じた適切な言葉遣いの在り方について、機会を逃さず指導する。

# 第4節 学級経営

## 1 学級の役割

学校において、最も基本的な集団が学級である。友達と一緒に勉強や運動をしたり、教師や友達と楽しく語り合ったりするなど、様々な活動に取り組む集団である学級は、児童生徒にとって極めて重要な意味を持つものである。

また、児童生徒にとって、学習や学校生活の基盤となるものであり、学級集団における人間関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることになる。教師は、個々の児童生徒が学級内でよりよい人間関係を築き、生活に適応し、学習や様々な活動の効果を高めることができるように、個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

## 2 学級担任と学級経営（学級づくり）

学級を受け持つ教師が学級担任である。一般的に、小学校では、学級担任が主となって教科等を指導し、中学校では、教科ごとに担当する教師が指導する。

望ましい学級集団は、学級内にルールが確立されており、児童生徒同士の関わりが活発で、親和的な雰囲気にあふれ、授業や行事にも意欲的に取り組むことができる。人間関係のトラブルが起こることもあるが、それを乗り越え、互いに高め合うことができる集団である。

学級担任は、望ましい学級になるよう児童生徒の実態を踏まえ、一人一人の児童生徒を大切にしたい学級経営を行うために、「学級担任が願う学級の姿」や「学級担任として心掛けたいこと」を明確化し、学級目標の設定、学級経営案の作成など、学級経営の全体的な構想を立てるようになる必要がある。また、「児童生徒理解」、「教師の言動」、「連携・協力」、「教室環境の整備」、「学級の組織づくり」等に配慮する必要がある。

## 3 学級経営の主な留意点

### (1) 「学級担任が願う学級の姿」や「学級担任として心掛けたいこと」の明確化

学校教育目標、重点目標、学年目標等の具現化を念頭に置き、児童生徒の実態を踏まえ、「学級担任が願う学級の姿」や「学級担任として心掛けたいこと」を明確にする。

#### ○学級担任が願う学級の姿（例）

- ・ 目標に向かって高め合い、励まし合う活力に満ちた学級
- ・ 互いを認め合い、どの子にも居場所がある学級
- ・ 悩みを持つ児童生徒に手を差し延べ、支え合う学級

#### ○学級担任として心掛けたいこと（例）

- ・ 一人一人の児童生徒の思いを共感的に受け止め、継続的に児童生徒を励ます。
- ・ 児童生徒と一緒に活動する中で日常的にコミュニケーションを図る。
- ・ 家庭や地域と連携を図りながら、一人一人の児童生徒の成長を支援する。
- ・ 児童生徒にとって大人のモデルとなるよう、身だしなみや言葉遣い等に気を配る。

### (2) 学級経営の全体的な構想

学級経営の構想を立てるためには、一年間の見通しを持つことが大切であり、学校行事や児童会・生徒会活動等の年間計画とそれぞれのねらい、各教科等の関連性を把握しつつ、構想を練っていく必要がある。

また、学校に学校教育目標や重点目標があるように、学級には学級目標がある。学級目標は、年間を通して学級の児童生徒と学級担任が目指す目標である。そこで、学級目標は、学校教育目標、重点目標、学年目標等の具現化を念頭に置き、児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒の思いや学級担任の願いが込められたものにしたい。学級担任は、学級目標を達成するために学級集団及び一人一人の児童生徒を生かす方法を、月や学期・ステージなどに区切り、具体的に考えることが大切である。

学級経営を進めていく際には、これらの目標及び構想を踏まえつつ、指導の手立ての有効性を確認しながら改善していくことが必要である。なお、学級経営の充実を図る上で、いじめの未然

防止等を含めた生徒指導との関連を図るよう意識すること。

### (3) 児童生徒理解

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。日頃のきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。

### (4) 教師の言動

児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任が毅然とした対応を行いつつ、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、児童生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と児童生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

### (5) 連携・協力

#### ア 校内における連携・協力

校長や副校長、教頭の指導の下、学年主任や生徒指導主事、さらに養護教諭など他の教職員と連携しながら学級経営を進めることが大切である。

#### イ 家庭との連携・協力

児童生徒はそれぞれ異なった家庭環境の下に育っている。家庭との密接な連携を図ることで、一人一人の児童生徒を深く理解するとともに、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解し、保護者等との信頼関係を構築することが極めて重要である。

- (例) ・学級懇談会や保護者面談において、学級経営方針や児童生徒のよい表れを伝えたり、子供との関わり方について話し合ったりする。
- ・学級通信や手紙等で学校の様子を伝える。
  - ・児童生徒が欠席をしたときには電話を掛ける等、連絡を取る。

### (6) 教室環境の整備

明るく清潔な教室は、児童生徒の心を安定させる。教室環境の整備や備品管理などは、学級担任の大切な仕事の一つであり、児童生徒が主体的に学習や諸活動に取り組むことができ、その過程や成果が具体的に表されている教室環境を整えることが重要である。その際、どの児童生徒も生活しやすい環境となるよう、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れていきたい。

- (例) ・教室の正面や背面、廊下の掲示物の配置を工夫する。
- ・学用品や教室内の備品を整え、必要に応じて児童生徒が使えるようにする。
  - ・黒板・ホワイトボード、掲示板、ICTの効果的な活用を心掛ける。
  - ・採光、照明、保温、換気、安全点検等に気を配る。
  - ・学級内のルールを「見える化」する。

### (7) 学級の組織づくり

児童生徒は、毎日の諸活動を通して、協力したり助け合ったりして思いやりの心や自立心を身に付けていく。学級担任は、学級内に当番や係などの組織をつくり、一人一人の児童生徒が自分の役割に責任を持てるよう、自主的な活動を推進していくことが大切である。

この自主的活動を活発にするためには、4月の出会いの時期が大切であり、この時期の体験が

年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団の基盤になっていく。そのため、学級集団の中での役割を担ったり協力し合って活動したりして自己の存在感を実感できるようにする働きかけが求められている。

#### ア 班組織

数人を単位とする集団で、諸活動に取り組む生活班や学習班などがある。

#### イ 当番活動

日常の学級生活を維持していくために必要な活動で、全員が輪番制で行うことが多い。日直当番、給食当番、掃除当番、学級活動において学級会を運営する計画委員会(学級活動委員会)などがある。

#### ウ 係活動

学級生活の充実や向上のため、児童生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して協力し合い実践する活動である。例えば、花係、生き物の世話係、新聞係、掲示係、レクリエーション係などがある。

## 第5節 生徒指導

### 1 生徒指導の意義

#### (1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

(文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)より)

#### (2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)より)

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力(深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力)を身に付けることが重要である。

#### (3) 生徒指導の実践上の視点

##### ア 自己存在感の感受

集団に個が埋没しないよう自己存在感を実感できるよう工夫する。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

##### イ 共感的な人間関係の育成

支持的で創造的な学級・ホームルームづくりをしていくために、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるか

が重要である。

#### ウ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

#### エ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

## 2 生徒指導の構造

### (1) 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示している。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っている。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけることが求められる。

### (2) 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育等が該当する。

### (3) 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じるなどの表れがある児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応する。

### (4) 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、スクールカウンセラー（以下、「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。

## 3 生徒指導の方法

### (1) 児童生徒理解

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面等から総合的に理解していくことが重要である。学級担任、教科担任、部活動の顧問等の

複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加え、養護教諭、SCやSSW等の専門的立場からも理解が必要となる。また、的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切である。

## (2) 集団指導と個別指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付けることができる。教職員には、一人一人の児童生徒が、

- ①安心して生活できる
- ②個性を發揮できる
- ③自己決定の機会を持てる
- ④集団に貢献できる役割を持てる
- ⑤達成感・成就感を持つことができる
- ⑥集団での存在感を実感できる
- ⑦他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
- ⑧自己肯定感・自己有用感を培うことができる
- ⑨自己実現の喜びを味わうことができる

ことを基盤とした集団づくりを行うように工夫することが求められる。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切となる。

## (3) ガイダンスとカウンセリング

ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を行う。カウンセリングの観点からは、児童生徒一人一人の悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるよう働きかけたり、適切な情報の提供などをしたりすることを通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるよう相談・助言等を個別に行う。

## (4) チーム支援による組織的対応

生徒指導の諸問題を解決するためには、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事や学年主任等の関係職員、SC、SSW等と連携・協働し、校内連携型支援チームで組織的に対応する。深刻な課題には、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。

生徒指導上の課題に取り組んでいる児童生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成し、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。チーム支援においては、児童生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等極めて慎重な取扱いを要する個人情報を扱うため、守秘義務や説明責任等に注意しなければならない。

# 4 教育相談

## (1) 教育相談の目的

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。



ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。この発想の違いから、時には、毅然とした指導を重視すべきなのか、受容的な援助を重視すべきなのかという指導・援助の方法を巡る意見の違いが顕在化することもある。しかし、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。

#### **教育相談を行うに当たって教職員に求められる姿勢**

- ①指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ②児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

（文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）より）

#### (2) 発達支持的教育相談

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動である。個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要である。

#### (3) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である。例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられる。

#### (4) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談である。例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができる。

##### ①早期発見の方法

危機的な状況に置かれていても、その状況を適切に表現出来ない児童生徒も少なくない。したがって、児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切である。

具体的には、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努める。以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められる。

- ・ 学業成績の変化（成績の急激な下降等）
- ・ 言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等）
- ・ 態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等）
- ・ 身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）

「定期相談」は、5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用する。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要である。

児童生徒の日記、作文、絵などの「作品の活用」も有効である。そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいることから、気になる作品等があれば、記録に残したり、他の教職員やSCと一緒に検討したりすることも大切である。

「質問紙調査」は、観察や面接などで見落としした児童生徒のSOSを把握するために有効な方法である。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能になる。

## ② 早期対応の方法

代表的な方法の一つである「スクリーニング会議」は、教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議である。悩みや不安を抱える児童生徒を会議で取り上げることによって、児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増える。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などスクリーニングにかける際の基準を決めておくことと、学級担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが重要である。そうすることで、学級担任の抱え込みなどによる支援の遅れを防ぐことができる。

「リスト化と定期的な情報更新」は、身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化し、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートすることである。アップデート自体が早期発見について高い効果を持ち、何らかの問題が生じたときにも、豊富で正確な情報に基づく確かな介入が可能になる。集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒は、「ケース会議」に付託され、必要に応じてチーム支援が実行に移される。

「個別の支援計画」は、「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものである。

「グループ面談」は、「進路に関する悩み」や「SNSについて」、「数学が分からない」などの特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や、欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施する。内容だけでなく、グループ面談を通じた人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果を持つ。

「関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援」は、各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療的ニーズや福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対して、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ、確保することを意味する。例えば、学校内においては、

「教育相談週間」を設定し、児童生徒が担任以外にも希望する教職員と面談できるようにし、学校内で相談できる対象者を広げられるようにする取組が考えられる。また、SSWと連携して、地域の社会資源を活用するためのネットワークを構築することも重要である。

## (5) 困難課題対応的教育相談

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適

応上の課題のある児童生徒などを対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

#### (6) 関係機関との連携

個人の判断ではなく、管理職の了解の下で行う。関係機関を紹介したり、つないだりする場合、保護者が、「学校に見捨てられた」という思いを抱くこともあるため「学校も専門家のアドバイスをもらいながら支援を継続していきます」といった形で紹介する等の配慮が必要である。

##### ◇県総合教育センターの面接相談（教育相談課）

相談対象・・・子供（幼児、児童、生徒）、保護者、教員等

相談内容・・・不登校、非行など子供の心と教育全般に関する教育相談

特別な教育的支援を必要とする子供の教育相談

申込み・・・電話 0537-24-9738（平日午前9時から午後5時まで）

会場・・・・・・【沼津】県立沼津視覚特別支援学校（水・金曜日）午前9時から午後4時まで

【掛川】県総合教育センター（月～金曜日）午前9時から午後5時まで

##### ◇各市町の教育相談

市町には、教育相談を行っている機関等が設置されている。自分の勤務地の市町にはどのような相談機関があるのか事前に調べ、相談員等とも連携を図っておくことにより、必要なときに適切な対応をすることができる。

##### ◇医療・福祉等の専門機関

子供の状況によっては、学校や相談機関だけで対応するのが困難な場合がある。その場合、医療や福祉等の専門機関と連携して支援に当たる必要がある。

## 5 いじめ問題への対応

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にある。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況である。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、

- ①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- ②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められる。

## 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より）

## 「いじめ解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定）より）

## 学校におけるチェックポイント

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）に基づいて定められた、「学校いじめ防止基本方針（第13条）」を全職員が理解するとともに、いじめ問題の重大性を共有しているか。
- (2) 「いじめの防止等の対策のための組織（第22条）」等、校長を中心とした支援体制を確立していじめの問題に組織的に対処しているか。
- (3) 教師は、日常の教育活動を通じ、子供相互、子供と教師の好ましい人間関係を育むよう努めているか。また、子供の生活実態のきめ細かい把握に努めているか。
- (4) 子供が発する小さなサインも見逃さず、その一つ一つに適切に対応しているか。
- (5) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく子供に真摯に向き合い、適切に対応しているか。

## 6 暴力行為への対応

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義している。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類される。暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向が見られるものの、小学校においては増加の傾向にあり、全体的にも依然として多くの暴力行為が発生している。そのため、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携し、生徒指導体制の一層の充実を図ることが求められる。

## 7 不登校への対応

平成28年12月、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる「教育機会確保法」）が公布され、不登校児童生徒にはその理念等に基づいた対応が必要である。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要がある。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的の生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要である。

## 第6節 総合的な学習の時間

### 1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

(1)、(2)、(3)は、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力であり、他教科等と同様に、(1)では「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示している。

各学校においては、この目標を踏まえ、自校の総合的な学習の時間の目標を定める。

### 2 内容

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのか学習指導要領に明示されていない。これは、目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて創意工夫を生かした内容を定めることが各学校に期待されているからである。

各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題として、学校の実情に応じて、次のような課題を設定する。

- (1) 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
- (2) 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題（小学校）、地域や学校の特色に応じた課題（中学校）
- (3) 児童生徒の興味・関心に基づく課題
- (4) 職業や自己の将来に関する課題（中学校）

また、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮す

ることが大切である。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

### 3 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 年間や単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- (3) 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
- (4) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- (5) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- (6) 障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

### 4 内容の取扱い

内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 目標及び内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- (2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。
- (3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。
- (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

- (5) 体験活動については、目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。
- (6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 5 学習指導のポイント

総合的な学習の時間における主体的・対話的で深い学びの視点として、「学習過程を探究的にすること」「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」が大切である。

### (1) 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするために、学習過程が次のようになることが重要である。

- ア 課題の設定 …… 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識を持つ
- イ 情報の収集 …… 必要な情報を取り出したり収集したりする
- ウ 整理・分析 …… 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する
- エ まとめ・表現 …… 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

### (2) 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

総合的な学習の時間においては、目標にも明示されているように、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要がある。協働的に学ぶことには三つの意義がある。第一に、多様な情報の収集に触れることである。同じ課題を追究する学習活動を行っていても、協働的な学習の方が収集する情報は多様で量も多いため、その後の整理や分析を質的に高めるために欠くことのできない重要な要件である。第二に、異なる視点から検討ができることである。特に、整理したり分析したりする場面においては、多様な考え方として表れる。第三に、地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりすることが、相手意識や学習活動のパートナーとしての仲間意識を生み出すことである。共に学ぶことが個人の学習の質を高めると同時に、集団の学習の質も高めていく。

## 6 学習状況の評価

### (1) 基本的な考え方

総合的な学習の時間における児童生徒の学習状況の評価は、児童生徒がこの時間の目標を、どの程度実現しているのかという状況を把握するとともに、学習活動を適切に改善するためのものである。そのためには、児童生徒の学習状況について望まれる姿を想定し、育てようとする資質や能力及び態度が育まれているかどうかを丁寧に見取ることが求められる。また、数値的な評価はせず、各学校で定めた目標や内容に従って、評価の観点を適切に定め、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

### (2) 評価の方法

#### ア 信頼される評価

教師間で評価の観点や評価規準を確認し、どの教師も同じように判断できる評価にする。

#### イ 多様な評価

観察、制作物、ポートフォリオ、自己評価、相互評価など、多様な評価を組み合わせる。

#### ウ 学習状況の過程を評価

結果だけでなく、事前、活動中、終末の学習状況を把握し、適切な指導に役立てる。

## 第7節 健康教育

### 1 健康教育の必要性

教育基本法第2条第1号では、教育の目的の一つに「健やかな身体を養う」ことが規定されている。健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものである。

これからの社会を生きる児童生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要であり、「生きる力」を支える重要な要素である。そこで、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実現することができる資質・能力を育成するために、各学校において「学校保健計画」「食に関する指導の全体計画」を策定し、教職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通じて行うことによって、一層の充実を図る必要がある。

#### 学校保健安全法（学校保健計画の策定等）

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 学校給食法 第3章 学校給食を活用した食に関する指導

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

### 2 学校の教育計画に基づいた実践

健康教育は、教科はもとより道徳、特別活動、総合的な学習の時間等と十分に関連を図りながら、教育活動全体を通して適切に行うことが大切である。

その際、次の事項に配慮する。

- (1) 子供の健康課題を的確に把握し、校長のリーダーシップのもと、教職員の役割分担を明確にした組織的な推進体制を整備し、様々な計画と学校保健計画を関連させ、課題解決を図る。
- (2) 体力の向上、健康の保持増進のために必要な原理や原則を理解させるとともに、日常生活で実践できる態度、能力の育成を図る。
- (3) 心の健康、望ましい食習慣の形成、生活習慣病の予防、薬物乱用防止などの現代的課題に適



切に対応できるようにする。

(4) 小・中学校の一貫した指導と家庭及び地域社会との連携した取組を積極的に進める。

### 3 健康で活力ある生活のための体力づくり

生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

したがって、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科・保健体育科の指導の充実を図ることはもとより、各教科・道徳や特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動などその特質に応じて積極的に行っていく必要がある。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活においても適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基盤が培われるよう配慮しなければならない。

### 4 健康な生活に必要な能力の育成

(1) 自らの健康課題を主体的に解決するための能力を高める保健教育

健康の保持増進を図るためには、ヘルスプロモーションの理念から、児童生徒一人一人が自らの健康課題を主体的に解決するための能力を高めることが必要である。そのためには、児童生徒の発達段階に合わせた保健教育を計画的に実施するとともに、定期健康診断の結果や日常の健康観察などから実態を把握し、児童生徒一人一人に合った指導をすることが大切である。特に、健康的な生活のもと生活リズムの確立にあることに目を向け、食事、睡眠、排便等規則正しい生活ができるよう、家庭との連携を十分取りながら習慣化を図ることが重要である。

(2) 健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育む食に関する指導

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができる。特に給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。食に関する指導を健康教育の一環として捉え、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、食事を通して自らの健康管理ができる能力を身に付けさせることが大切である。

(3) 学校におけるアレルギー対応

静岡県の各学校・調理場では、学校生活管理指導表や保健調査等を活用して児童生徒の実態を把握し、学校関係者や保護者、主治医等と連携をとりながら、学校におけるアレルギー疾患への理解と対応に努めている。

教育活動において、アレルギー疾患のある児童生徒への配慮が必要となるケースは、教科指導や特別活動だけでなく、清掃、校外学習、修学旅行、学校行事等が考えられ、どのような場面で

もアレルギー症状が発生した場合を想定し、万全の体制で実施するとともに、緊急時には、教職員の誰もが適切に対応できるようにしておく必要がある。

また、学校における食物アレルギー対応としては、【レベル1】詳細な献立表対応、【レベル2】弁当対応、【レベル3】除去食対応、【レベル4】代替食対応まで段階があり、それぞれの施設（人員や設備の充実度、作業ゾーン等）、児童生徒等の重症度によって適切な対応レベルを決定し、現状で行うことのできる最良の対応を行うことが大切である。（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」参照）

## 第8節 環境教育

### 1 環境教育の意義

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの私たちの暮らしを考え直す大きな転換点となった。私たちには、有限な地球環境の中で環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図りながら地球生態系を維持できるよう、一人一人が環境保全に主体的に取り組むことと、それを支える社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を構築することが強く求められている。これらのことは、教育基本法第2条第4号（生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。）とも関連している。

学校においては、21世紀を生きる児童生徒に、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することが求められている。そのために、まずは教師が学校における環境教育の意義や役割、指導の在り方を十分に理解しなければならない。その上で、児童生徒が各教科等で扱う環境に関わる知識の習得にとどまらず、環境から主体的に学ぶために必要な技能、環境に対する考え方、環境に働き掛ける態度を育んでいけるような学習活動を行う必要がある。

### 2 環境教育を推進するに当たっての基本的な考え方

#### (1) 教育活動全体への位置付け

児童生徒の発達段階に応じて、指導内容を具体的な活動や教科等の内容に位置付け、教科間に関連性を持たせながら指導計画を作成し、継続的に実践する必要がある。

#### (2) 各教科、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間における指導の内容

環境教育の視点から各教科、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間の目標や内容を明確にし、指導に当たることが重要である。また、環境教育で扱う事象は、各教科等で相互に関連付け、総合的に把握できるようにすることも大切である。

#### (3) 教師間の共通理解

環境教育の成果を上げるためには、教師一人一人が環境教育の重要性についての深い理解と認識を持つとともに、教材化する際には目標の設定、学習内容・指導方法の決定、体験的活動の位置付け、野外活動の実践内容等について、教師間の共通理解と協力態勢づくりに努めることが重要である。

#### (4) 家庭や地域社会との連携

持続可能な社会を担う実践力ある児童生徒を育成するためには、学校教育で身に付けた資質・

能力を家庭や地域社会の中でより深めていくことが大切である。例えば、学校で学んだごみの減量・分別、節電などの環境負荷を減らす工夫については、家庭や地域社会における実践を通して生活に生かされることを実感し、深化される。環境教育の指導を行う際には、常に「学校での学習内容を実生活の中で活用する」という視点を大事にしたい。外部人材の活用も重要である。各地域には、環境分野の幅広い知識を持ち、体験的な学習指導を行うことのできる環境学習指導員がいる。また、県でも、地域や学校からの様々な要望に対応するため、環境学習コーディネーター制度（担当課：くらし・環境部環境局環境政策課）を設けている。専門家からの適切な指導を受けることで、教師自身の指導力向上が図られるとともに、児童生徒の視野を広げることもつながるため、学校の状況に応じて外部人材を適切に活用していくことが大切である。

## 第9節 国際理解教育

### 1 日本の伝統文化を理解し、異文化を尊重する教育の推進

国際社会の中では、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することが大切である。また、我が国の歴史や伝統文化などに対する理解を深め、誇りを持つとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる文化や習慣を持った人々とともに生きていくための資質や能力を育成することも重要である。今後、ますます社会がグローバル化していくことを踏まえ、学習指導要領においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮するとともに、各学校の特色を活かした教育課程を編成することで、教科等横断的な視点で資質・能力を育成していくことが求められている。

### 2 帰国・外国人児童生徒等教育の充実

「小学校（中学校）学習指導要領 第1章 総則」には、海外から帰国した児童生徒への適切な指導に加え、日本語の習得に困難のある児童生徒への効果的な指導について、次のように新たに明記されている。

ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

これは、近年、外国籍の児童生徒や、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒の公立学校等への在籍人数が増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化していることを踏まえている。どのような年齢・学年で日本の学校教育を受けることになったとしても、一人一人の日本語能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤をつくっていくことができるよう指導の目標や支援の視点を明確にして取り組むことが求められている。

平成26年に学校教育法施行規則が改正され、児童生徒の日本語の能力に応じて、特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。この制度を活用しながら、児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。

## 第10節 教育の情報化

### 1 教育の情報化の三つの柱

教育の情報化には、以下に示す「情報教育」「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」の三つの柱がある。（ICT：Information and Communication Technology、情報通信技術）

#### (1) 情報教育

学習指導要領（平成29年3月告示）において、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力（情報モラルを含む）」が位置付けられ、教科横断的な視点で育てていくことができるよう、教育課程の編成を図ることが示された。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

GIGAスクール構想（多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現へ）下において、各教科等の学習において情報活用能力を豊かに育成することが期待されている。

#### (2) 教科指導におけるICT活用

学習指導要領では、全ての教科等の指導において、教科の目標を達成するために教師、児童生徒がICTを積極的に活用することを求めている。「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について」（令和2年9月 文部科学省）においては「学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要」とされている。また、その際の留意点として「資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。」「限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。」と示されている。これらを踏まえ、授業において1人1台の学習者用端末を含めたICT機器を積極的に活用し、資質・能力を育成することが大切である。

#### (3) 校務の情報化

校務の情報化により、効率的な校務処理が行われることで、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割くことができる。また、様々な情報の分析、共有が可能のため、学習指導、生徒指導など、より充実した教育活動を実現できる。「教育の情報化ビジョン」（平成23年4月 文部科学省）の中でも、校務支援システムの充実、教育情報のデータベース化など様々な方策によって、教育の質の向上、校務負担の軽減を目指すことを提言している。

## 2 情報モラル教育の必要性

個人情報の流出、著作権違反の行為、SNS等の中でのいじめ、インターネット犯罪、違法・有害情報へのアクセス、無責任なネット上の発言、ネット依存、人間関係の希薄さ、健康問題等、情報化の裏側には様々な「影」の部分がある。今、子供はインターネットに接続されたコンピュータ、スマートフォン、ゲーム機等の情報機器を日常生活の中で当たり前のように利用している。子供が、被害者、加害者にならないようにするためにも、学校教育における情報モラル教育の必要性は高まっている。「文部科学省ホームページ：情報モラルに関する指導の充実に資する＜児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き＞・＜保護者向けの動画教材・スライド資料＞等」等を活用して、情報化の「影」の部分を理解した上で、人と人とのよりよいコミュニケーションづくりにコンピュータ等の情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための心構え、判断力を育成することが大切である。

## 3 小学校プログラミング教育

小学校におけるプログラミング教育のねらいは、①「プログラミング的思考」（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとするための三つとすることができる。

また、プログラミング教育では、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということ等を体験させながら、発達の段階に即して、次のような資質・能力を育成する。

### 【知識及び技能】

身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

### 【思考力、判断力、表現力等】

発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること。

### 【学びに向かう力、人間性等】

発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（令和2年2月 文部科学省）には、各教科等の目標・内容を踏まえたプログラミングに関する学習活動の例（指導例）が解説されている。

指導例を参考にして、「プログラミング的思考」の育成、プログラミングのよさ等への気付きやコンピュータ等を上手に活用しようとする態度の育成、さらに、各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、これらに加え、それぞれの教科等の目標の実現を目指した指導に取り組むことが望まれる。

なお、コンピュータを用いずに「プログラミング的思考」を育成する指導も考えられるが、児童が「コンピュータを活用して」自らが考える動作の実現を目指して試行錯誤を繰り返す「体験」が重要であり、学習指導要領では児童がプログラミングを体験することを求めている。コンピュータ

を用いずに「プログラミング的思考」を育成する指導を行う場合には、カリキュラム・マネジメントによって、児童がコンピュータを活用しながら行う学習と適切に関連させて実施するなどの工夫が望まれる。

#### 4 個人情報と情報セキュリティ

学校では、様々な個人情報を扱っている。個人情報を含むデジタルデータの利用によって利便性は向上するが、過失による情報漏えい、盗難、改ざん、ウイルス感染、不正アクセスなど、様々な危険が潜んでいる。子供の人権、安全をいかにして守るかという意識を常に持ち、情報セキュリティ対策を講じることが不可欠である。

#### 5 教職員研修の充実

静岡県教育振興基本計画では、令和7年度までに、授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合を100%にすることで、教育の質の向上を目指している。研修等により教職員のICT活用指導力の向上を図る必要があり、各種研修会への参加をはじめ、校内研修でもICT活用に関する内容を積極的に取り上げていくことが大切である。

## 第11節 学習指導

### 1 学習と教師の役割

学習指導は、学校の教育活動の要である。学習指導における教師の役割は、児童生徒の資質・能力を育成することである。つまり、資質・能力の三つの柱である生きて働く「知識及び技能」が確実に習得されるようにすること、これらを活用して未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが重要といえる。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことも大切である。

これらを踏まえ、静岡県では、授業づくりの方向性を教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」等に示している。

### 2 学習指導の実際

児童生徒が課題意識を持ち、意欲的に解決し、学びの実感を積み重ねていく授業を実現するため、教師は次のような事項に配慮し、時と場合によって指示したり、示唆を与えたり、支援したりするなど、様々な指導法を工夫し、意図的、計画的な働き掛けをすることが大切である。

#### (1) 年間指導計画と学習指導案

小・中学校における教科指導は、学習指導要領に基づく。公教育に携わる教育の専門職として、学習指導要領を熟読し、それぞれの教科等の目標等を理解することが大切である。その上で、児童生徒の実態に即した年間指導計画や評価規準等を作成し、毎時間の指導に当たる必要がある。

なお、年間指導計画を作成する際には、教科等横断的な視点を持ち各教科等間の関連や教科等内の指導内容のつながりを考慮する必要がある。また、情報やICT機器を主体的に活用していく

力である情報活用能力を各教科で計画的に育成することが大切である。

学習指導案は、授業の指導目標を実現するために、児童生徒への支援や児童生徒の反応、評価規準等、授業を成立させる諸要素を組織したものである。(参照:巻末資料3「学習指導案の例」)作成に当たっては、単元(題材や教材)を学習の単位と考えることが重要である。単元の目標と各単元時間の目標との関連を明確にし、児童生徒が主体的に取り組めるよう単元や授業を構想し、展開することが大切である。

## (2) 児童生徒の実態把握

学習指導に当たっては、共感的な児童生徒理解が大切である。そのために、児童生徒の実態把握は、よさや可能性を伸ばす観点から、教材や学習内容に対する興味・関心・意欲、好み、見方・考え方・感じ方、表現の傾向、理解の仕方、生活経験や知識及び技能等の習熟状況等を個に即して分析する必要がある。さらに、学習集団としての児童生徒同士の人間関係も把握し、分析することが大切である。

## (3) 教材の工夫

学習指導要領及び解説を基に教科書の内容を正しく理解し、教材を吟味・厳選するとともに、児童生徒が興味・関心を持ち、主体的に学習に取り組めるよう、教材・教具、発問や板書等を工夫する。教材は、学習指導要領に示された内容を児童生徒が主体的に学び、資質・能力が育成されるために活用される素材(事実や事象、資料等)であり、児童生徒の学びに有効に働いて初めて教材としての価値を得る。

## (4) 学習過程の工夫

「主体的・対話的で深い学び」の視点から、育成を目指す資質・能力に沿って効果的な手立てを講じるとともに、教材や活動に対する児童生徒の思いや願いを生かそうとする教師の姿勢が求められる。児童生徒を学びの主体者にするためには問題解決的な学習や体験的な学習が重要であり、学習過程において児童生徒が自ら課題を見付け、考え、判断し、表現し、互いのよさを認め合えるような場を設定することが大切である。

## (5) 学習形態等の工夫

児童生徒や学校の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協働的な指導などの工夫改善に努める。

# 第12節 小学校における外国語教育

## 1 学習指導要領における外国語活動の基本的な理念

学習指導要領(平成29年告示)における外国語活動の目標は次のとおりである。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違

- い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語活動においては、外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指すことが求められている。外国語活動において初めて外国語に触れる児童が多い中学年においては、「聞くこと」や「話すこと」の活動を通して、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、身近で簡単な事柄について音声でコミュニケーションを図っておくことが重要である。また、言語や文化に対する理解を深める際には、知識のみによってではなく、体験を通して理解を深めることが大切であることにも留意したい。

## 2 学習指導要領における外国語科の基本的な理念

学習指導要領（平成29年告示）における外国語科の目標は次のとおりである。

- 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語科においては、外国語を用いたコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指すことが求められている。外国語科では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の4つの技能を扱う。外国語活動を通して、音声や基本的な表現に十分に慣れ親しんでいることを前提に、音声や文字、語彙、文構造、言語の働きなどを、気付きで終わらせることなく知識として理解し、技能として使えることを目標としている。ただし、「読むこと」「書くこと」は慣れ親しみの段階であり、「聞くこと」「話すこと」に求める技能と同等ではないことに留意したい。また、文構造や語順等については、外国語による言語活動を通して気付きを促すことが大切であり、文法的な説明等を優先させるものではないことを押さえておく必要がある。



### 3 外国語活動・外国語科の指導

#### (1) 外国語活動・外国語科における単元構想

外国語活動・外国語科において単元を構想する際、まず大切になるのが「ゴールの明確化」である。ゴールを明確にすることで、指導者自身が、終末で目指す児童の具体の姿、つまり単元を通して児童に身に付けさせたい力をイメージすることができ、目標の実現に向けて必要な手立ても見えてくる。ゴールが決まれば、そこから逆算して1時間ごとの目標を定め、活動を組み立てながら単元を構想していく。このように、外国語活動・外国語科においては、指導の順序とは逆向きに単元を構想する（バックワード・デザイン）。

#### (2) 「言語活動」とは

外国語活動や外国語科における言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動を意味する。したがって、外国語活動や小学校外国語科で扱われる活動がすべて言語活動というわけではなく、言語活動は、言語材料について理解したり練習したりするための指導と区別されている。当然、言語活動を成立させるために練習は重要であるが、練習だけで終わることがないように留意することが大切である。

#### (3) 「読むこと」「書くこと」についての指導の在り方

外国語科においては、児童が外国語活動を通して慣れ親しんだ「聞くこと」「話すこと」に加え、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」「書くこと」の活動を行う。外国語科における「読むこと」「書くこと」の目標を理解し、小学校からの学びを中学校段階へ接続させる指導が求められる。「読むこと」「書くこと」の目標は次のとおりである。

##### 読むこと

- ア 活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することができるようにする。
- イ 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるようにする。

##### 書くこと

- ア 大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。また、語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする。
- イ 自分のことや身近で簡単な事柄について、例文を参考に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする。

「読むこと」においては、アルファベットの読み方を発音できるようにすることが求められる。また、文字と音の関係を大まかに理解し、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現が文字で示されたとき、その文字を見て、大まかに読める（意味が分かる）ようにすることも求められる。小学校においては、発音と綴りの関係を指導し、知らない単語を読めるようにするのではないことに留意する。

「書くこと」においては、アルファベットの大文字と小文字を4線上に書くことができるようにすることが求められる。また、「書き写す」ことや「例文を参考に」書くことなど、手本を参考に4線上に書くことができるようにすることも求められる。ただし、文字や単語を単に繰り返し書くのではなく、文字を書きたくなるような場面を設定し、児童が意欲的に書く活動に取り組めるよう工夫する必要がある。

「読むこと」「書くこと」の指導については、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本

的な表現」を扱うことに留意する。十分な「聞くこと」と「話すこと」の活動の上に、「読むこと」や「書くこと」の活動があることを押さえなければならない。

#### (4) ALTとのチーム・ティーチングの進め方

言語活動のモデルを示すことが多い外国語活動及び外国語科の授業においては、チーム・ティーチングが効果的である。現在静岡県では、多くの自治体がネイティブ・スピーカーや英語に堪能な地域人材をALT (Assistant Language Teacher) として活用し、ALTとのチーム・ティーチングの指導形態で行われている。ALTとのチーム・ティーチングにおいて重要な点は、「複数の指導者がいるからこそできる授業はどのようなものか」「指導者それぞれの特性や個性を生かした授業はどのようなものか」を考えることである。

## 4 外国語活動・外国語科における学習評価

### (1) 外国語活動における学習評価についての基本的な考え方

○児童の学習に関して顕著な事項がある場合に、その特徴を記入する等、文章の記述による評価を行う。

○外国語活動では、「技能の習得」が求められる外国語科とは異なり、身近な語句や基本的な表現に慣れ親しんでいる状態にすることが求められている。したがって、「慣れ親しみ」に関する評価については、活動の観察やワークシート、作品等多様な評価方法を用い、慣れ親しんでいる児童の姿を評価することが大切である。また、振り返りカード等を分析し、評価に活用することも考えられる。

### (2) 外国語科における学習評価についての基本的な考え方

○観点別学習状況の評価については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点により行う。

○外国語科は「教科」として位置付けられているため、その特性及び発達の段階を踏まえながら、数値による評価を適切に行う。

○筆記テストのみならず、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと等のパフォーマンス評価や活動の観察等、多様な評価方法から、その場における児童の学習状況を的確に評価する。

## 第13節 道徳教育

### 1 道徳の教科化

道徳教育の改善・充実を図るため、平成27年3月27日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校及び中学校学習指導要領の一部を改正する告示がされ、道徳の時間は教育課程上「特別の教科 道徳（以下、「道徳科」という。）」として新たに位置付けられ、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等が見直された。これまでの「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う」という道徳教育の基本的な考え方は引き継がれ、道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標、内容等がより分かりやすい表現で示された。また、検定教科書が導入され

るとともに、指導と評価を一体的に捉え、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めること等の改善が図られた。

各学校では、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて確実に展開するために、学校の道徳教育の重点目標、家庭や地域社会との連携の方法等を示した道徳教育の全体計画を作成している。全体計画をより実効性の高いものとするためには、各教科等における指導の内容や時期を整理したものを別葉として作成するなど、工夫した取組が求められる。

学習指導要領の趣旨や内容をより一層理解し、学校における道徳教育の改善、充実に取り組むことが大切である。

## 2 道徳教育の重要性

今後のグローバル化の一層の進展や急速な社会の変化に伴い、児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対応することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育の果たす役割は極めて大きい。

教師は、よりよく生きるための指針である道徳的価値を深く理解し、自らもその実践に努めるとともに、道徳教育の充実を図るという基本的な心構えを持ち、学校の教育活動全体を通して、児童生徒に豊かな感性を培う心の教育を推進することが大切である。また、家庭や地域社会とも十分な連携を図ることが重要である。

## 3 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる「道徳性」の育成である。道徳性とは、道徳的判断力、道徳的心情及び道徳的实践意欲と態度を包括するものである。

道徳性は、基本的には日常の具体的な活動を通して養われていくものである。したがって、道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に行われなければならない。

道徳教育の要としての道徳科は、日々の様々な実践を通して児童生徒が触れていく道徳的価値について、これを、計画的、発展的な指導によって、補充、深化、統合するという特質を有している。道徳的価値について深く考え合う道徳科において、道徳的価値や生き方についての自覚を深め、道徳的实践につなげていけるようにすることが求められる。

## 4 全教育活動を通じて行う道徳教育

### (1) 学校教育目標と道徳教育

学校教育目標は、道徳教育と一体をなすものである。学校教育目標を深く分析、考察すれば、自校の道徳教育目標も明確になってくる。学校においては、校長の道徳教育の方針の下、道徳教育の推進を担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するための「道徳教育の全体計画」と「道徳科の年間指導計画」を作成する。作成に当たっては、児童生徒の発達段階や道徳性の実態を踏まえることは言うまでもない。こうして作成された諸計画に基づき、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間及びその他の教育活動の特質を生かした道徳教育を推進することにより、児童生徒に豊かな道徳性が育まれていく。

## (2) 道徳教育と学級づくり

道徳教育の推進において、学級づくりが果たす役割は極めて大きい。学級における教師と児童生徒の信頼関係を育み、児童生徒相互の人間関係の充実を図ることは、道徳教育の基盤となるものである。学級担任には、一人一人の児童生徒に温かく接し、共に考え、悩み、夢や感動を共有しようとする姿勢が求められる。こうした基本姿勢を基盤に、道徳教育の全体計画に基づいて、学年の指導方針の下に、学級における指導をどのように行うのかを具体的に計画し、見通しを持って指導に当たることが大切である。

## (3) 各教科等と道徳科の関連

各教科等の目標や内容は、児童生徒の道徳性の育成と深く関わっている。学習指導要領では、「各教科等の特質に応じて道徳教育を適切に行う」ことが明記されている。各教科等においては、指導内容と、道徳科で指導する内容項目との密接な関連を図り、適切に道徳教育を実施することがこれまで以上に強く求められている。自校の道徳教育の重点を踏まえ、どの教科等のどの教材で、どのように道徳教育を実施するのかを吟味し、確実に実施することが大切である。

## (4) 道徳教育と特別活動における指導

学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的実践の評価及び具体的な指導をする重要な機会と場である。児童生徒の道徳的実践への主体的な思いを大切にしながら、それぞれの活動で表出する道徳的実践を適切に価値付けることで、個々が道徳的実践につなげていけるようにすることが求められる。

# 5 道徳科の指導

## (1) 道徳科の目標

道徳科は、学校教育全体を通して行う道徳教育の要として、年間指導計画に基づき、児童生徒や学校の実態に即して適切な指導を展開する。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

## (2) 「道徳的価値の自覚」を深める

道徳科の指導に当たっては、道徳的価値を知識として教えるのではなく、道徳的価値の大切さについて、児童生徒と一緒に考えを深めていこうとする授業づくりが求められる。本時でねらう道徳的価値について、教師と児童生徒、児童生徒同士が深く考え合う授業の実践に努めるとともに、「道徳的価値の自覚」を深め発展させていくことができるように指導することが大切である。

「道徳的価値の自覚」とは、大切であると理解した道徳的価値に照らして、「今の自分はどのようなのか」「自分はこうした生き方ができているのか」と、道徳的価値と自分自身とを重ね、今後の主体的な道徳的実践への思いを持つことである。道徳科は、道徳的実践への思いを育てる時間である。道徳科の特質である「道徳的価値の自覚を深める」の意味を押さえ、道徳的実践につなげていけるようにすることが求められる。

## (3) 学習指導過程及び指導方法の工夫

道徳科の学習指導過程は、一般的には、目標の根底にある道徳的価値の自覚に向けて動機付け

を図る「導入」、道徳的価値についての自覚を深める「展開」、道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり温めたりして今後の道徳的実践につなぐ「終末」の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、固定化・形式化することなく、弾力的に扱う工夫をすることが大切である。

また、道徳科の質的転換を図り、「考え、議論する道徳」を行うため、質の高い多様な指導方法の確立が求められている。指導効果を高め、目標を達成するために、児童生徒の道徳性の実態、資料、学習指導過程などに応じて、指導方法を工夫していくことが求められる。ICT機器や紙芝居、ペープサートなどを効果的に取り入れた資料の提示、考える必然性や切実感のある発問、問題解決的な学習、役割演技などの体験的な学習等について、教師自らが多様な指導方法を理解しておくことが大切である。さらに、体験活動を生かした指導の充実、魅力的な教材の開発や活用、保護者・地域の人々の協力を得た授業の実施などを通して、「豊かな心」の育成を目指していくことが求められる。

#### (4) その他（情報モラルの扱い）

急速な情報化やタブレット端末の配備等により、SNS等を使用した誹謗中傷やいじめ、個人情報の掲載、学習以外の目的使用といった課題に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。ただし、道徳科では、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法など、具体的なスキルを身に付けることがねらいではないことに十分留意する。

## 6 道徳科の評価について

道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられたことに伴い、主に全教育活動を通じて見られた児童生徒の道徳的行動を中心に評価してきたこれまでの道徳教育の評価に加え、新たに道徳科の授業でも評価を行うことが求められる。道徳科の評価については、「学習指導要領（平成29年3月告示）第3章 第3-4」に次のように示されている。

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

また、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成29年7月）第5章 第2節 2(1)」において、道徳科に関する評価の基本的な考え方として、次のようなことが示されている。

- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ・他の児童（生徒）との比較による評価ではなく、児童（生徒）がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
- ・道徳科の学習状況の評価に当たっては、特に、学習活動において児童（生徒）が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- ・調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要

こうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

## 第14節 特別活動

### 1 特別活動の目標及び役割

特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次に示す資質・能力を育成するものである。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（中学校は「人間としての生き方」）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

特別活動は、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体である。また、身近な社会である学校において各教科等で育成した資質・能力について、実践的な活動を通して、社会生活に生きて働く汎用的な力として育成する教育活動でもある。したがって、特別活動は、全教育活動を通して行われる人間形成の統合的な時間として教育課程に位置づけられる全人教育としての役割を有している。

なお、特別活動で育てる資質・能力の育成にかかわり、「人間関係形成能力」（築きたい人間関係）、「社会参画」（つくりたい社会）、「自己実現」（なりたい自分）の3つの視点があり、学習過程において、重要な役割である。この3つは相互に関わり合い、明確に区別されない。

### 2 特別活動の各活動・学校行事の目標及び内容

特別活動の内容は、小学校においては、学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の四つで、中学校においては、学級活動、生徒会活動及び学校行事の三つで構成されている。

#### (1) 学級活動

共に生活や学習に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級」において行われる活動である。

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成した上で役割を分担し、協力して実践することや、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践することに、自主的、実践的に取り組むことを通して、「1 特別活動の目標及び役割」に示した(1)～(3)の資質・能力を育成することを目指す。

なお、学級活動には、次の活動が示されている。

- ・学級や学校における生活づくりへの参画
- ・日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ・一人一人のキャリア形成と自己実現

#### (2) 児童会及び生徒会活動

児童会活動は、学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会による、自発的、自治的な活動である。

生徒会活動は、全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。

異年齢の児童（生徒）同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、「1 特別活動の目標及び役割」に示した(1)～(3)の資質・能力を育成することを目指す。

なお、児童会（生徒会）活動には、次の活動が示されている。

- ・児童会（生徒会）の組織づくりと児童会（生徒会）活動の計画や運営
- ・学校行事への協力
- ・異年齢集団による交流（小学校）
- ・ボランティア活動などの社会参画（中学校）

### (3) クラブ活動（小学校）

クラブ活動は、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、「1 特別活動の目標及び役割」に示した(1)～(3)の資質・能力を育成することを目指す。

なお、クラブ活動には、次の活動が示されている。

- ・クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営
- ・クラブを楽しむ活動
- ・クラブの成果の発表

### (4) 学校行事

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動である。

全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、「1 特別活動の目標及び役割」に示した(1)～(3)の資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、次の五つの種類に区分される内容で実施される。

#### ア 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動 <入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等>

#### イ 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動 <文化祭、学習発表会、音楽鑑賞会、地域伝統文化等の鑑賞会、講演会等>

#### ウ 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動 <健康診断、防犯指導、交通安全指導、避難訓練、運動会（体育祭）、競技会等>

#### エ 遠足・集団宿泊的行事(中学校は「旅行・集団宿泊的行事」)

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい

人間関係を築くなどの集団生活の在り方や、公衆道徳などについての体験を積むことができるような活動 <修学旅行、遠足、集団宿泊活動、野外活動等>

#### オ 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動（中学校においては、職業体験などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験を得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得できるようにする活動を含む） <飼育・栽培活動、清掃美化活動、福祉施設との交流、ボランティア活動、職場見学・体験等>

### 3 指導上の留意点

特別活動の充実及び生徒指導が中心に行われる場や機会とするため、指導に当たる教師が留意すべき点は以下のことが考えられる。

- (1) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動であること。
- (2) 児童生徒の問題を児童生徒と共に考え、一人一人のよさや可能性を引き出し育てること。
- (3) 児童生徒に接する際には、常に温かな態度で、公平かつ受容的であること。
- (4) 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たること。
- (5) 児童生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に児童生徒自身による創意工夫を引き出すよう指導すること。
- (6) 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて児童生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

### 4 学習状況の評価

小学校における特別活動の評価において、最も大切なことは、児童一人一人のよさや可能性を積極的に認めようとするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するという視点から評価を進めていくということである。

中学校における特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。

- 児童生徒の活動の結果だけでなく活動の過程における努力や意欲などを積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすること。
- 評価を通して、教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくこと。
- 各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにすること。その際、児童会活動やクラブ活動、学校行事（中学校では生徒会活動や学校行事）における児童生徒の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにすること。



## 第15節 キャリア教育

### 1 キャリア教育の基本的な考え方

キャリア教育とは、一人一人の児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育活動のことであり、児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していけるように、自己理解を深めさせたり、将来に対する生き方を考えさせたりすることをねらいとしている。

したがって、キャリア教育は、「進学指導」や「就職指導」だけに偏ることなく、「生き方指導」として、小学校段階から、発達の段階に応じて行うことが大切である。また、各教科の授業、特別活動、学校行事等、学校生活の全てがキャリア教育の場であると捉え、教育活動全体を通じて体系的に指導を展開していく必要がある。こうしたことを踏まえ、学習指導要領においては、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ることが明記されている。

また、キャリア教育は、児童生徒の将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、職場見学や職場体験活動、社会人講話などの機会確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められている。将来、児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

### 2 キャリア教育で育成すべき力

キャリア教育で育成すべき力は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月）において、子供が社会的・職業的に自立するために必要な能力や態度、資質である、「基礎的・汎用的能力」として示されている。

「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成されている。それぞれの具体的な能力について、答申に示された説明の抜粋を示す。

#### ○「人間関係形成・社会形成能力」

この能力は、社会とのかかわりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となる能力である。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ協働していく力が必要である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応しつつ、必要であれば自ら新たな社会を創造・構築していくことが必要である。さらに、人や社会とのかかわりは、自分に必要な知識や技能、能力、態度を気付かせてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものである。具体的な要素としては、例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

#### ○「自己理解・自己管理能力」

この能力は、子どもや若者の自信や自己肯定感の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力である。また、変化の激しい社会にあって多様な他者との協力や協働が求めら

れている中では、自らの思考や感情を律する力や自らを研鑽する力がますます重要である。これらは、キャリア形成や人間関係形成における基盤となるものであり、とりわけ自己理解能力は、生涯にわたり多様なキャリアを形成する過程で常に深めていく必要がある。具体的な要素としては、例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。

#### ○「課題対応能力」

この能力は、自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なものである。また、知識基盤社会の到来やグローバル化等を踏まえ、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力である。さらに、社会の情報化に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力を身に付けることも重要である。具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

#### ○「キャリアプランニング能力」

この能力は、社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力である。具体的な要素としては、例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等が挙げられる。

### 3 キャリア・パスポート

平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「「キャリア・パスポート」例示資料等について」において、令和2年4月よりすべての小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においてキャリア・パスポートを導入することが示された。各校のキャリア教育の充実や、児童生徒の主体的に学ぶ力の育成・自己実現がより効果的に図られるよう、各地域や学校の実態に応じてキャリア・パスポートの内容や活用の仕方を工夫していくことが重要である。

#### (1) 目的

小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。

教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。

#### (2) 定義

「小・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第5章 特別活動 第2〔学級活動〕3(2) 内容の取扱い」にある「（前略）児童（生徒）が活動を記録し蓄積する教材等（後略）」を「キャリア・パスポート」と呼ぶ。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の

目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

### (3) 内容（一部抜粋）

小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を超えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や各学校や学級における創意工夫を生かした形での活用が期待される。国や都道府県教育委員会等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域、各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら柔軟な工夫を行う。

## 4 中学校における進路指導

中学校における進路指導は、生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路の選択を行い、将来にわたって自己実現を図っていけるようにするために行われる教師の支援活動である。

したがって教師は、生徒一人一人の能力・適性等の的確な把握に努め、生徒が主体的に自らの進路を選択できるように、次のことに留意して指導することが大切である。

- (1) 生徒が進学先や就職先を選択するためだけの指導ではなく、自分らしい生き方を求めて進路を探索し、将来への夢や希望を抱くことができるよう指導・援助する。
- (2) 上級学校の選択の指導に当たっては、「進学できる学校」の選択ではなく、生徒が将来の生き方に照らして、上級学校で学ぶ意義を理解し、目的を持って、「進学したい学校」を選択することができるよう指導する。
- (3) 生徒が具体的な志望校を選択するに当たっては、日頃の学習の成果等に基づいて助言し、志望の実現に向けて努力する過程の大切さを指導する。
- (4) 生徒が進路の問題を自分自身の問題として受け止め、志望校や職場の選択を含め、将来の生き方を自己の意志で決定し、自分自身で責任を負うことができるよう指導する。
- (5) 進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、管理職及び進路指導担当と共有するとともに、情報管理を徹底する。

## 第16節 学習評価

### 1 学習評価の意義

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。各教科においては、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

学習評価を行うに当たっては、児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につなげていくことが重要である。

### 2 指導と評価の一体化に向けて

#### (1) 学習評価の方向性

「学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則」において、主体的・対話的で深い学びの

実現に向けた授業改善の推進、指導と評価の一体化の必要性が明確化されている。

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

学習評価を行う際は、以下の三つを常に心掛けることが大切である。

- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

## (2) 観点別評価について

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別状況の評価の観点について、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されている。

### ア 「知識・技能」の評価

- ・個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- ・それら既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

### イ 「思考・判断・表現」の評価

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

### ウ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

- ・「学びに向かう力、人間性等」には、主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定になじまない部分がある。
- ・「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面と、その取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面の二つの側面を評価する。

## (3) 留意事項

### ア 評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

### イ 観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

### ウ 多様な評価方法

学習評価をするに当たっては、ペーパーテストのほか、観察、面談、質問紙、作品、ノート、レポート等の多様な方法を用いて児童生徒のよさや可能性を見付け、意欲を高めるなど、指導に役立てることが求められている。

### 3 各教科における評価規準の作成

評価規準の作成に当たっては、各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために、「評価の観点及びその趣旨」が各教科等の目標を踏まえて作成されていること、また同様に、「学年別（又は分野別）の評価の観点の趣旨」が学年（又は分野）の目標を踏まえて作成されていることを確認することが必要である。

国立教育政策研究所教育課程研究センターが作成した「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）」には、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の手順が示されている。

こういった資料を参考にして評価規準を作成するとともに、学習評価の意義や方向性に立ち返りながら、「指導と評価の一体化」を目指すことが大切である。

## 第17節 人権教育

### 1 人権教育とは

人権教育とは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年)において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、その基本理念は、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に推進することと定められている。

学校における人権教育の目標は、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」(平成20年)において、「児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」とされている。

### 2 人権教育の基本的な考え方

静岡県では、静岡県人権施策推進計画「ふじのくに人権文化推進プラン」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、「自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成」を目標に、人権教育の充実を目指している。人権教育の取組は、人権一般の普遍的な視点と、具体的な人権課題に即した個別的な視点に基づき、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高めることが重要である。

### 3 学校における人権教育の推進

#### (1) 教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進

人権教育は、教科等の指導、日常的な指導、学年・学級経営など、学校の教育活動全体を通じて計画的に推進することが大切である。各学校においては、人権教育推進担当等を中心にして、人権教育の全体計画及び年間指導計画などを作成し、指導の徹底を図るとともに、その実施内容について評価し、改善することが必要である。

#### (2) 教育環境の整備

人権尊重の環境づくりは、学校全体の雰囲気そのものに関わるものである。こうした雰囲気は、

教職員の日常的な言動や教職員と児童生徒間、児童生徒同士の人間関係の在り方等によってつくられるものである。校内において、人権尊重の雰囲気積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことが大切である。

#### 4 普遍的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組とは、人権に関わる普遍的な概念を念頭に置き、人権尊重の理念について指導することである。例えば、人権の意義・内容、法の下での平等、個人の尊重、自己理解と他者理解、自己肯定感等が考えられる。学校として重点を決め、全体計画に位置付け、具体的な内容を年間指導計画に反映させることが大切である。

#### 5 個別的な視点からの取組

様々な個別的な人権課題のうち、法務省は17項目の人権啓発活動強調事項を挙げている（下記参照）。学校教育においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に学習できる課題を選び、効果的に学習を進めていくことが求められる。なお、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者等に、当事者がいることも想定されるため、十分な配慮を行う必要がある。

##### 啓発活動強調事項（法務省）

1. 女性の人権を守ろう
2. こどもの人権を守ろう
3. 高齢者の人権を守ろう
4. 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
5. 部落差別（同和問題）を解消しよう
6. アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
7. 外国人の人権を尊重しよう
8. 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
9. ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
10. 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
11. 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
12. インターネット上の人権侵害をなくそう
13. 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
14. ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
15. 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
16. 人身取引をなくそう
17. 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

#### 6 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、「児童」（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約であり、前文と本文54条からなっている。日本は1994（平成6）年に批准した。この条約では大きく分けて、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四本の柱を守るように定めている。

## 第18節 へき地教育

「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校のことである。へき地学校は、「へき地教育振興法」に基づく県条例、規則等により指定されたへき地条件により、5つの等級に分けられている。

過去においては、へき地教育について、その劣性条件のみが強調され、その克服、補充に重点が置かれてきた。しかし、近年は、豊かな自然を利用して児童生徒に広く自然との触れ合いの機会を持たせること、人情味豊かで協力的な家庭や地域社会と一体となって地域に根差した学校教育を展開すること、そして、少人数のよさを生かし、一人一人の個性を伸ばすことやきめ細かな学習指導を行うことなど、へき地の特性を積極的に生かす教育が展開されるようになってきている。

### へき地の特性を積極的に生かす教育

- ・一人一人のよさを生かす、個に応じた指導の充実
- ・自学自習の経験の積み重ね
- ・学校周辺の豊かな自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- ・地域の住民との連携、協力した教育活動の展開
- ・全教職員が一体となった指導体制づくり
- ・他の学校との交流
- ・高齢者との触れ合いやボランティア活動の推進
- ・密接な人間関係の育成と心の教育の推進

一方、へき地学校では、少人数であることから、次のような課題も見られる。

- ・話し合い活動やコミュニケーション活動において、多様な考え方に合うことが少なく、考えの広がりや深まりが生じにくい。
- ・教師による一人一人に向けた丁寧な指導が可能になり、場合によっては教師が過剰な指導をし過ぎる傾向がある。

へき地学校に勤務する教職員は、これらの課題に対応し、そこに学ぶ児童生徒に「生きる力」を育むために、次の点に留意したい。

- (1) 恵まれた自然環境や伝統文化など、地域独自の風土を生かし、地域に根付いた教材を活用する。
- (2) 学年を超えて学び合う環境を生かし、豊かな人間関係を構築できるようにする。
- (3) ICT端末を活用し、他校との遠隔合同授業を行う等、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。
- (4) 一人一人に対するより深い児童生徒理解を通して、児童生徒が自ら学び続ける態度を育成する。

## 第19節 学校図書館の活用

学校図書館は、図書、視聴覚教育の資料等の学校教育に必要な資料を、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」（学校図書館法第2条）を目的とするものであり、学校教育に欠くことのできない施設である。「小学校（中学校）学習指導要領解説 総則編（平成29年7月）」には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改

善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」とあり、教育活動を進める上で重要な役割を担っている。

## 1 学校図書館の機能

これからの学校教育において、次のような学校図書館の機能の充実が求められている。

### (1) 読書センターとしての学校図書館

学校図書館は、児童生徒が自発的に読書を楽しむ場であり、児童生徒にとって居心地の良い空間となることが望まれる。そのため、児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力的な資料を備え、児童生徒が喜んで自由な読書を行うことのできるスペースを設けるなどして、読書センターとしての機能を充実させる必要がある。

### (2) 学習センター、情報センターとしての学校図書館

これからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められている。そのため、児童生徒が自ら必要な資料を収集・選択し、主体的な学習活動を展開していく場としての学校図書館の役割は、ますます重要になってきており、学習センター、情報センターとしての機能を充実させる必要がある。

## 2 学校図書館法における司書教諭と学校司書の位置付け

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 3 司書教諭の役割・任務

### (1) 司書教諭の必要性

学校図書館が学校の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たすためには、図書をはじめ、様々な資料を収集、整理、保存して、児童生徒や教職員に提供する環境づくりが求められる。さらに、各教科・領域等の学習において積極的に学校図書館を活用できるよう、その機能を強化していくことも重要である。

このような学校図書館の運営の中心になるのが司書教諭である。

### (2) 司書教諭の役割

司書教諭は、以下のような役割を担っている。

ア 職務内容



- (ア) 経営的職務…経営計画、予算、施設・設備、諸会議
- (イ) 技術的職務…資料の選択、収集、管理、発注・配架、目録
- (ウ) 奉仕的職務…閲覧、貸し出し、文献紹介、利用案内、広報
- (エ) 教育・指導的職務…教育課程の展開への寄与、利用指導、読書指導、図書委員会の指導、図書館の諸活動の展開・推進

#### イ 教職員への支援

学校図書館を整備し、様々な図書館活動を行い、児童生徒に積極的な図書館の活用を指導するとともに、図書館の資料・情報の利用について教職員を支援する。

- (ア) 学校図書館の機能を活用して、他の教職員の教育活動を支援する。
- (イ) 教科学習や学級活動等における読書教育の支援をする。
- (ウ) 教科学習に役立つ資料の収集、整理、提示をし、その活用を支援する。
- (エ) 図書館資料を活用した学習、生活、進路指導等の支援をする。
- (オ) 校務運営、教育課程編成、校内研修、学年経営、学級経営等について、学校図書館との関連において支援をする。

#### ウ 学校司書との連携

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動に協力・参画する役割を担っている。

司書教諭と学校司書には、各学校におけるそれぞれの配置状況などの実情や学校全体の公務のバランス等を考慮した上で、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を密にすることが求められる。

## 4 静岡県の方針

### (1) 静岡県教育振興基本計画

令和4年3月に策定された静岡県教育振興基本計画において、重点取組の一つとして「子どもの読書活動の推進」が挙げられ、「家庭、地域、学校が総がかりで子どもの読書活動推進に取り組み、生涯にわたる読書習慣の基礎となる子どもの読書習慣の定着」を目指すことが明記されている。

### (2) 司書教諭研修会の開催

3で述べたように、司書教諭の役割・任務は多岐にわたっており、学校図書館を活性化する上で非常に重要な役割を担っている。そのため、静岡県では、司書教諭の先進的取組から学び、司書教諭としての力量を高め、学校図書館教育の充実を図ることを目的として、平成10年度から平成17年度まで、教育事務所ごとに司書教諭発令者を対象として司書教諭発令者研修会を行ってきた。また、平成18年度以降からは、総合教育センターが司書教諭のための研修会を実施している。

### (3) 「静岡県子ども読書活動推進計画」の策定

平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。それを受け、静岡県でも、平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定した。これまで改訂を重ね、令和4年3月に「第三次静岡県子ども読書活動推進計画－後期計画－」を策定した。本計画は、生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築に向け、子どもの読書活動推進を「生涯

にわたる読書習慣の基礎づくり」と位置づけ、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことを目指している。このため、発達段階に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組んでいる。

## 第20節 家庭や地域社会との連携

### 1 連携の意義

児童生徒に「生きる力」を育むためには、児童生徒が地域社会の中で様々な人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることができるようにすることが大切である。また、地域の人材や素材等を生かした体験的な学習や問題解決的な学習は、地域社会への関心と愛着を深めることにつながる。具体的な計画や実施に当たっては、地域固有の自然、文化や人々の生活の教材化、地域の人材や施設を積極的に利用した活動等の機会を多様に設定したい。

そのためにも、学校は、日頃から家庭や地域社会との連携を深め、補完し合いながら、児童生徒の多面的理解を図っていくことが重要となる。

### 2 連携の仕組

学校、家庭、地域が連携・協力しながら、一体となって児童生徒の健やかな成長を担うため、「学校評議員制度（学校教育法施行規則第49条）」「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）」により、学校と保護者や地域住民等との相互理解や連携が深められ「地域とともにある学校づくり」が推進されている状況である。

また、学校教育に地域の教育力を取り入れることによって、児童生徒の教育をより豊かなものとするため、地域学校協働本部を中心とした各種ボランティア等の活用も進められている。

平成29年3月には、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要であるとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、「学校運営協議会」の設置が努力義務となった。学校運営協議会では、「こんな児童生徒を育てよう」という目標を共有し、学校運営やその運営に必要な支援に関する協議をする。その協議内容を、地域学校協働本部にも伝え、目標を共有した上で、その実現に向けた活動を実施する。これにより、学校、家庭、地域が同じ目標に向かって、それぞれの役割と責任を果たしながら、児童生徒をみんなで育てていくことができる。

また、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支えるために、地域を創生するための従来の学校支援地域本部は「支援」から「連携・協働」へ、そして、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へと発展した。

このように、学校、家庭、地域が目標を共有し、一体となって地域の児童生徒を育てていくことは、児童生徒の豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの意識の変化をもたらし、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながる。

## 第21節 学校安全教育

### 1 学校安全教育の必要性

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

とりわけ、学校は、児童生徒等が集い、人と人の触れ合いにより、人格の形成がなされる場である。「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

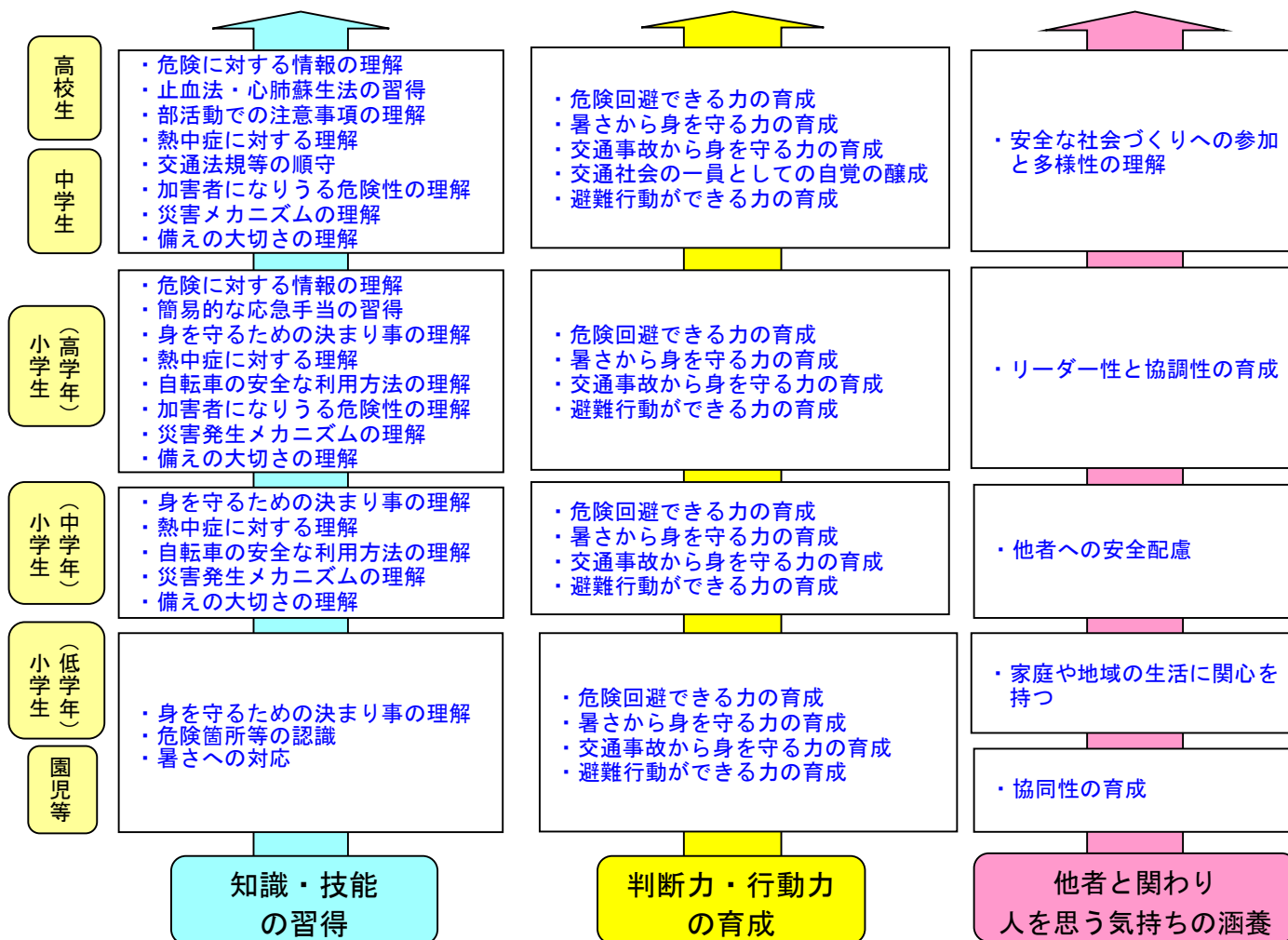
さらに、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められている。自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

### 2 静岡県学校安全教育目標

全ての児童生徒等が、日常生活において、危険な状況を適切に判断できる知識と、回避するために主体的に行動する能力を身に付け、自らが進んで安全で安心な地域づくりに参画・貢献できる人材の育成を目標とし、下表に体系図として整理した。

また、発達段階に応じて身に付けてほしい安全に関する資質・能力を具体的に示すことで、各学校が策定する学校安全計画の充実を図るとともに、全ての教職員が「安全」に対する共通理解のもと、教育活動全体を通じて実践することにより「命を守る教育」の更なる推進を図るものである。

## 自他の命を守るための適切な判断・行動ができる人



### 3 学校安全の領域

学校安全の領域としては以下の領域が挙げられる。

#### 【学校安全の3領域】

- 生活安全：学校、家庭などの日常生活で起こる事件・事故（熱中症などの健康被害も含む）
- 交通安全：様々な交通場面における危険と安全、事故防止
- 災害安全：地震、津波、風水害、火山、火災、原子力災害

#### 【今後想定される新たな危機事象】

- 国民保護の観点など：学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生等

### 4 学校安全教育に係る全ての学校での計画の策定・実施

学校保健安全法により「学校安全計画」「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の策定・実施の義務及び「地域の関係機関との連携」が求められている。学校安全教育を実施していく上で、これらの計画及び連携を全ての教職員共通理解のもと、教育活動全体で意図的、計画的に進めていく必要がある。

## 学校保健安全法

### (学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

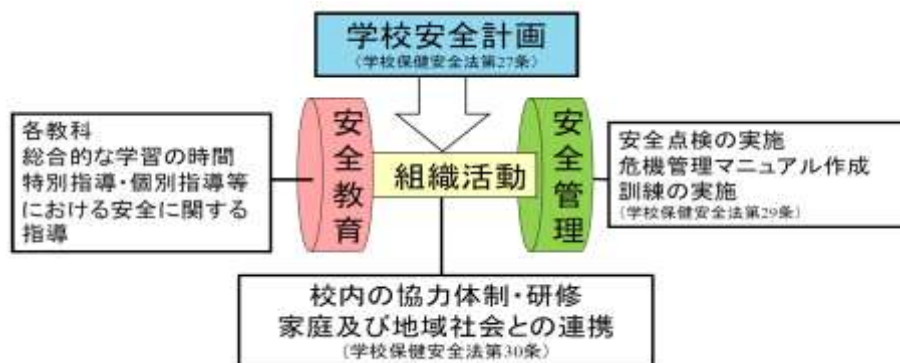
### (危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

### (地域の関係機関との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、該当学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

## 学校における安全の取組



## 5 学校安全教育実施上の留意点

### (1) 「生活安全」に係る安全教育

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

ア 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方

イ 通学路の危険と安全な登下校の仕方

ウ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当

エ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、学校や地域社会での犯罪被害の防止

オ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方

カ 消防署や警察署など関係機関の働き

### (2) 「交通安全」に係る安全教育

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び

原動機付自転車)等の利用について理解できるようにする。

ア 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方

イ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 交通機関利用時の安全な行動

エ 自転車の点検・整備と正しい乗り方

オ 二輪車の特性の理解と安全な利用

カ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方

キ 交通法規の正しい理解と遵守

ク 自転車利用時を含めた運転者の義務と責任についての理解

ケ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮

コ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

サ 車の自動運転化に伴う課題(運転者の責任)、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方

シ 消防署や警察署など関係機関の働き

### (3) 「災害安全」に係る安全教育

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方

エ 風水害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

カ 避難場所の役割についての理解

キ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ク 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ケ 災害時における心のケア

コ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮

サ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き

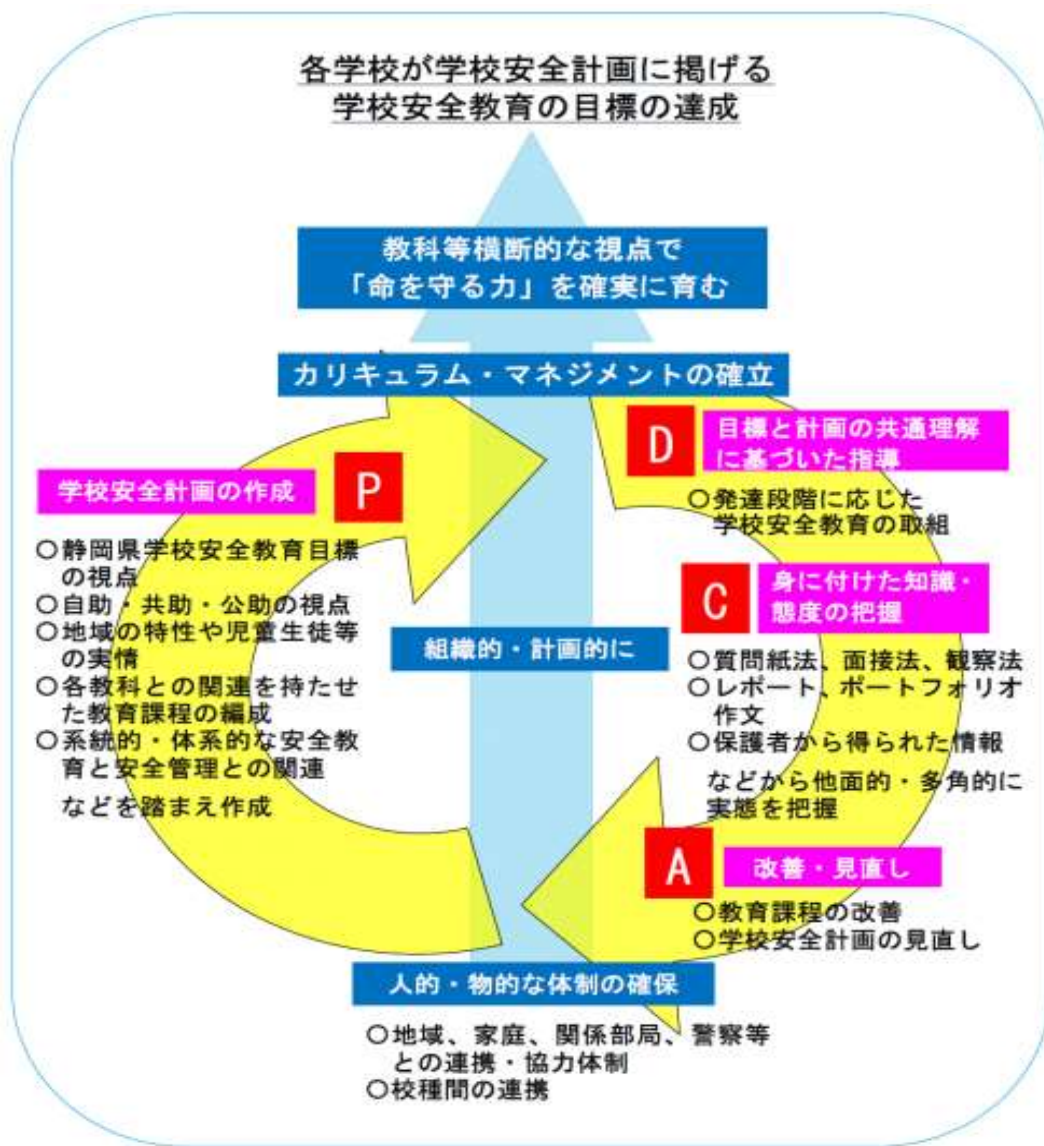
シ 消防署など関係機関の働き

## 6 学校安全教育に係る評価

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学

校安全の計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のPDCAサイクルの中で、指導や訓練計画等に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。



## 第22節 部活動

### 1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、豊かな感性や健やかでたくましい身体等を育成するとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

また、生徒が異年齢集団に属し、仲間や教師等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っている。

さらに、目標の達成に向かって励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものである。

このような意義の認められる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す静岡県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つと考えられる。

### 2 学習指導要領における部活動

「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則」に部活動に関する記述があり、学校教育の一環として位置付けられている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 3 部活動の在り方

#### (1) 顧問の役割

顧問の役割は、活動計画の作成や、保護者・関係者等との連絡調整、安全管理等を行う「管理的側面」と、生活指導や技術指導を通じた個性・能力の伸長、人格形成等を担う「指導的側面」に大別できる。また、外部指導者や部活動指導員に「指導的側面」を援助してもらうこともあるが、その場合でも顧問は「管理的側面」の職責を果たさなければならない。

#### ア 生徒に直接かかわること

- 部員の技術指導      ○部員の生活指導
- 大会、練習試合、合同練習等の計画や申込み、引率
- 部員の健康管理、事故防止と安全指導
- 部員名簿、年間・月間活動計画等の作成      ○部活動日誌等の活用

#### 【重要ポイント】

- ・部活動指導方針を作成し、生徒・保護者に説明する。
- ・活動計画表・試合予定表を作成する際には、計画的に休養日を設定し、生徒や教員がバランスの取れた生活を送ることができるように配慮する。また、活動計画や試合予定表等を事前



に配布することで、生徒や保護者の信頼を得ることができる。

- ・けがや事故があった場合は素早く対応し、管理職及び保護者への報告を怠らない。
- ・部活動指導員は単独指導・単独引率ができる外部指導者であり、必要性を感じた場合は管理職に相談する。

イ 学校内の組織に関わること

- 担任・管理職等への報告・連絡・相談及び連携
- 顧問会議への出席
- 施設・用具の管理と指導
- 部予算の確保と管理
- 保健室・医療機関との連絡

【重要ポイント】

- ・指導や運営などで困ったことや悩みがある場合は、管理職や先輩教員にすぐ相談をする。

ウ 外部団体等に関わること

- 中体連、中文連との連絡
- 保護者との連絡・連携
- 外部指導者との連絡・連携
- 地域や関係団体との連絡・調整

【重要ポイント】

- ・外部指導者や部活動指導員と共通の指導理念のもとで指導が行えるよう、必ず指導方針や運営方法について意見交換を行う。
- ・外部指導者や部活動指導員に理解が得られず運営がうまくいかない場合は、管理職や先輩教員に相談をする。

(2) 顧問としてのあるべき姿

学校組織の編成上、担当する分野（種目）の経験がない場合や、専門外の顧問になることは少なくない。

専門的指導ができるか否かに関わらず、生徒の技能や知識の向上等のみならず、生徒の自主性を育む指導をしたい。また、生徒とともに成長の喜びを共感し、指導者としての成長につながる活動でありたい。

一方、熱心になるあまり、行き過ぎた指導とならないよう、また、生徒の人権を害する行為が行われぬよう、常に生徒の状況に応じた適切な指導を心掛けることが大切である。そのためには、部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導に当たるよう留意する必要がある。

【重要ポイント】

- ・指導力は、誠実な取組の積み重ねで向上する。
- ・生徒を大切にする。生徒も保護者も誠実な教師の姿を信頼する。
- ・体罰（暴力や暴言、ハラスメント）は絶対にしてはならない。

(3) 効率的な指導の工夫

少子化に伴う生徒数の減少及びそれに伴う教師数の減少、さらに教師の年齢構成の不均衡や多忙化等が複合する反面、生徒・保護者・地域等からの部活動に対する期待や要望は大きい。

限られた時間の中で部の目標を達成するためには、効率的な指導方法や練習内容の工夫に努めるとともに、生徒一人一人に手厚い指導ができるよう、副顧問や外部指導者等と連携した指導体制づくりが必要である。

(4) 部活動ガイドライン

将来において健康で文化的な生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能

なものとするため、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。その後、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁は、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すため、前述の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

静岡県でも平成30年4月に「静岡県部活動ガイドライン」を策定し、運動部活動に対する方針を示した。また、令和2年3月に「静岡県部活動ガイドライン」を改訂し、文化部活動の取扱いについても明記した。

県立高等学校中等部においては「静岡県部活動ガイドライン」に則り、各学校で「学校の部活動に係る活動方針」が策定されている。公立中学校においては、設置者である市町教育委員会により「静岡県部活動ガイドライン」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」が策定され、それに則り、各学校で「学校の部活動に係る活動方針」が策定されている。

顧問は、各学校の活動方針に従い、指導力向上研修を積極的に受けたり、外部指導者を活用したりして、合理的かつ効率的・効果的な部活動運営を目指していくことが必要である。

## 第23節 異校種間の連携

一人一人の子供の成長を考えたとき、同じ地域社会に住む子供に対して一貫した教育を行うという観点に立ち、地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等が相互に連携し、協力し合う必要がある。各学校段階においては、発達の段階に応じた継続的かつ体系的な教育・保育が行われるが、「幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校」、「小学校から中学校」など、上級学校への移行には連続性があるため、各学校、教職員等が互いの教育・保育等について理解を深め、校種間の連携を一層推進していくことが重要である。

### 1 就学前の教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）と小学校との連携

就学前の教育・保育施設においては、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育や保育活動を展開し、幼児教育において育みたい資質・能力を育てている。幼児教育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」であり、小学校以降の学校教育で育みたい資質・能力と同じく3本の柱で整理されている。幼児期にはこれらの資質・能力は、遊びを中心とした園生活全体で総合的に生まれ、今後の人生を生きる力の基礎となる。幼稚園教育要領等では、これらの資質・能力が育てられている子供の具体的姿で、特に5歳児後半に見られるようになる姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示している。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、子供が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうようにすることが大切である。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等のスタートカリキュラムを実施し、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等に

おける学習に円滑に接続されるようにすることが大切である。

## 2 小学校と中学校の連携

小学校から中学校への進学においては、新しい環境での学習や生活に不適応を起こすいわゆる「中1ギャップ」の現状があり、そのギャップを解消するための小中連携の取組が各学校で行われている。例えば、中学校区での合同の研修会や小中相互の乗り入れ授業、連携協議会等の実施に加え、家庭学習の方法をそえたり、ノーメディアデーを設定したりするなどの様々な取組が実施されている。また、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指す小中一貫教育への取組も行われている。

同一地域だけでなく、異なる地域においても幅広く交流していくことは、子供たちにとってかけがえのない豊かな経験を積むことにつながる。例えば、近隣の学校と自然教室などの行事を合同で行うこと、海辺、山間部、都市部など自然や社会環境が異なる学校同士が文通やインターネットで結ばれたり、相互訪問を行ったりすること、特別支援学校との日常の交流を図ることなどが考えられる。

## 第2章 特別支援教育

### 1 特別支援教育の理念

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）（以下、「改正法」という。）により、平成19年4月1日から特別支援教育が開始され、今年度で18年目を迎える。

特別支援教育は、「知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの」であり、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。（文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）（章末資料参照））

### 2 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進には、障害のある幼児児童生徒の生涯にわたり、教育・福祉・保健・医療・労働等が連携・協力して一貫した支援を行うことが重要である。そのため、各学校は幼児児童生徒の教育的ニーズに対して「個別的教育支援計画」の作成を進めている。また、各学校では、特別支援教育コーディネーターを指名したり、校内委員会を設置したりして特別な支援や配慮が必要な幼児児童生徒への教育について検討・推進を行っており、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導をどの学習形態によって行うかについて、校内就学支援委員会などを開いて検討を行っている。

障害のある幼児児童生徒の学びの場については、障害者の権利に関する条約（※1）に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念（※2）を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学び場の整備を行っている。

通常の学級の指導においては、学習障害（LD）等の発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が学級に在籍すること等を踏まえ、指導方針や支援方法などに繋がる情報収集に努めることが重要である。集めた情報に加え、保護者からの情報や必要に応じて実施した巡回相談などを活用した専門家からの意見等を参考にしながら対象児童生徒に必要な支援について検討したり、指導方針について定期的に見直しを行ったりしていくことが重要である。

通級による指導は、小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍し、各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受ける教育形態であり、児童生徒が在籍する学校内の教室に通う場合と他校の教室に通う場合とがある。

通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱である児童生徒と多岐にわたる。（※3）

特別支援学級は、小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、障害による学

習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、必要に応じて特別に編制された少数数の学級で、知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害である児童生徒を対象とした教育を行っている。(※4)

特別支援学校では、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける教育が行われている。

(※5)

**(※1) 「障害者の権利に関する条約」**

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。その内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっている。

**(※2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)**

平成24年7月23日初等中等教育分科会より（抜粋）

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(※3 学校教育法施行規則第140条、25文科初第756号)

(※4 学校教育法第81条第2項、25文科初第756号)

(※5 学校教育法第72条)

### 3 特別支援教育における教育課程の編成について

#### **特別支援学校**

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられている。また、幼児児童生徒の障害の状態に応じた弾力的な教育課程を編成することができる。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校については、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されている。

## **特別支援学級**

特別支援学級は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われるが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっている。

## **通級による指導**

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害の状態に応じた指導を通級指導教室で行う教育形態である。通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるようになっている。

## **通常の学級**

通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒については、その実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行うこととされている。

### (1) 小・中学校における特別支援教育

小・中学校における特別な配慮や支援が必要な児童生徒への教育課程については、通級による指導などにより、「障害に応じた特別な指導」を当該学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることが示されている。(※1)

また、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、「小学校(中学校)学習指導要領 第1章 総則 第4 2(1)」に、障害のある児童・生徒などへの指導として、指導における留意事項が記載されている。

特に、今回の学習指導要領の改訂では、各教科の指導における解説で、支援を必要とする児童生徒の指導例が示されたことは、大きなことである。また、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方の一つとして、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」が新たに示されている。さらに、通級による指導で、特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」と示されており、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個々の実態を適切に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」とあるように、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられている。

### (2) 特別支援学校における特別支援教育

一方、特別支援学校の学習指導要領においては、「各学校においては、(中略)児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、(後略)」(※2)とある。さらに、「教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育課程を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。」(※3)とあるなど、障害のある児童生徒の学びについて、家庭や地域とのつながりを図りながら教科等横断的に取り組むことが

示されている。

また、重複障害（複数の種類の障害を併せ有する状態）の幼児児童生徒について、専門的な知識、技能を有する教員間の協力の下に指導を行ったり、医師等の専門家を活用したりして、学習効果を高めることが規定されている。さらに、家庭との連携の下に、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実を目指し、全ての幼児児童生徒に指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」を各教科等にわたって作成することが義務付けられている。また、関係機関との連携により、乳幼児期から学校卒業後まで一人一人のニーズに応じて一貫した支援を行うための目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」も全幼児児童生徒に作成することが義務付けられている。

(※1 学校教育法施行規則第138条、第140条)

(※2 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第2節 1)

(※3 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第3節 1)

#### 4 特別支援教育における教科書

教科書については、小・中学校等と同様に、文部科学省検定済教科書を使用するほか、児童生徒の障害の状態に合わせて文部科学省が作成した教科書（視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語・算数・音楽の教科書）を使用している。さらに、学校教育法附則第9条の規定により、絵本等の一般図書や下学年使用の検定済教科書を教科書として使用することができるとされており、児童生徒の実態に即した学習が行えるようになっている。

また、学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難低減のため、学校教育法等の一部を改正する法律等、学習者用デジタル教科書を制度化する関係法令が平成31年4月から施行され、これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書やデージー教科書（※1）を併用することができることとなっている。

このデジタル教科書やデージー教科書を活用することで、紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声教材の読み上げ等により、学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合は、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用することができ、教科書を拡大して表示したり、教科書に書き込んだ内容を保存・表示したり、教科書の文章を読み上げ装置などで読み上げたりするなど、個々の学習上の困難さに対応した学習が行えるようになっている。

(※1 デジタル教科書は教科書発行者が製作する教科書をそのまま記録した電磁的記録教材。

デージー（DAISY: Digital Accessible Information Systemの略）教科書は、ボランティア団体が作製する、通常の教科書と同様のテキスト・画像を使用し、テキストに音声をシンクロ（同期）させて読むことができる教材。）

#### 5 自立活動

自立活動とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的に特別に設ける指導領域である。（※1）

ここでの「自立」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的

に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味し、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、幼児児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習活動等の諸活動において、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消に努めたりすることを指す。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意図している。

上記のことからも、「自立活動」の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科等の指導を通じても適切に行われる必要がある。このため、幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領の総則において、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとし、特に自立活動の時間における指導は、各教科等と密接な関連を保ち、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うように配慮することが定められている。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育に当たっては、教育課程上、重要な位置を占めている。

自立活動の内容について、学習指導要領では、幼児児童生徒の個々の障害の状態や発達段階に応じた課題に対応できるよう、また障害の重度・重複化、多様化に対応し、適切かつ効果的な指導を進めるために、6つの区分で示している。

(1) 健康の保持

生活のリズムや生活習慣の形成、病気の状態の理解と生活管理、身体各部の状態の理解と養護、障害の特性の理解と生活環境の調整、健康状態の維持・改善に関すること。

(2) 心理的な安定

情緒の安定、状況の理解と変化への対応、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

(3) 人間関係の形成

他者とのかかわりの基礎、他者の意図や感情の理解、自己の理解と行動の調整、集団への参加の基礎に関すること。

(4) 環境の把握

保有する感覚の活用、感覚や認知の特性についての理解と対応、感覚の補助及び代行手段の活用、感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

(5) 身体の動き

姿勢と運動・動作の基本的技能、姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用、日常生活に必要な基本動作、身体の移動能力、作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(6) コミュニケーション

コミュニケーションの基礎的能力、言語の受容と表出、言語の形成と活用、コミュニケーション手段の選択と活用、状況に応じたコミュニケーションに関すること。

これらの内容については、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではない。個々の幼児児童生徒が必要とする項目を、6つの区分ごとに示された内容の中から選定し、



それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する必要がある、そうすることで、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図るものである。

(※1 特別支援学校幼稚部教育要領 第2章、小学部・中学部学習指導要領 第7章、高等部学習指導要領 第6章)

## 6 それぞれの障害に配慮した教育

### (1) 視覚障害のある幼児児童生徒に対する教育

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。見え方は個人差が著しいため、一人一人の視覚障害の状態を把握することが大切である。

視覚障害のある幼児児童生徒に対する教育では、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用し、体験的な学習などによって経験の拡充を図ること、言葉で説明を加えること、自ら確認できる情報を用意すること等が大切である。

具体的には、幼児児童生徒が視覚補助具やICT、触覚教材、拡大教材及び音声教材等の効果的な活用を通して、主体的な活動ができるように指導をするほか、点訳された小・中学校の教科書や「デジタル教科書」を用いて学習を行うことが認められている。また、自立活動の具体的な内容としては、例えば、触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や白杖による一人歩きの技能を身に付けるための指導、情報機器の活用技能を高めるための指導などが行われている。

職業教育としては、視覚障害のある生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に、保健医療科や理療科という職業学科を設置して、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師などの資格取得を目指した指導を行っている。

### (2) 聴覚障害のある幼児児童生徒に対する教育

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。

聴覚障害のある幼児児童生徒に対する教育では、的確な言語概念の形成を図り、発達に応じた思考力の育成に努めることをねらって様々な指導を行っている。具体的には、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して的確な意思の相互伝達が行われるようにすること、補聴器や人工内耳等の利用により保有する聴覚を最大限に活用すること、視覚情報やICT等を活用すること等、効果的な学習活動を展開している。職業教育としては、聴覚障害のある生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に、特進技能科や生産応用科を設けて、生徒の進路希望に即した指導を行っている。

### (3) 知的障害のある児童生徒に対する教育

知的障害とは、一般に、同年齢の児童生徒と比べて、認知や言語などに関わる知的機能の発達に有意な遅れが見られ、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などの適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものをいう。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。

知的障害のある児童生徒に対する教育では、児童生徒の発達段階などに合わせて教育課程を編成し、実際の生活場面に即しながら繰り返して学習する継続的、段階的指導、主体的に取り組む意欲や自信を育む指導が重要となる。各教科等の指導を行うとともに、「日常生活の指導」や「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」といった「各教科等を合わせた指導」を行うことがで

きるという特徴がある（※1）。また、児童生徒が学校生活に見通しをもち、意欲的に活動できるように、目標や指導方法を工夫している。

知的障害のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部では、基本的な生活習慣や日常生活に必要な言葉や数量の指導などを行うとともに、社会性の基盤となるコミュニケーションの指導や順番や約束・時間を守って活動することなどを指導している。中学部ではそれらを一層発展させるとともに、集団生活や円滑な対人関係、家庭生活や職業生活についての基礎的な知識や技能の習得を目指した指導などが行われている。さらに、高等部においては、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度などの習得を目指し、特に、作業学習等を中心とした職業教育の充実を図っている。

（※1 学校教育法施行規則第130条第2項）

#### (4) 肢体不自由のある児童生徒に対する教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。

肢体不自由のある児童生徒に対する教育では、各教科等の指導において障害の状態や発達の段階、身体の動きの状態、認知の特性、各教科の内容の習得の状況に考慮するとともに、自立活動の時間を中心に座位の姿勢保持、歩行、衣服の着脱、食事、排せつ等の日常生活に必要な動作の指導が行われている。

肢体不自由のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校には、重度の運動機能障害に加えて知的障害、視覚や聴覚など感覚障害等の複数の障害のある児童生徒も多く就学している。また、このような児童生徒の一部には、看護師等による医療的ケアを必要とする児童生徒もいる。そのため、「小・中学校又は高等学校に準ずる教育課程」のほか、「知的障害の児童生徒の教育を主とする教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」等、多様な教育課程を編成し教育に当たっている。

肢体不自由によって生じる様々な困難を軽減するために、廊下や階段に手すりを取り付けたり、スロープやエレベーターを設置したりするなど施設・設備にも様々な配慮がなされている。また、指導においては、ICTを活用したり、コミュニケーションボードや筆記用自助具などの補助的手段を導入したりする等の工夫が行われている。

#### (5) 病弱・身体虚弱のある児童生徒に対する教育

病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態をいう。

病弱・身体虚弱のある児童生徒に対する教育は、各教科等の学習の遅れや学習の空白などを補完し、学力を保障することが重要である。また、積極性、自主性、社会性の育成や、心理的な安定等も大切な指導となっている。さらに、医療機関との密接な連携のもとに、病気の回復や克服のための知識や習慣を身に付けたり、意欲の向上を図ったりする指導も必要である。

病気や体力等の状態により、授業の参加に制限のある児童生徒が、学習の遅れを補い入院治療

後に元の学校生活に適応しやすくするために、各教科等の指導では、指導内容を精選したり、補助用具やICTを活用したりするとともに、原籍の小・中学校、高等学校等との「交流及び共同学習」を実施する等の様々な指導方法の工夫がなされている。

#### (6) 言語障害のある児童生徒に対する教育

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

言語障害のある児童生徒に対する教育では、障害の状態に応じて、構音指導、吃音等に対する発話の流暢性に関わる指導、コミュニケーション活動の指導、言語発達を促す指導、読み書きに関わる指導等が扱われる。

言語障害のある児童生徒は、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で専門的な指導を受けることが多いため、そこでの指導内容の定着が図られるように、在籍学級や家庭との連携、協力に努めている。

#### (7) 情緒障害のある児童生徒に対する教育

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

対象の児童生徒には、各教科等の指導のほか、情緒の安定や円滑な対人関係を図る指導や、言語の理解と使用、人との言葉でのやり取り、場に応じた適切な行動ができるようにするための指導（ソーシャルスキルトレーニング：SST）などが行われている。

#### (8) 発達障害のある児童生徒に対する教育

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（※2）。

それぞれの障害による特徴等は以下に示すが、発達障害のある幼児児童生徒の指導において気を付けなければならないことは、時として障害があることが見えにくく、周囲に理解されにくいことから、誤解を招きやすく、それにより自尊心を損ねたり二次障害を引き起こしたりしやすいことである。したがって、読み書き等の特性や特徴的な行動、場にそぐわない発言等がみられるときには、その前後の状況なども含めて把握したり記録に残したりするなどして、その子の傾向等を知り、周囲の先生方や巡回相談などを活用しながら対象児童生徒に必要な支援方策について考えたり、対象児童生徒に関わりのある先生方と相談しながら共同して進めたりすることが大切になってくる。

### **自閉症**

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生時代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。なお、高機能自閉症とは、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

自閉症である児童生徒の指導に当たっては、障害特性を理解し、それに応じた支援が必要である。例えば、目的と場所の一对一对応などの物理的構造化、活動の流れなどを分かりやすく示したスケジュールの構造化、一度に複数の指示を出さないこと、言語のみより動作を伴った学習が理解しやすいこと、視覚的な手掛かりを工夫すること等、様々な工夫が有効であると言われており、一人一人の特性に応じた指導内容・方法を適切に選択し指導に当たることが求められる。

### **アスペルガー症候群**

アスペルガー症候群は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはない。自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たないものの、その特徴として、一方的に自分の話題を中心に話し、直接的な表現が多く、相手の話を聞かなかつたり、また相手が誰であっても対等に話をしたりすることがある。

### **学習障害 (LD)**

学習障害とは、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するなど、特定の能力に著しい困難を示す状態である。

- ・教科書を読むときに、単語を言い換えて読んでしまう。
- ・文字を書くときに他の児童生徒に比べてとても時間がかかる。
- ・他の児童生徒より丁寧に文字の指導をしても、なかなかひらがなが覚えられない。
- ・練習したときは覚えているが次の日になると覚えた漢字を忘れてしまう。

学習障害のある児童生徒が学校生活において、その多くの時間を費やすのは通常の学級であることが多いため、児童生徒にこうしたつまづきが見られた時には、丁寧な困難さの状況の把握に努め、得意な面や努力している面を見つけて積極的に評価したり、活躍できる場면을意図的に取り入れて自信が得られるように支援したりすることが重要である。

### **注意欠陥多動性障害 (ADHD)**

注意欠陥多動性障害とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害である。

- ・不注意な間違いが多く、必要なものをよくなくす。
- ・指示に従えず、課題をやり遂げることができないときがある。
- ・離席があつたり、椅子をガタガタさせたりするなど、落ち着きがないように見える。
- ・自分の持ち物の整理整頓が難しく、机の周辺が散らかっている。

ADHDの障害特性による行動上の特性が、学校での集団生活において著しい適応の困難につながっている場合がある。しかし、多くの場合、それらの行動特性は、「やる気」や「態度」の問題と受け止められがちで、障害特性として気づかれにくかつたり認められなかつたりすることが、自信の喪失や自己評価の低下につながり、このような心理状態から、望ましくない行動がさらに現れたり、できていた学習ができなくなつたりするなどの二次障害を引き起こすことがある。

ADHDのある児童生徒の教育的ニーズは多様であることから、一人一人の実態把握を行動上の問題だけでなく、教科学習や対人関係の状況、学校生活への適応状態など様々な観点から行い、対人関係に関する技能や社会生活を営む上で必要な様々な技能などを身につけることができるよう、適切な指導を継続して行うことが重要である。

発達障害のある児童生徒に対する指導・支援の基本としては、「個々の児童生徒を大切にした学

級づくり」「自己肯定感を高める指導」「学習環境の整備（調整）」「学習・行動特性に合わせた指導」の四つの柱が考えられる。共通した支援として、効果的なチームティーチング、適時性のある賞賛や説明、集中しやすい座席の工夫、視覚的な掲示物の工夫、簡単で分かりやすい指示や説明、ポイントや注目すべき点が分かりやすい板書、こまめな机間指導による個への言葉かけなどを心がけることが重要である。

（※2 発達障害者支援法第2条第1項）

#### (9) 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

近年、特別支援学校だけでなく小・中学校等において、日常的に「痰の吸引」（※3）や「経管栄養」（※4）等の医療的ケアが必要な児童生徒等が増加している。こうした医療的ケアを取り巻く状況の変化に対応すべく、医療的ケアの基本的な考え方を示した「静岡県医療的ケアガイドライン」を作成した。

県立特別支援学校では、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを常時必要とし保護者から実施の依頼があり、学校長が承認した場合、対象児童生徒等に医療的ケアを実施している。医療的ケアを実施する学校には、「静岡県医療的ケア実施要綱」に基づいて、看護師資格を有する教諭、看護師業務に従事する非常勤講師（以下、「看護師」という。）を配置している。また、教員が医療的ケアを実施する場合は、医療的ケアを実施する学校を「登録特定行為事業者」として県に登録した上で、主治医、指導医、看護師による一定の研修を経て、「認定特定行為業務従事者」として県に認定された教員に限り、特定の医療的ケアを行っている。

小・中学校等においては、文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（30文科初第1769号）を踏まえ、学校と保護者の連携協力の下、原則的に看護師を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制がとられている。

（※3 「痰の吸引」…勢いのある呼気や有効な咳ができず、自力で痰の排出ができない場合に器具等を使って排痰を行い、誤嚥や風邪・感染の予防などを行う医療行為。）

（※4 「経管栄養」…口から物を食べられなくなった場合に、チューブやカテーテルなどを使って胃や腸に必要な栄養を直接注入する医療行為。）

#### (10) 障害のため通学が困難な児童生徒への対応（訪問教育）

特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、重度障害者や療養中の児童生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員が家庭、施設、病院等に出向いて指導する「訪問教育」が行われている。この場合の授業時数は、実情に応じて定めている。

## 7 「交流及び共同学習」の推進

平成19年9月、我が国は障害者の権利に関する条約に署名した。その後、国内法の整備を進め、平成26年1月に批准をした。地域社会で暮らす様々な人々が、互いに支え合い、生き生きと暮らすことができる地域づくりに向けて、幼児児童生徒が障害のあるなしに関わらず交流し、交流を通じて幼児児童生徒が多様性を尊重する意識を育み、互いを尊重することのできる大人へと成長していく社会を目指している。

小学校、中学校等や特別支援学校の学習指導要領には、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼

児児童生徒、あるいは、地域社会の人たちとが、触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」を積極的に設け、幼児児童生徒同士が共に尊重し合いながら共働して生活していく態度を育むよう示されている。

#### **特別支援学校の学校所在地域における「交流及び共同学習」**

特別支援学校の学校所在地域における「交流及び共同学習」は、交流を提携した学校間や地元自治会等との間で行われ、特別支援学校が幼稚園、小・中学校、高等学校等と連携し、各教科の授業、遠足や運動会などの学校行事、児童会・生徒会活動、作文や作品などを交換し合う活動など、様々な工夫の下に進められている。このような活動においては、提携した学校と特別支援学校との間で児童生徒等が互いの学校を訪問する機会が設けられることが多く、双方の児童生徒等の社会性や豊かな人間性を育成する上で重要な役割を果たしている。また、学習発表会、学校祭等の学校行事に地域の人々を招いたり、あるいは地域で行われる行事や各種団体の催しに児童生徒等が参加したりするなどの交流が行われている。このような活動を通じて、特別支援学校の児童生徒等が幅広い年齢層や立場の異なる人々と触れ合うことは、児童生徒等の社会性を養う上でも一層有意義な活動であるとともに、地域の人々が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする児童生徒等を正しく理解し、認識を深めるよい機会ともなっている。

#### **児童生徒の居住する地域で行う「交流及び共同学習」**

一方で、県内の特別支援学校には、居住する地域を離れて近隣の地域にある特別支援学校に通う児童生徒が多数在籍している。これらの児童生徒の中には、小学部から高等部卒業までの12年間を、居住する地域から離れた特別支援学校で過ごす児童生徒が多数おり、居住する地域の一員としての存在感が薄れがちである。

そこで、特別支援学校の児童生徒が「地域の子供」として、これまで以上に周囲の理解を深められるよう、居住する地域の小中学校に「副次的な籍」(※1)を置き、これまで行われてきた居住する地域の学校との交流の推進を図り、地域との結びつきを強くしていくことを目指している。

(※1 静岡県では、この副次的な籍を「交流籍」と命名し、令和元年度より全県下で実施している。副次的な籍を活用した交流及び共同学習は、文部科学省も認めている。)

#### **特別支援学級の児童生徒が、在籍する小・中学校で行う「交流及び共同学習」**

特別支援学級の児童生徒が、在籍する小・中学校において、同学年の学級に入って参加する学習も「交流及び共同学習」に含まれる。

特別支援学級の児童生徒は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、必要に応じて特別に編制された少人数の学級で学ぶことが基本となるため、大きな集団の中で自分の力を発揮する機会が乏しくなってしまうがちである。しかし、在籍している小・中学校の通常学級との間で行われる交流学习や共同学習では、特別支援学級の児童生徒が大きな集団の中でも力を発揮する経験を積み重ねたり、通常の学級に在籍する児童生徒が障害のある児童生徒との関わり方を学んだり理解を深めたりするなど、その意義は大きい。

#### **静岡県における「共生・共育」**

静岡県では、「共生・共育」の一環として、小学校や高等学校の教室等を活用した特別支援学校の分校設置を進めている。令和6年4月現在、次表のとおり分校を設置しており、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の日常的な触れ合いや学校行事の実施は、お互いの理解を深める機会と

なっている。

	分校名	設置場所	開校年月
1	県立東部特別支援学校伊東分校 ※現在小学校に併設されていないが、共生・共育を推進する学校として記載	伊東市立西小学校の閉校に伴い 旧伊東市立旭小学校に移転	平成11年4月 令和5年9月移転
2	県立静岡北特別支援学校南の丘分校	県立駿河総合高等学校	平成16年4月
3	県立東部特別支援学校伊豆高原分校	県立伊東高等学校城ヶ崎分校 県立伊豆伊東高等学校	平成18年4月 令和5年4月移転
4	県立掛川特別支援学校御前崎分校	県立池新田高等学校	平成18年4月
5	県立伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校	下田市立下田小学校	平成20年4月
6	県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	県立田方農業高等学校	平成21年4月
7	県立袋井特別支援学校磐田見付分校	県立磐田北高等学校	平成22年4月
8	県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	県立松崎高等学校	平成23年4月
9	県立富士特別支援学校富士宮分校	県立富士宮北高等学校	平成23年4月
10	県立浜松特別支援学校城北分校	県立浜松城北工業高等学校	平成23年4月
11	県立沼津特別支援学校愛鷹分校	県立沼津城北高等学校	平成25年4月
12	県立藤枝特別支援学校焼津分校	県立焼津水産高等学校	平成25年4月
13	県立富士特別支援学校富士東分校	県立富士東高等学校	令和5年4月
14	県立御殿場特別支援学校小山分校	県立小山高等学校	令和6年4月

## 8 キャリア教育・職業教育の充実

特別支援教育においては、小学校、中学校等の各学校段階におけるキャリア教育の考え方に加え、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導・支援を行うことが重要である。

障害のある児童生徒等については、学習上又は社会生活上の困難を主体的に、改善・克服し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ることが重要である。その中で、職場体験活動等の機会の確保や家庭・地域住民等との連携・協働、幼児期からのつながりを考慮したキャリア教育の充実を図ることが必要である。

その際、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別の教育支援計画を活用して、幼児児童生徒や保護者の希望も尊重しながら、幼児児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

学習指導要領では、特別支援学校の高等部について、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関して、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されている。その趣旨を踏まえ、産業構造や進路指導をめぐる状況の変化に即した職業教育に関する教育課程の見直しや、就業に向けた支援方法の開発を推進することが必要である。

## 9 地域における特別支援教育のセンター的役割を果たす特別支援学校

特別支援学校においては、地域の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、障害のある幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努

めることが示されている。

「特別支援教育の推進について（通知）（19文科初第125号）」では、特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとして、以下の機能の充実を図ることを求めている。

- ・地域の幼稚園、小・中学校及び義務教育学校、高等学校及び中等教育学校だけでなく、保育所や保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めること。
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の作成などへの援助を含め、その支援に努めること。
- ・特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小・中学校及び義務教育学校、高等学校及び中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

また、学習指導要領には、センター的役割を果たすために、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備することが示されている。

## 10 特別支援学校の寄宿舎

いくつかの特別支援学校には寄宿舎が併設されている。自宅からの通学が困難な児童生徒が、寄宿舎から学校に通っている。寄宿舎には、寄宿舎指導員が置かれており、寄宿舎内での生活指導や自治活動などを通して自立を目指した指導が行われている。

## 11 小・中学校における特別支援教育の体制

現在、多くの学級に学習面や生徒指導面で特別な支援を必要とする児童生徒がいる。このような児童生徒には、その特性を十分考慮した上で、適切な対応を工夫していくことが必要である。そのためには、児童生徒の実態把握をするとともに、特別支援教育コーディネーター（※2）を中心として校内委員会（※1）で話し合い、全校体制の支援をしていくことが大切である。

- (1) 各小・中学校において、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを位置付け活用する。
- (2) 各市町教育委員会において、特別支援連携協議会（※3）を設置し、学校と地域の関係機関との連携及び協力体制を推進する。また、巡回相談員（※4）による巡回相談の実施や専門家チーム（※5）を設置する。各小・中学校等においては、これらを必要に応じて利用する。
- (3) 各小・中学校において、必要な個々の児童生徒に対し個別の指導計画（※6）を作成し、一人一人に応じた教育を進める。また、必要な個々の児童生徒に対し個別の教育支援計画（※7）を作成し、関係機関と連携を図った効果的な支援をする。
- (4) 県から「通常学級での特別支援教育ハンドブック（平成18年2月発行）」、「特別支援学級担任のためのハンドブック（平成21年3月発行）」、「特別支援学級スタートブック（平成29年3月発行）」、「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック（平成31年3月発行）」等の冊子が各小・中学校に配布されており、各小・中学校においては、これらを必要に応じて活用する。

### （※1 校内委員会）

特別な配慮を必要とする児童生徒の実態把握や支援方法の情報交換、理解を深めるための校内



に設置する委員会のことをいう。

#### (※2 特別支援教育コーディネーター)

特別支援教育のための校内研修や校内委員会の企画・運営、校内の関係者・関係機関との連絡調整、保護者からの相談窓口等を行う。

#### (※3 特別支援連携協議会)

市町教育委員会が、教育と医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワークを構築するための協議会のことをいう。

#### (※4 巡回相談員)

市町教育委員会が、心理専門員、特別支援学級教諭、特別支援学校教諭等、発達障害を含む障害に関する専門的な知識・経験を有する者を指名している。幼児児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを把握し、指導内容や方法、校内支援体制づくりの助言等を行う。

#### (※5 専門家チーム)

市町教育委員会が、大学教授、心理専門員、医師、福祉関係者、保健関係者、教員、教育委員会の職員等、保健、福祉、医療、教育等の専門家を指名し組織している。障害の状態に関する専門的な判断や望ましい教育的対応等を示す。

#### (※6 個別の指導計画)

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標・内容・方法・配慮事項等を示したものの。

#### (※7 個別の教育支援計画)

家庭との連携の下に、関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための支援目標や内容等を示したものの。

## 12 障害者差別解消法

### (1) 障害者差別解消法の制定の経緯等

障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成25年6月制定され、平成28年4月1日施行された。同法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止している。

### (2) 学校等において禁止される障害者差別の例（※1）

#### ア 学校等における「不当な差別的取扱い」の具体例

(ア) 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。

(イ) 学校への入学の出願の受理、受験、入学等を拒むことやこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。等

なお、通級による指導や特別支援学級などで特別の教育課程を編成することは差別的な取扱いにはならないとしている。

#### イ 障害のある児童生徒に対する合理的配慮の具体例

(ア) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット

等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

- (イ) 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。 等

(※1「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を参照)

### (3) 職員対応要領の策定

静岡県教育委員会では、法律の規定により、「職員が遵守すべき服務規律の一環」として、本庁、出先機関、教育機関及び県立学校の全職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領（静岡県教育委員会訓令）」を策定している。

### (4) 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

障害者差別解消法の趣旨に基づき、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（いわゆる「障害者差別解消条例」）が制定され、平成29年4月1日施行された。具体的な取組として同条例では、県民からの障害を理由とする差別の解消に関する相談に対応するための「静岡県障害者差別解消相談窓口」等を設置している。

(資 料)

19文科初第125号  
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
錢谷 眞美

#### 特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあつては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

## 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

## 2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

## 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

### (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

#### (5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

#### (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

### 4. 特別支援学校における取組

#### (1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

#### (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

#### (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実を努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実を努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

## 5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

## 6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7. 教育活動等を行う際の留意事項等

### (1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

### (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

### (3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

### (4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

<引用・参考文献>

特別支援教育の基礎・基本2020 ～新学習指導要領対応～

著作 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

発行 ジアース教育新社

## 第3章 養護教諭の職務内容

養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどる（学校教育法第37条第12項）教員として、児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導に当たるとともに、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導を行うこととされている。

また、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場であることから、教諭とは異なる専門性にに基づき、健康相談や生徒指導面においても重要な役割を担っている。

### 1 養護教諭の専門領域における主な職務内容

#### (1) 保健管理

##### ア 心身の健康管理

- (ア) 救急処置（救急体制の整備と周知、救急処置及び緊急時の対応）
- (イ) 健康診断（計画、実施、事後措置、評価）
- (ウ) 個人及び集団の健康問題の把握（健康観察、保健情報の収集及び分析、保健室利用状況の分析・評価）
- (エ) 疾病の予防と管理（感染症・食中毒の予防と発生時の対応、疾病及び障害のある児童生徒の管理、経過観察を必要とする児童生徒の管理）

##### イ 学校環境衛生の管理

- (ア) 学校環境衛生（日常点検への参画と実施、定期検査・臨時検査への参画）
- (イ) 校舎内・校舎外の安全点検（施設設備の安全点検への参画と実施）

#### (2) 保健教育

- ア 体育科・保健体育科の保健に関する学習
- イ 関連する教科における保健に関する学習
- ウ 特別活動（学級活動・ホームルーム活動、児童生徒会活動、学校行事）における保健に関する学習
- エ 総合的な学習（探究）の時間における保健に関する学習
- オ 日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導
- カ 啓発活動（児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動）

#### (3) 健康相談（保健指導を含む）

##### ア 心身の健康課題への対応

- (ア) 健康相談の実施、心身の健康課題の早期発見、早期対応
- (イ) 支援計画の作成・実施・評価・改善
- (ウ) いじめ、虐待、事件事故・災害時等における心のケア

##### イ 児童生徒の支援に当たっての教職員、保護者、校内組織、学校医等の専門家、地域の医療機関等との連携

##### ウ 対象者の把握（健康診断の結果、保健室等での児童生徒の対応、日常の健康観察結果、心身の健康や健康生活の実践に関して問題を抱えている者など）

- エ 心身の健康課題の把握と保健指導の目標設定、指導方針・指導計画の作成と役割分担
- オ 実施・評価

(4) 保健室経営

- ア 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
- イ 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
- ウ 保健室の設備備品の管理
- エ 諸帳簿等保健情報の管理

(5) 保健組織活動

- ア 教職員保健委員会への企画・運営への参画
- イ PTA 保健委員会活動への参画と連携
- ウ 児童生徒保健委員会の指導
- エ 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施
- オ 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携

(6) その他

- ア 学校保健計画及び学校安全計画の策定への参画と実施
- イ 児童生徒の心身の健康にかかわる研究

※学校における救急処置の特質

学校における救急処置は、児童生徒の突発的な発病やけがなど学校管理下で生じた全ての傷病が対象となる。児童生徒の命を守り健康問題の解決を図るための活動として重要な意義がある。

○学校は教育機関であって医療機関ではないため、学校における救急処置は医療機関での処置が行われるまでの応急的なものである。

○救急処置と合わせて、発達の段階に即した、疾病やけがなどに関する児童生徒への保健指導を行う。

## 2 学校保健計画・学校安全計画策定への参画

(1) 学校保健計画

学校保健計画は、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」、「保健教育」、「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画である。児童生徒や教職員の心身の健康課題を解決し、健康を保持増進するための計画であり、年度の重点目標を立て評価・改善していくものである。

養護教諭は、健康観察や健康診断結果などにより、児童生徒の心身の健康課題を把握していることから、学校保健計画の策定には積極的に関わることが必要である。

**学校保健安全法（学校保健計画の策定等）**

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(2) 学校安全計画

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容と関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

養護教諭は、学校安全計画の策定に関わり、事故防止に努めるとともに、学校保健との関連を図っていくことが大切である。心のケアについては、災害や事件事故発生時における児童生徒の



ストレス反応の特徴や対応方法について、専門的立場から啓発していくなどの役割が養護教諭には求められることから、積極的に関わっていくことが大切である。

#### 学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

### 3 保健室経営計画の策定

保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画である。

子供の健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。

### 4 児童生徒の心身の健康問題への解決に向けて求められる養護教諭の役割

中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(平成20年1月)」(以下、「答申」という。)及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割は、次のとおりである。

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健の指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による保健教育への積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応（救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等）
- (7) 専門スタッフ等との連携協働

### 5 保健室の機能

保健室の機能は、答申に示されているように、学校保健活動のセンター的機能として統括することができる。「場」としての機能として整理すると、学校保健安全法第7条に示されている「健康診断」「健康相談」「保健指導」「救急処置」に加え、「発育測定」「保健情報センター」「保健組織活動のセンター」などの機能がある。養護教諭は、保健室経営をするに当たり職務や役割、保健室の機能を十分考慮した上で、保健室経営計画を立て、組織的に運営していくことが重要である。

#### 学校保健安全法（保健室）

第7条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

## 第4章 栄養教諭の職務内容

栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる（学校教育法第37条第13項）教員として、学校における食育の推進の要となる重要な役割を担っている。各学校において、栄養教諭を中心とし、食に関する指導に係る全体計画が作成されることや、教諭等により、体系的・継続的な学校全体の取組となることが期待されている。

### 1 栄養教諭の職務内容

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域と連携を図りながら、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して食に関する指導と給食管理を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされる。

#### (1) 食に関する指導

- ア 肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別的な相談指導を行う。
- イ 学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行う。
- ウ 他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整を行う。

#### (2) 学校給食の管理

栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等

#### 学校給食法 第3章 学校給食を活用した食に関する指導

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。（中略）

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

#### 【参考】栄養教諭の標準的職務一覧

区 分		具 体 的 内 容 例
食に関する指導	児童生徒への個別的な相談指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偏食傾向、強い痩身願望、肥満傾向、食物アレルギー及びスポーツを行う児童生徒に対する個別の相談指導</li> <li>・保護者に対する個別相談</li> <li>・主治医・学校医・病院の管理栄養士等との連携調整</li> <li>・食物アレルギーやその他の疾病を持つ児童生徒用の献立作成及び料理教室の実施 等</li> </ul>
	児童生徒への教科・特別活動等における食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動及び給食の時間における指導</li> <li>・教科及び総合的な学習の時間における学級担任や教科担任と連携した指導</li> <li>・給食の時間の食事マナー、配膳指導、後片付け指導</li> <li>・授業案作成、教材・資料作成 等</li> </ul>

区 分		具 体 的 内 容 例
食に関する指導	食に関する指導の連携・調整	<b>【校内における連携・調整】</b> ・児童生徒の食生活の実態把握 ・食に関する指導に係る全体計画策定への参画 ・学級担任、教科担任、養護教諭等との連携・調整 ・食に関する授業の企画立案、校内研修への参加 ・給食・食育等校務分掌の担当、職員会議への出席 <b>【家庭・地域との連携・調整】</b> ・給食だよりの発行 ・試食会、親子料理教室、招待給食の企画立案、実施 ・地域の栄養士会、生産者団体、PTA等との連携・調整 等
学校給食管理	給食基本計画への参画	・学校給食の基本計画の策定、学校給食委員会への参画 等
	栄養管理	・学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立の作成、献立会議への参画、運営 ・食事状況調査、嗜好調査、残食量調査等の実施 等
	衛生管理	・作業工程表及び作業動線図の確認 ・物資検収、水質検査、温度チェック等・記録の確認 ・調理従事者の健康観察、チェックリスト記入 ・「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての業務 ・学校保健委員会等への参画 等
	検食・保存食等	・検食、保存食の採取、管理、記録 等
	調理指導その他	・調理及び配食に関する指導 ・物資選定委員会等出席、地場産物の活用、食品購入に関する事務、在庫確認、整理、産地別使用量の記録 ・諸帳簿の記入、作成 ・施設・設備の維持管理、適切な使用についての指導 ・食に関する社会的問題等に関する情報の把握 等

※ 生きた教材としての学校給食の機能を最大限に引き出すためには、その管理を同時に行うことが不可欠であり、また、食に関する指導によって得られた知見や情報を給食管理にフィードバックしていくことも可能となる。

## 2 食に関する指導に係る全体計画策定への参画

### (1) 食に関する指導の全体計画

食に関する指導の全体計画は、学校全体で食育を組織的、計画的に推進するための計画である。食育を推進するための校内組織が校長のリーダーシップの下に作成し、全教職員に共通理解され、確実に実践されなければならない。

### (2) 栄養教諭の役割

栄養教諭は、食に関する指導における全体計画の作成や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校内の教職員はもとより、家庭・地域、関係機関等との連携・調整の要として、地域学校協働活動推進員等と連携し、子供たちの健康の保持増進に向けた健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められている。

#### ア 全体計画の進行管理

- イ 教職員の連携・調整
- ウ 家庭や地域等との連携・調整
- エ 各種計画との関連付け
- オ 児童生徒の食生活の実態把握と活用
- カ 食育の取組事例等に関する情報提供
- キ 学校給食の現状や課題等に関する情報提供
- ク 複数の学校や共同調理場を兼務する場合の対応

#### 学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則 第5 1

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

### 3 学校給食について

学校給食は、小学校及び中学校学習指導要領において、「学級活動」に位置づけられている。成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、体格・体力の向上と健康の保持増進を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として活用することができる。

#### 学校給食法（学校給食の目標）

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

## 第5章 事務職員の職務内容

事務職員は、学校における唯一の総務・財務等に通じる専門職である。学校における基幹的職員であり、小中学校等で原則必置である。事務をつかさどる（学校教育法第37条第14項）職員として、その専門性を活かし、より広い視点に立って教頭とともに校長を学校経営面から補佐し、学校の教育力・組織力の向上に貢献をしていくことが求められる。日常は各校で勤務を行うが、週1回程度一つの学校（共同学校事務室）に集まり、複数の学校の事務業務を共同で行っている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4）

### 【参考】市町立小中学校事務職員の標準的職務一覧表

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校経営	企画運営への参画に関する こと	企画運営委員会等への参画
		分掌組織検討への参画
		校内諸会議の企画・調整への参画
		自己評価、学校関係者評価の企画・実施への参画
	経理に関すること	学校予算編成企画、執行管理、監査対応
	業務改善に関すること	校内諸手続きの整理、業務改善の推進
	諸規程の制定に関すること	校内事務決裁規程等の整備・管理
	施設、物品に関すること	保守、保安、施設整備計画の策定、備品管理
	危機管理に関すること	危機管理マニュアル、防災、コンプライアンス
	地域連携に関すること	社会教育、関係機関との連絡調整
	情報管理に関すること	文書（メール）の收受・発送、教育情報の管理
	調査、統計に関すること	各種調査への回答
	広報に関すること	ホームページ、広報企画
教育活動	教育課程に関すること	教育課程編成への参画、時間割管理への参画
	学校行事に関すること	年間計画策定への参画、関係機関との調整、準備・運営
	教科書、教材に関すること	教科書給与事務、指導書・副読本の購入、教材整備計画
	学籍に関すること	在籍児童生徒数管理、転出入事務、卒業証書授与台帳管理
	就学支援に関すること	就学援助、就学奨励関係事務
	環境整備に関すること	児童・生徒の生活環境整備
	児童・生徒会に関すること	児童・生徒会活動に係る事務
学校労務	給与、旅費に関すること	給与事務、旅費事務
	勤務に関すること	勤務時間割振事務管理、休暇管理
	人事、サービスに関すること	人事関係事務、サービス管理
	福利厚生に関すること	共済組合、互助組合、労働安全衛生関係事務

	公務災害に関すること	事故に関する対応、公務災害関係事務
	庶務に関すること	職員諸証明（発行）等
その他	所属長が命ずる職務	

（注）教育職員が担う児童生徒への直接的な指導業務以外は、事務職員の職務の範疇であり、職務内容には、実際は教育職員等が担当することとなる職務も含まれる。

区分	職務内容	職務内容関係事務	
共同学校 事務室	共同学校事務室の運営に関すること	室長	共同学校事務室運営の指揮監督
			共同学校事務室室員への指導、研修、他校支援等
			市町が定める事務の専決、扶養手当等の決裁事務
		室員	室長が命ずる職務

- （注） 1 共同学校事務室を活用し、各学校の学校経営、教育活動の支援強化を図ること。  
 2 共同学校事務室において、各学校の共通業務を集中処理すること。

## 第6章 学校教育の基本と教育公務員の在り方

### 第1節 学校教育の制度

#### 1 学校教育の基本

憲法は、国の最高法規（憲法第98条第1項）であり、第26条において、我が国の教育の基本理念を定めている。すなわち、第26条は「福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性に鑑み、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言した」（最高裁判所大法廷昭和51年5月21日永山中学校事件判決）典型的な教育規定であり、生存権の文化的側面としての「教育を受ける権利」を規定した教育理念の基本をなすものである。

#### 日本国憲法

##### （教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法は、憲法の理念に基づき、教育の基本理念（同法前文、第1条から第4条まで）と教育制度の基本原則（同法第5条から第15条まで）を明らかにしたものである。

#### 教育基本法

##### （義務教育）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

##### （学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視

して行われなければならない。

## 2 学校の設置及び管理

学校教育法は、憲法と教育基本法を学校教育の制度と内容に具体化したものである。

学校の管理とは、管理機関が学校に対する一般的な支配権をもって、学校を維持し、かつ、学校の目的を達成するための一切の行為をすることをいう。具体的には、その内容により、人的管理、物的管理及び運営管理に三分することができる。

### 学校教育法

#### (設置基準)

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

#### (学校の管理、経費の負担)

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。



- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### **(教育機関の設置)**

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

#### **(教育機関の所管)**

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第23条第1項第2号から第4号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

#### **(学校等の管理)**

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。
- 3 第23条第1項の条例の定めるところにより同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

#### **(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)**

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

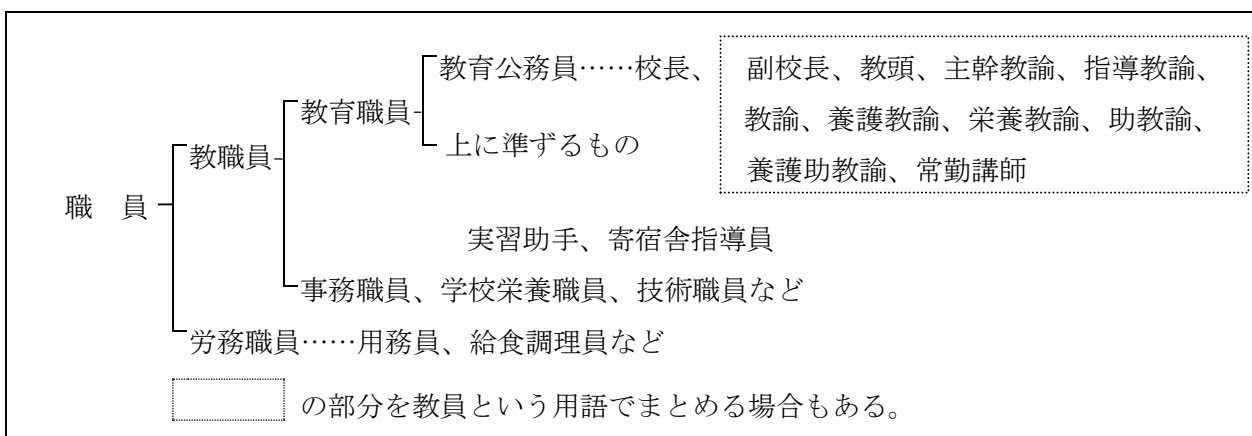
- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
  - (1) 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - (2) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - (3) 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

- (4) 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - (5) 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
  - (6) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
  - (7) スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
  - (8) 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
  - (9) 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
  - (10) 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
  - (11) 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第1項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 地方自治法第245条の4第3項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

### 3 校長及び教員

校長の職務及び教諭の職務

校長は、学校における最高責任者として、学校全体の仕事を掌握し、校務を所属職員に分担させて処理し、その校務が適切に行われているかどうか、法令等に違反していないかどうかなど、職員の職務上のことについて指示、監督を行うものである。また、身分上の上司として、職員が服務規則を遵守しているか否かなど、身分上の監督をも行う。



#### 学校教育法

##### (校長、教員)

第7条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

**(校長、教員の資格に関する事項について文部科学大臣への委任)**

第8条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

**(校長、教頭、教諭その他の職員)**

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 事務職員は、事務をつかさどる。
- 15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 18 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

### (準用規定)

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

(高等学校については第62条に、特別支援学校については第82条に準用規定がある。)

### (校長、教頭、教諭その他の職員)

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

6 技術職員は、技術に従事する。

### (寄宿舎指導員)

第79条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

2 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

## 学校教育法施行規則

教務主任及び学年主任(第44条)、保健主事(第45条)、事務長又は事務主任(第46条、第82条)、生徒指導主事(第70条)、進路指導主事(第71条)、学科主任及び農場長(第81条)、寮務主任及び舎監(第124条)

(中学校については第79条に、特別支援学校については第135条に準用規定がある。)

## 学校給食法

### (学校給食栄養管理者)

第7条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第10条第3項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

## 教育職員免許法

### (免許)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（以下略）

## 静岡県立学校管理規則

### （校長）

第10条 校長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の内容に関すること。
  - (2) 所属職員の人事管理に関すること。
  - (3) 児童生徒の管理に関すること。
  - (4) 学校の施設、設備の保全管理に関すること。
  - (5) その他学校の運営に関すること。
- 2 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。

### （学級主任）

第19条 学校に、学級主任を置く。

- 2 学級主任は、教諭又は講師をもつて充て、校長が命じ、教育委員会に報告する。
- 3 学級主任は、校長の監督を受け、ホームルーム経営（学級経営）その他の教育活動に当たる。

### （施設、設備の管理）

第41条 校長は、学校の施設、設備（備品を含む。以下同じ。）を常に良好の状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

- 2 校長は、前項の管理を職員に分掌させることができる。

## 4 小学校の教育

学校教育法において、小・中・高等学校それぞれの目的や教育目標が定められ、さらに教科に関する事項は文部科学大臣がこれを定めると規定している。この委任を受け、学校教育法施行規則において、各教科・科目や授業時間数等の教育課程に関する基本的事項を定めるとともに、教育課程の編成に当たっては、これらのほか、教育課程の基準として文部科学大臣が公示する学習指導要領によるものと定められている。

## 学校教育法

### （普通教育の目標）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規

定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (2) 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (3) 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (5) 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- (6) 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (7) 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (8) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- (9) 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (10) 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

#### (目的)

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

#### (目標)

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

#### (体験活動の充実)

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

#### (教育課程)

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### (教科用図書・教材)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- 3 前項に規定する場合において、視覚障害者、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- 4 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。（以下略）

## 学校教育法施行規則

### （教育課程）

第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

- 2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の特別の教科である道徳に代えることができる。

### （教育課程の基準）

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

## 5 中学校の教育

### 学校教育法

#### （目的）

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

#### （目標）

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### （教育課程）

第48条 中学校の教育課程に関する事項は、第45条及び第46条の規定並びに次条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### （準用規定）

第49条 第30条第2項、第31条、第34条（中略）の規定は、中学校に準用する。（以下略）

## 学校教育法施行規則

### (教育課程)

第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第7章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

### (教育課程の基準)

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

## 6 義務教育学校の教育

### 学校教育法

#### (目的)

第49条の2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

#### (目標)

第49条の3 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### (修業年限)

第49条の4 義務教育学校の修業年限は、9年とする。

#### (前期課程及び後期課程の区分)

第49条の5 義務教育学校の課程は、これを前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

#### (前期課程及び後期課程の目標)

第49条の6 義務教育学校の前期課程における教育は、第49条の2に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 義務教育学校の後期課程における教育は、第49条の2に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### (教育課程)

第49条の7 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第49条の2、第49条の3及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### (準用規定)

第49条の8 第30条第2項、第31条、第34条から第37条まで及び第42条から第44条までの規定は、義務教育学校に準用する。(以下略)

### 学校教育法施行規則

#### (授業時数)



第79条の5 次条第1項において準用する第50条第1項に規定する義務教育学校の前期課程の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2の2に定める授業時数を標準とする。

2 次条第2項において準用する第72条に規定する義務教育学校の後期課程の各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2の3に定める授業時数を標準とする。

#### (教育課程)

第79条の6 義務教育学校の前期課程の教育課程については、第50条、第52条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第55条から第56条の4までの規定を準用する。(以下略)

2 義務教育学校の後期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条の4まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。(以下略)

## 7 高等学校の教育

### 学校教育法

#### (目的)

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

#### (目標)

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健康やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- (3) 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

#### (学科及び教育課程)

第52条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前2条の規定及び第62条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### (準用規定)

第62条 第30条第2項、第31条、第34条(中略)の規定は、高等学校に準用する。(以下略)

### 学校教育法施行規則

#### (教育課程)

第83条 高等学校の教育課程は、別表第3に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

#### (修了の認定)

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第85条、第85条の2又は第86条の規定により、高等学校の教育課程に関し第83条又は第84条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。(以下略)

## 8 中高一貫教育

### (1) 中等教育学校

#### 学校教育法

##### (目的)

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

##### (目標)

第64条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- (3) 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

##### (課程の目的及び目標)

第67条 中等教育学校の前期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第64条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

##### (学科及び教育課程)

第68条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第63条、第64条及び前条の規定並びに第70条第1項において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

##### (準用規定)

第70条 第30条第2項、第31条、第34条(中略)の規定は中等教育学校に、第53条から第55条まで、第58条、第58条の2及び第61条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。(以下略)

## 学校教育法施行規則

### (教育課程)

第108条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条の4まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。(以下略)

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第83条、第85条から第86条の3まで及び第88条の2の規定並びに第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。(以下略)

(2) 併設型中学校・高等学校

## 学校教育法

### (同一の設置者が設置する中学校及び高等学校における一貫教育)

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

## 学校教育法施行規則

### (教育課程の編成)

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

(3) 連携型中学校・高等学校

## 学校教育法施行規則

### (連携型中学校の教育課程)

第75条 中学校(併設型中学校、小学校連携型中学校及び第79条の9第2項に規定する小学校併設型中学校を除く。)においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校(以下「連携型中学校」という。)は、第87条第1項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

### (連携型高等学校の教育課程)

第87条 高等学校(学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型高等学校」という。)を除く。)においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校(以下「連携型高等学校」という。)は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

## 9 特別支援学校の教育

### 学校教育法

#### (目的)

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

#### (特別支援学校の部)

第76条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

- 2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

#### (教育課程に関する事項)

第77条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

#### (寄宿舎の設置義務)

第78条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

#### (特別支援学級)

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

#### (1) 知的障害者

(2) 肢体不自由者

(3) 身体虚弱者

(4) 弱視者

(5) 難聴者

(6) その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

#### (準用規定)

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49

条及び第62条において準用する場合を含む。)、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

## 学校教育法施行規則

### (小学部の教育課程)

第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

### (中学部の教育課程)

第127条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

### (高等部の教育課程)

第128条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第129条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別な教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

### (教育課程の基準)

第129条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

### (各教科の特例)

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科(次項において「各教科」という。)又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、

各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

#### (教育課程等の特例)

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。(以下略)

#### (修了の認定)

第133条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、第132条又は第132条の2の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第128条及び第129条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。(以下略)

## 10 幼稚園の教育

### 学校教育法

#### (目的)

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

#### (目標)

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

#### (保育内容)

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。(以下略)

#### (園長、教頭、教諭その他の職員)

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

- 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- 7 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
- 8 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 9 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- 10 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 11 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第7項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

#### **（準用規定）**

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

### **学校教育法施行規則**

#### **（設備、編制）**

第36条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の定めるところによる。

#### **（教育週数）**

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。

#### **（教育課程その他の保育内容の基準）**

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

#### **（準用規定）**

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

### **教諭の職務について**

教諭の主たる職務は、児童生徒の教育をつかさどることであるが、小・中・高等学校等における教育は、公教育であり、特に小・中学校における教育は義務教育でもあり、普遍的な教育という点から、教育を行う上での基準等について様々の規定が法令等に明示されている。学校教育は、これらの規定に準拠し、かつ、学校管理権をもつ校長の職務上の命令に従って行わなければならない。また、教育をつかさ

どるといっても、単に児童生徒を指導するという狭い範囲に限定すべきではなく、校務の分掌等校長が定める職務を忠実に果たすことが、教育公務員たる教諭の義務とされている。

学校教育法に基づく学校教育は、公教育であり、この点に関し教育基本法第6条第1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定している。

さて、小・中・高等学校等でいかなる教科の授業を行うかについては、学校教育法第33条で「小学校の教育課程に関する事項は、第29条（目的）及び第30条（目標）の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定し、文部科学大臣の定めとして、学校教育法施行規則第50条は、「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。」と規定し、第52条で「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」と規定し、学習指導要領が教育課程の基準であることを定めている。中学校及び高等学校においても同規則第74条及び第84条において同様に規定している。小学校学習指導要領の総則では「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。（平成29年告示）」としている。

それぞれの学校では、前述の各規定に基づき、具体的に教育課程、授業日時数、教科書、教科担任、学級担任等を決定し、個々の教員の職務を明確に定めたところで、教育活動が展開される。これらの手続を県立学校についてみると、静岡県立学校管理規則第2条第1項で、「学校の教育課程は、学習指導要領及び別に定める基準により、校長が編成する。」とし、第19条第1項で「学校に、学級主任を置く。」、第10条第2項で「校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。」と規定している。市町立学校についても、ほぼ同様に各教育委員会規則で定めている。これらの手続を経て、教諭が、教育をつかさどることになるわけであるが、教育を行うに当たっては前述した諸規定等に基づき、かつ、学校の教育目標や指導計画に従って行うことになる。

このように、教諭が、教育をつかさどる上で準拠すべき様々の規定がなされるゆえんは、教育が憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」の規定に由来し、学校及び教諭が行う教育活動が、国民の教育を受ける権利に直接関わる重要な事柄であるからである。小・中・高等学校等における教育は、全国に共通する普遍的な内容が要求される。これらは国民としての基礎的一般的な知識や技能であり、国民が等しく享受すべきものである。そこで、教諭は、学習指導要領等に基づき、地域性や児童生徒の能力や実態の上に立てられた学校の教育目標を踏まえ、効果的な教育を行っていかなければならない。学校では、学年目標、教育指導目標等相互に連携を保ちつつ教諭としての主体性を発揮していくことになるわけで、決して教諭がひとりよがりの教育をすることを、法令等は容認していない。

## **（資料）小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について**

### **（1）改正の概要について**



「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」（以下「改正法」という。）が、平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。

この改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものである。

また、併せて義務教育学校の制度化に係る行財政措置として、公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定並びに教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずることとするとともに、義務教育学校の教員については、原則として、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないこととしている。

## (2) 各条の趣旨

### ア 義務教育学校の創設（第1条）

我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとしたこと。

### イ 義務教育学校の設置等に係る認可等（第4条）

私立の義務教育学校の設置廃止等について、私立の小学校、中学校と同様に、都道府県知事の認可事項としたこと。

### ウ 義務教育学校における授業料の徴収（第6条）

国立又は公立の義務教育学校について、小学校、中学校等と同様に、授業料を徴収することができないものとしたこと。

### エ 就学義務（第17条）

保護者がその子を就学させる義務を果たすための学校種として、義務教育学校を追加したこと。

### オ 設置義務（第38条）

市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとしたこと。

なお、公立の義務教育学校は、地方自治法第244条の公の施設であり、その設置については条例で定めることを要すること。（同法第244条の2第1項）

### カ 教育事務の委託（第40条）

市区町村は、従前の小学校・中学校と同様、義務教育学校についても、その設置に代えて、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市区町村又は市区町村の組合に委託することができることとしたこと。

### キ 義務教育学校の目的（第49条の2）

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とすること。

### ク 義務教育学校の目標（第49条の3）

義務教育学校における教育の目標として、小学校教育及び中学校教育と同様に、法第21条に規定する義務教育の目標を達成するよう行われるものとする。

### ケ 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分（第49条の4及び第49条の5）

義務教育学校の修業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分したこと。

### コ 前期課程及び後期課程の目的及び目標（第49条の6）

義務教育学校の前期課程においては、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するため、小学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとするとともに、後期課程においては、前期課程における教育の基礎の上に、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、中学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとしたこと。

サ 義務教育学校の教育課程（第49条の7）

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、義務教育学校の目的・目標並びに前期課程及び後期課程のそれぞれの目的・目標に従い、文部科学大臣が定めるものとしたこと。

シ 準用規定等（第49条の8）

生涯学習と学校教育との関係（第30条第2項）、体験活動の充実（第31条）、教科用図書の使用義務（第34条）、出席停止（第35条）、学齢未満の子の入学禁止（第36条）、校長・教頭・教諭等の職務（第37条）、学校評価（第42条）、学校による積極的な情報提供（第43条）、私立学校の所管（第44条）に関する現行の学校教育法上の諸規定を義務教育学校に準用することとしたこと。

ス 義務教育学校卒業者の高等学校入学資格（第57条）

義務教育学校の卒業者について、中学校の卒業者等と同様に、高等学校への入学資格を有するものとしたこと。

セ その他の事項（第74条、第81条、第125条、附則第7条関係）

義務教育学校における特別支援学級の設置、専修学校高等課程における教育の対象者、特別の事情がある場合の養護教諭の必置義務の免除について所要の改正を行ったこと。

(3) 留意事項

平成18年の教育基本法改正、平成19年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が定められたこと等に鑑み、小学校・中学校の連携の強化、義務教育9年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が望まれる。

このたびの義務教育学校の創設については、これを踏まえつつ、地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して、設置者が主体的に判断できるよう、既存の小学校・中学校に加えて、義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢を増やしたものである。また、この制度化は、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力の向上や、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組、学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上に資するものと考えられる。

以上のことから、各設置者においては、今回の改正を契機として、義務教育学校の設置をはじめ、小学校段階と中学校段階を一貫させた教育活動の充実に積極的に取り組むことが期待される。

(4) 義務教育学校の名称

「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。

小学校・中学校と同様に、公立学校であれば、設置条例で法律上の正式な名称（義務教育学校）を明らかにした上で学校管理規則等の教育委員会規則により、私立学校であれば寄附行為により、義務教育学校以外の個別の名称を用いることは可能であること。

（平成27年7月30日付け27文科初第595号から一部抜粋）

## 第2節 教員免許

### 1 免許状主義〔教育職員免許法（以下「免許法」という。）第3条第1項〕

教育職員は、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。（免許法附則第15項）

### 2 免許管理者〔免許法第2条第2項〕

現職教員の免許管理者は、勤務地の都道府県教育委員会であり、免許状失効等の管理を行う。

### 3 免許状の授与権者〔免許法第5条第6項〕

免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

### 4 免許状の種類〔免許法第4条〕

(1) 普通免許状（全都道府県で有効）

ア 専修免許状（修士課程修了程度）

イ 一種免許状（大学卒業程度）

ウ 二種免許状（短期大学卒業程度）

「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」の3種類がある。  
「教諭」の免許状は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学校種ごとに区分がある。更に、中学校及び高等学校においては教科ごと、特別支援学校においては領域ごとに区分がある。

(2) 特別免許状（免許状を授与した都道府県においてのみ有効）

優れた知識経験を有する社会人（任命、雇用しようとする者が推薦）を学校現場に迎え入れるため、授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与する「教諭」の免許状。特別免許状で授与できる学校種及び教科は、一部を除き普通免許状に準ずる。

(3) 臨時免許状（有効期間3年／免許状を授与した都道府県においてのみ有効）

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、授与権者が行う教育職員検定に合格した者に例外的に授与する「助教諭」及び「養護助教諭」の免許状

### 5 普通免許状授与の資格要件〔免許法第5条第1項〕

(1) 所要の基礎資格（学位）を有し、大学等で所定の単位を修得した者

(2) 授与権者が行う教育職員検定に合格した者

(3) 教員資格認定試験に合格した者（免許法第16条第1項）

(4) 特定免許状失効者等となった後、再授与が適当と判断された者（免許法第16条の2、他）

免許法第5条第1項には、欠格事項の規定があり、次のいずれかに該当するもの者には、免許状が授与されない。

ア 18歳未満の者

イ 高等学校を卒業しない者（同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた者を除く。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられた者

エ 公立学校の教員が懲戒免職または分限免職の処分を受けたことにより、免許状がその効力を失い、その失効の日から3年を経過しない者

オ 免許状取上げの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務 [免許法第9条の2]

教育職員で、その所有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるよう努めなければならない。

## 7 免許状の失効 [免許法第10条]

(1) 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状は効力を失う。

ア 免許状授与の欠格条件（免許法第5条第1項）に該当するに至ったとき

イ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

ウ 公立学校の教員が、勤務実績が良くない又はその適格性を欠くという事由により分限免職の処分を受けたとき

(2) 免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

## 8 免許主義の例外

(1) 免許外教科担任 [免許法附則第2項]

中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能。（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要。）

(2) 免許状を要しない非常勤講師 [免許法第3条の2]

教員免許状を有しない地域の人材や、多様な専門的知識・経験を有する社会人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能。（任命・雇用する者があらかじめ都道府県教育委員会に届け出ることが必要。）

# 第3節 児童生徒への指導

## 1 懲戒

### 学校教育法

（児童、生徒等の懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### 学校教育法施行規則

（懲戒）

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。（以下略）

#### 体罰の違法性

校長、教員による懲戒は、学校における教育目的を達成するため、教育上好ましからざる所為のあった生徒等に対し罰として加える制裁であつて、退学及び停学のごとく、学校で教育を受けようという生徒等の法的地位に変動を及ぼすような、法的効果を伴う懲戒と、叱責や授業中一定時間起立させるのごとく、かかる法的な効果はもたず、事実上生徒に苦痛を加えるにとどまる、事実行為としての懲戒とが含まれるが（中略）、いずれにしても教育作用の一環としてなされるものであるから、それが許容される範囲は相当広く、親権者の懲戒権（民法第822条）には及ばないものの、少年院長のそれ（少年院法第8条）などとは比較にならないものである。（中略）しかしながら、校長・教員による懲戒にも、おのずから法律上許されるべき限界の存することはいうまでもなく、殊に体罰については、教育学ないし心理学上又は教育実践の場において、それがもつ教育的効果の有無程度ないしは人間を教化育成するうえでの功罪等につき、種々見解の対立していることは、周知のところであるが、法律上は既に明治時代から禁止され、現行学校教育法も、第11条但書において、明確にこれを禁止している。しかして、同条にいう体罰とは、事実行為としての懲戒のうち、被罰者に対して肉体的苦痛を加える制裁をいい、殴る・蹴る等その身体に直接有形力を行使する方法によるものと、正座・起立等特定の姿勢を長時間にわたつて保持させる等それ以外の方法によるものとが含まれる。（中略）体罰に該当するか否かは、有形力の行使による場合とそれ以外の方法による場合とを通じて、教員が行つた行為の態様のほか、生徒等の年令・健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し、制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによつて決すべきである。しかし、いやしくも体罰が加えられたといえる以上は、たとえ懲戒行為としてなされたものであつても（懲戒行為としてなされたものでなければ、そもそも体罰とはいえないが）、法律上は違法な行為であつて、体罰に違法なものと適法なものがあるというが如き見解は、当裁判所の採らないところである。（静岡地方裁判所 昭和63年2月4日 損害賠償請求事件判決）

※現行法（少年院法（平成26年法律第58号））では第113条

○学校教育法第11条にいう体罰については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け 24文科初第1269号、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知及び別紙）に文部科学省の詳細な見解が示されている。

### 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

#### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### 2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

#### 3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為につ

いては、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

#### 4 体罰の防止と組織的な指導体制について

##### (1) 体罰の防止

1～3 略

4. 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

##### (2) 略

#### 5 部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

#### 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

##### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。

- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）

（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。



## 2 出席停止

### 学校教育法

#### (児童の出席停止)

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(同法第49条において中学校にも準用する。)

「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（平成13年11月6日付け 13文科初第725号）の概要

#### 1 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手續を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

#### 2 市町村教育委員会の権限と責任

市町村教育委員会の権限と責任により措置すること（校長による命令（委任、専決）は慎重であるべきこと。）。措置の検討・決定に当たって、校長の意見を尊重すること。

#### 3 事前の指導の在り方

(1) 問題行動を起こす児童生徒への事前指導の徹底・充実を図るべきこと。

ア 規範意識や社会性の育成、体験活動の充実

イ スクールカウンセラーの活用など教育相談の充実

ウ 問題行動の兆候の把握、毅然とした指導、教員の正当防衛、体罰禁止

エ 平素からの関係機関との連携、地域における支援体制（サポートチームづくりなど）の整備

オ 個別の指導・説諭を行うほか、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の

指導計画を立てて適切に指導すること。

- (2) 公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきこと。

#### 4 要件について

- (1) 法律上の要件の基本的な構造や考え方に留意すべきこと。

ア 二つの基本的要件

- ① 性行不良 ② 他の児童生徒の教育の妨げ

イ 四つの行為類型（「性行不良」の例示）

- ① 対生徒暴力等 ② 対教師暴力等 ③ 器物損壊 ④ 授業妨害

- (2) 一定の限度を超えるいじめについて出席停止とするなど適切な対応をとること。

#### 5 事前の手續について

- (1) 事前の説明等

ア 適切な機会をとらえて保護者等に対して、出席停止制度に関する説明を行い、適切な理解を促すこと。

イ 深刻な問題行動を起こす児童生徒について個別の指導記録を作成すること。

- (2) 意見の聴取

ア 措置を講じる際に、あらかじめ当該保護者からの意見聴取を行うことが法律上必要であること。保護者の弁明の機会のため「同意」は要しないが、理解と協力が得られるよう努めること。

イ 当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮すること。

ウ 被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切な対応をすること。

エ 市町村教育委員会において措置の適用を検討する際、関係機関の専門的な職員等の意見を参考とすることも考えられること。

- (3) 適用の決定

ア 必要に応じて、措置を講じる際に、関係機関への連絡を行うこと。

イ 出席停止の期間については、教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間とすること。出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續きに準じて、期間の短縮・解除が可能であること。

- (4) 文書の交付

ア 措置を講ずる際に、文書交付が必要であること。

イ 交付文書においては、期間を明確にすること、理由の記載に当たって根拠条項や要件に該当する事実を明示すること。

- (5) 教育委員会の役割と連携

ア 市町村教育委員会は、十分な実態把握を行い、学校を指導し、事前手續に適性を期すること。出席停止の適用の決定に際して個別指導計画を策定すること。

イ 深刻な問題行動を起こす児童生徒があるとき、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会と

連携して対応すること。都道府県教育委員会は適切な支援等を行うこと。

#### 6 期間中の対応について

##### (1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

ア 市町村教育委員会の責任の下、個別指導計画を策定し、出席停止期間中の学校あるいは学校外における指導体制を整備して学習への支援等を行う必要があること。

イ 保護者の保護監督の責任と自覚を求めるとともに、個別指導計画について予め説明し、協力を得るように努めること。

##### (2) 当該児童生徒に対する指導

ア 教職員等による訪問指導の他、家庭の監護に問題がある場合などでは、次のような対応が有効であること。

① サポートチームを組織して指導や援助を行うこと。

② 教育センターや社会教育施設等の場を活用して体験活動等のプログラムを提供。

③ 地域や関係機関の協力を得て、体験活動の機会を提供。

イ 児童福祉法に関わる事案などでの適切な連携を図ること（児童相談所に対する在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所などに関する検討の要請を含む。）。

ウ 都道府県教育委員会が指導・助言や支援（指導主事の派遣、定数加配等の人的措置、教育センター等の活用、関係機関等への働きかけなど）を行うこと。

##### (3) 他の児童生徒に対する指導

他の児童生徒に対する適切な指導を行うこと（被害者である児童生徒への適切な配慮を含む。）。

#### 7 期間後の対応について

##### (1) 学校復帰後の指導

将来に対する目的意識を持たせるなど適切な指導を継続すること。

##### (2) 指導要録等の取扱い

「出席停止・忌引等の日数」欄等に所定の事項を記入すること。

学校教育法のほかに学校保健安全法第19条で規定している出席停止があるが、これは、児童、生徒、学生又は幼児の感染症に関わるものである。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による「臨時休業」は、同法第20条で規定しており、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」としている。

### 3 学校事故

学校事故の正確な定義はないが、一般的には、学校の教育活動に伴って起きた事故及び学校施設の使用をめぐって起きた事故を指す。教職員の指導上の過失を原因とするものが多く、紛争となるものも増加傾向にあり、損害賠償も高額なものが多くなってきている。

学校事故に伴う法的な責任としては、民事責任（地方公共団体から被害者等に対する損害の賠償）、行政責任（教職員の非違行為に対する任命権者の懲戒処分）及び刑事責任（過失致死罪、暴行罪や傷害罪等の刑事処分）がある。

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって

違法に他人に損害を加えたとき、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国家賠償法の規定により国又は公共団体が損害賠償の責任を負う。県費負担教職員の不法行為に対しては、被害者は市町村（設置者）に対しても都道府県（給与負担者）に対しても損害賠償請求できる。ただし、事故の原因又は被害の拡大が教職員の過失や施設設備の瑕疵だけでなく、被害児童生徒あるいはその保護者たる両親等の不注意（過失）にもあるときは、その過失の程度に応じて損害賠償額が減額されることとなる。

事故が起こった場合には、事故直後に事実の究明・確認と証拠の収集保存に万全を期すること、被害者側に誠意を持って対応すること、被害者の請求等が特定の教職員だけに向かわないようにすること等に配慮しなければならない。

教職員に課せられる注意義務の程度は、対象とする児童生徒の発達段階により異なるものであり、幼稚園の園児や小学校低学年の場合、家庭の保護者とほぼ同様の配慮が求められるが、小学校中・高学年の場合は、学校内における教育活動ないしこれに準ずる活動関係に関する児童の行動部分に限定される。中学校の教職員は、学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係に随伴して生じた結果についてのみ管理ないし監督の責任を負うものとされる。

また、教職員の果たすべき注意義務は、授業中か、学校行事中か、部活動中かによっても異なるものである。学校行事中の事故については、生徒側の状況も平常授業時とは異なるほか、校外で実施されることも多く、予想される危険も多様であることから注意義務を加重する傾向がある。部活動は、生徒の自発的・自主的な活動を前提としている点で、教職員の主導で行われる授業等とは性質を異にし、教職員の注意義務についても授業中等の場合に比べて緩和される傾向にある。

## 第4節 教職員の身分

### 1 身分

地方公務員法は、一般職に属する地方公務員に適用される。ただし一般職と特別職の区分については、特別職に属する職を列記し、特別職に属する職以外の一切の職を一般職であると規定しているにとどまり、一般職の定義及び種類並びに特別職と判断することができる基準等について明文の規定はない。

#### 地方公務員法（＝地公法）

##### （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)
- (3)の2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- (6) 特定地方独立行政法人の役員

## 教育公務員特例法 (=教特法)

### (定義)

第2条 この法律において、「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)であつて地方公共団体が設置するもの(以下「公立学校」という。)の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

- 2 この法律で「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。(以下略)

## 教育公務員特例法施行令

第9条(略)

- 2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(いずれも公立学校であるものに限る。)の実習助手並びに特別支援学校(公立学校であるものに限る。)の寄宿舎指導員については、法第11条、第12条第2項、第13条、第14条、第17条、第18条、第21条及び第22条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。(以下略)

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (=地教行法)

### (職員の身分取扱い)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

### 地方公務員の任用資格

地方公務員法第16条は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない事由を定めている。これを欠格条項という。そして、校長又は教員については、学校教育法第9条により、地方公務員法が定める一般の職員の場合より、欠格事由がより厳しくなっている。欠格事由に該当する者を任用しても、その任用行為は当初より無効であり、職員となった後に該当した場合は、当

然にその職を失うことになる。

また、教員は、教育職員免許法第3条第1項により、各相当の免許状を有するものでなければならず、現に教員の職についている場合は、免許状が失効したときには、教員の職を失うのは当然である。

## 地方公務員法

### (欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 学校教育法

### (校長、教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 教育職員免許法

### (免許)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

(以下略)

### (授与)

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 ((1)、(2) (略))

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

(1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

(2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者（以下略）  
(失効)

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

(1) 第5条第1項第3号、又は第6号に該当するに至ったとき。

(2) 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 公立学校の教員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第1項各号に掲げる者に該当するものを除く。）であつて同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。（以下略）

(免許状授与の特例)

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。（以下略）

## 2 任用

任用とは、任命権者が特定の人を特定の職に就けることをいう。一般に正式任用は、採用、昇任、降任又は転任によるものであり、このほかに緊急の場合に行う臨時的任用がある。正式任用は、職員の職に欠員を生じたときになされるものである。そこでいう採用とは、現に職員でないものを職員の職に就かせることである。採用は、一般には競争試験によるのが原則であるが（地公法第17条の2第1項、第2項）、校長、教員等については、競争試験によらず選考によることとなっている（教特法第11条、第15条）。

職員の採用は、すべて条件付きのものとされ、教員については採用後1年を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となる。これは実務を通じて確実な能力の実証を得るという意味で人事における成績主義の原則に基づくものである。任命権者は、条件付採用期間中に少なくとも1回は勤務成績の評定を行い、勤務成績が良好である場合は、条件付採用期間の終了は、なんら知らされず、終了の翌日から、正式の採用となる。

なお、条件付採用期間中の職員については、法律に定める事由によらず、その意に反して降任又は免職することが可能であるなど、身分保障に関する一部の規定が適用されない（地公法第29条の2）。

### 教育公務員特例法

(採用及び昇任の方法)

第11条 公立学校の校長の採用（中略）並びに教員の採用（中略）及び昇任（採用に該当する者を除く。）は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長が、大学附

置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

#### **（条件付任用）**

第12条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第22条（同法第22条の2第7項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同法第22条の規定は適用しない。

### **地方公務員法**

#### **（任命権者）**

第6条 地方公共団体の長、議会の議長（中略）、教育委員会（中略）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。（以下略）

#### **（条件付採用）**

第22条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において6月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第22条の4第1項及び第22条の5第1項において同じ。）で定めるところにより、条件付採用の期間を1年を超えない範囲内で延長することができる。

#### **（適用除外）**

第29条の2 次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第27条第2項、第28条第1項から第3項まで、第49条第1項及び第2項並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を適用しない。

- (1) 条件付採用期間中の職員
- (2) 臨時的に任用された職員（以下略）

### **地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

#### **（教育委員会の職務権限）**

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。（(1)、(2)及び(4)から(19)まで略）

- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

#### **（教育機関の職員の任命）**



第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

**(所属職員の進退に関する意見の申出)**

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

**県費負担教職員の定義及びその範囲**

地方公務員である教職員のうち、市町村立学校の教職員は、身分上、市町村の公務員である。したがって、本来その設置する学校に要する経費は学校の設置者である市町村が負担する（学校教育法第5条）のが原則であるが、これらの教職員の給料その他の給与は、都道府県が負担する（市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条）こととされている。そして、これらの教職員を県費負担教職員と称している（地教行法第37条第1項）。

県費負担教職員の範囲は、次のとおりである。

市町村立学校の種類	県費負担教職員
小学校、中学校、特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員
定時制の課程を置く高等学校	校長（全日制の課程の併置は除く。）、副校長、教頭（定時制の課程）、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師

この制度は、一般的に市町村の財政力が弱く、給与を一定水準以上に維持することは困難であるとの事由等から、給与は都道府県の負担とすることにしたものである。また、任命権については、教職員の人事異動が広域的、円滑に行われることにより、学校教育が、とりわけ義務教育が国民の教育として一定の水準を確保し適正に行われることを期待し、都道府県教育委員会に帰属させている。

なお、平成26年の市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、平成29年度以降は、政令市（静岡市、浜松市）立学校の学校職員については、県費負担の対象とはならず、当該政令指定都市が負担することとなった。

**(任命権者)**

第37条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。（以下略）

**(市町村委員会の内申)**

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合
- 3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

#### （校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

#### （県費負担教職員の任用等）

第40条 第37条の場合において、都道府県委員会（中略）は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第1項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第22条（同法第22条の2第7項及び教育公務員特例法第12条第1項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になっていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第22条の規定（※条件付採用規定）は、適用しない。

### 職員の任用に関する規則

#### （条件付採用期間の延長）

第16条 職員が、法（※地公法）第22条に規定する条件付採用の期間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合には、その日数が90日に達するまで、当該職員の条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることはできない。（以下略）

## 条件付採用

### 1 条件付採用制度の趣旨

地公法第22条は、職員の採用は条件付きのものとし、その職員がその職務を6月の間良好な成績で遂行したときに、正式採用するものとしている。（6月間における勤務日数が少ないなど、特定の場合は、条件付採用期間を1年まで延長することができる」とされている。）

この条件付採用の規定は、任用という行為から当然に生ずる法律効果に、一定の制限を加えたものとなっているが、その趣旨は、競争試験又は選考によって採用された職員は、これにより、学力・知識・人物等について一応の能力の実証を得ているが、実際に職務遂行能力を有するかどうかについては、実務を行わせてみて初めて明らかになることも少なくないことから、また、公務員の任用について成績主義の原則を貫徹する意味からも、一定期間実際に職務を行わせて、能力の実証を得てから正

式採用を決定しようということにある。一定期間とは90日以上と解される。(職員の任用に関する規則第16条)

なお、校長や教員の採用については、教員免許状、学歴等の一定の資格要件を具備していることが前提となっているため、教特法第11条で「選考による」ことが明らかにされており、原則として人事委員会の競争試験により採用される職員とは異なった扱いとなっている。(次項を参照のこと)

## 2 新任教員の条件付採用期間

昭和63年5月31日に教特法と地教行法の一部が改正され、平成元年度から、新任教員を対象に初任者研修(第8節「研修」の項参照)が実施されることになった。この初任者研修制度の創設に伴い、新たに公立の小学校等の教諭となった者は、従来は6月であった条件付任用期間が、1年とされることになった(教特法第12条第1項及び第2項、第23条第1項)。

1年とされた理由は、新任教員の勤務が、初任者研修制度の創設に伴い、指導・講義等と実務が一体となった特殊なものになるため、6月ではその評価が困難であること、また、従来も言われていたように、教育が教員と児童生徒との全人格的な交流を基盤にして行われるため、新任教員の職務遂行能力については、その全人格的な資質・能力を把握しなければならないという特殊性と、その評価の困難性などがあげられる。

## 3 条件付採用期間中の身分保障

条件付採用期間中の職員については、給与その他の勤務条件の扱いは正式任用の教職員と異なるところはないが、条件付採用制度の趣旨から、その身分保障について制限がある。すなわち、条件付採用期間中の職員については、「(地公法)第27条第2項、第28条第1項から第3項まで(中略)の規定を適用しない」(地公法第29条の2第1項)こととされ、任命権者は、分限(身分)処分については、法律で定める事由によることなく降任・免職を行い、法律又は条例で定める事由によらず休職を行うことができ、条例に定める事由によることなく降給することができることとなる。もっとも、このような処分を行うことができるといっても、任命権者のまったくの自由裁量であるというわけではなく、「公正の原則」(地公法第27条第1項)にのっとり、条件付採用制度の趣旨に沿った合理的な判断が行われることになる。国家公務員の場合、職員の身分保障は人事院規則11-4第10条で、勤務成績の不良な場合のほか、心身に故障があることその他の事実に基づき官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合、免職等を行うことができる旨が定められている。静岡県においては、教育委員会における協議を経て、正式採用かどうかを決定する。

## 4 県費負担教職員の特例

県費負担教職員(小・中学校等の教職員)については、条件付採用についての特例がある。県費負担教職員の任命権は県教育委員会にあるが、その身分は市町村に属しているため、例えばA町立小学校からB町立小学校に転勤するような場合、A町職員を免職し、B町職員に採用するという手続がとられることになる。そこで、そのような転勤のために新規採用者として条件付採用とすることは、その職員がA町の正式任用職員としてすでに実績が証明されていることから、必要のないことであり、また、分限規定の保障がなく不利益となることでもあるので、教特法第12条第2項及び地教行法第40条

の規定により、B町において条件付採用とはしないと定められている。

## 再 任 用

本格的な高齢社会に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に併せ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的として、公務内で働く意欲と能力のある定年退職者等を改めて任用することができるようにするため、平成11年7月22日に「地方公務員法等の一部を改正する法律」が公布され、平成13年4月1日から、これまでの再任用制度に代わる新たな再任用制度が実施されてきた。

その後、令和3年6月11日に「地方公務員法の一部を改正する法律」（以下「令和3年改正法」という。）が公布され、地方公務員について、国家公務員と同様に定年が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、平成13年度以来の再任用制度を廃止するとともに、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応した再任用短時間勤務制度（定年前再任用短時間勤務制度）を導入することとされた。

なお、定年引上げが完成する令和14年度の前年度末（令和13年度末）までの間は、暫定的にこれまでの再任用制度を措置することとされた（暫定再任用制度）。

### 地方公務員法

#### 【令和3年改正法による改正前】※令和13年度末まで暫定再任用制度として実施

##### （定年退職者等の再任用）

第28条の4 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（中略）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。（以下略）

第28条の5 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（中略）に採用することができる。（以下略）

#### 【令和3年改正法による改正後】

##### （定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第22条の4 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（中略）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（中略）に採用することができる。（以下略）

## 第5節 教職員の服務

### 1 服務の基本

服務とは、公務員がその職務を遂行する上において、又は公務員として身分を有することにより、当然守るべきこととされている公務員としての在り方をいう。公務員は、服務の根本基準として、

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務がある。公務員の服務義務は、職務上の義務（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、職務に専念する義務）と身分上の義務（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限）がある。前者は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務であり、後者は職務の内外を問わず身分を有することによって守るべき義務である。

教職員の服務の監督は、当該学校を管理する教育委員会が行う。県費負担教職員については市町村教育委員会がその服務の監督を行う。

## 日本国憲法

### （公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。（以下略）

## 教育基本法

### （教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

## 地方公務員法

### （服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

## 2 職務上の義務

### 地方公務員法

#### （服務の宣誓）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

**職員の服務の宣誓に関する条例** ※ 設置者である市町の条例の規定による。

#### （職員の服務の宣誓）

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記文言による宣誓書に署名してからでなければ、この職務を行つてはならない。

2 任命権者又は任命権者の定める上級の公務員は、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宣誓を行う前においても、職員にその職務を行わせることができる。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

**地方公務員法**

**(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)**

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

**(サービスの監督)**

第43条 市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（以下略）

**地方公務員法**

**(職務に専念する義務)**

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

**職務に専念する義務の特例に関する条例（＝義免条例）** ※ 設置者である市町の条例の規定による。

**(職務に専念する義務の免除)**

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ又はその都度任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 法（※地公法）第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (4) 職員団体の総会、これに代わる委員会及び執行委員会に参加する場合並びに職員団体の規約の作成若しくは変更若しくは役員選挙のための投票に係る事務に従事し、又は投票を行う場合
- (5) 前4号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

**職務に専念する義務の免除に関する規則** ※ 設置者である市町の規則の規定による。

**(免除される場合)**

第2条 条例（※義免条例）第2条第5号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合

は、次のとおりとする。

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）による検疫感染症の患者に対する隔離その他の措置又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断、感染症の患者に対する入院勧告その他の感染症予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合
- (2) 地震、水害、火災、その他の非常災害により交通が遮断された場合
- (3) 地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合
  - ア 職員の住居が滅失又は破壊された場合
  - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合
- (4) 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合
- (5) 不利益処分についての審査請求人又は勤務条件についての措置の要求者がその口頭審理の期日に出頭する場合
- (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
- (7) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (8) 当該機関の事務又は事業の運営上の必要に基き事務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）
- (9) 職務に関連がある国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- (10) 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- (11) 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (12) 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- (13) 職務に関係ある試験又は選考を受ける場合
- (14) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の通信教育の課程を履修している者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合
- (15) 前各号に掲げるものの外、人事委員会が特に認める場合

### 3 身分上の義務

#### 地方公務員法

##### （信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

##### 信用失墜行為の禁止

憲法第15条第2項にあるとおり、公務員は、全体の奉仕者であり、住民全体の信託を受けて職務を行うものであるから、その本来の職責を果たすにふさわしくない行為をしてはならないという趣旨である。しかし、具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかについては明確な基準を設けることは困難で、この規定の設けられた趣旨を考えて、社会通念に従って個々に判断することになる。

## 静岡県教職員懲戒処分の基準（平成19年1月19日通知、平成19年4月1日施行）

### 第1 基本事項

- (1) 本基準は、静岡県の懲戒処分の標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。
- (2) この基準は、静岡県教育委員会が任命権を有する教職員（以下「教職員」という。）を対象とする。
- (3) 具体的な量定の決定に当たっては、
  - ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
  - イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
  - ウ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
  - エ 児童生徒、教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
  - オ 過去に非違行為を行っているか。等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断するものとする。
- (4) 個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に示す量定以外とすることもあり得る。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、
  - ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
  - イ 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
  - ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
  - エ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
  - オ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、
  - ア 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
  - イ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。
- (5) 標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては標準例に示す取扱いを参考としつつ判断する。
- (6) 標準例については、必要に応じて見直しを行っていく。



第2 処分の標準例

I 一般服務關係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1 欠勤	正当な理由なく勤務を欠いた場合					
	10日以内			○	○	
	11日以上20日以内		○	○		
	21日以上	○	○			
2 遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに勤務を繰り返して欠いた場合				○	
3 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○	
4 職場内秩序びん乱	(1) 教職員に対する暴行により秩序を乱した場合		○	○		
	(2) 教職員に対する暴言により秩序を乱した場合			○	○	
5 虚偽の申請・報告	事実をねつ造して虚偽の申請・報告を行った場合			○	○	
6 争議行為等	地方公務員法第37条第1項前段に違反し、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県若しくは市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			○	○	
	地方公務員法第37条第1項後段に違反し、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	○	○			
7 秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○	○		
8 個人の秘密情報の目的外収集	職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			○	○	
9 個人情報の流出	重要な個人情報を許可なく持ち出し、注意義務を怠って紛失し又は盗難に遭った場合				○	
10 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合				○	
11 収賄	職務に関し賄賂を收受し又はその要求若しくは約束をした場合	○				
12 その他職務義務違反	著しい職務専念義務違反、職務命令違反等により公務に支障を生じさせた場合			○	○	

## II 児童生徒等関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	児童生徒性暴力等	(1) 児童生徒等に性交等をした場合又は児童生徒等をして性交等をさせた場合（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて性交等をした場合その他やむを得ない事情があると認められる場合を除く。）	○				
		(2) 児童生徒等にいせつな行為をした場合又は児童生徒等をしていせつな行為をさせた場合	○				
		(3) 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 5 条から第 8 条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 2 条から第 6 条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をした場合	○				
		(4) 児童生徒等に対し、次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをした場合又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた場合 ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること	○				
		(5) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをした場合	○	○	○	○	具体的な行為の態様、悪質性、社会的影響等の状況も考慮の上判断する。
2	児童生徒性暴力等につながり得る不適切な言動	(1) 児童生徒等に対し、電子メール及び SNS 等を利用して、緊急の連絡を必要とするなどの相当の理由なく私的なやりとりを行った場合				○	
		(2) 緊急等以外の私的な理由で児童生徒を教職員の自家用車に乗車させる、児童生徒に金品を渡すなど、児童生徒性暴力等につながり得る行為をした場合				○	
3	体罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残るなどの傷害を負わせた場合	○	○			負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する。
		上記以外の体罰		○	○	○	
4	暴行、暴言、威嚇、その他不適切な言動（体罰を除く）	暴行、暴言、威嚇、その他不適切な言動を行ったことにより、児童生徒に精神的・身体的苦痛を与え、学習環境等を悪化させた場合	○	○	○	○	

※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒又は学校に在籍しない 18 歳未満の者をいう。

※ 「いせつな行為」とは、公然いせつ、いせつ物頒布、不同意いせつ、のぞき、痴漢、陰

部等の露出など、いたずらに人の性欲を刺激し、正常な羞恥心を害して、善良な性的道徳観念に反することをいう。

※ いじめの助長や放置などの問題は、上記「暴行、暴言、威嚇、その他不適切な言動」の項目において処分の対象とする。

### III 公金等取扱い関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1	横領、窃取、詐取 公金、学校徴収金等又は県若しくは市町の財産（以下「公金等」という。）を横領、窃取、詐取した場合	○	○			
2	紛失 公金等を紛失した場合			○	○	
3	盗難 重大な過失により公金等の盗難に遭った場合			○	○	
4	損壊 故意に県又は市町の財産を損壊した場合		○	○	○	
5	諸給与の違法支払・不正受給 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合、及び故意に届出を怠り又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合		○	○	○	
6	公金等の不適正な処理 自己保管中の公金等の流用等、公金等の不適正な処理をした場合		○	○	○	
7	コンピュータの不適正な使用 業務に関連のないインターネット情報の閲覧等、職場のコンピュータを不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○	

### IV ハラスメント行為等関係（児童生徒に対するものを除く）

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考	
1	セクシュアル・ハラスメント	(1) 職場における性的な言動によって、その就業環境を害した場合		○	○	○	
		(2) (1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	○	○	○		
		(3) 職場における地位を利用して性的な言動の受け入れを強要し、又は性的な言動を拒否等された場合に就労上の不当な扱いをした場合	○	○	○		
2	パワー・ハラスメント	(1) 職場における優越的な関係を利用した言動によって、その就業環境を害した場合		○	○	○	
		(2) (1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	○	○	○		
		(3) (1)において、相手に危害を加えることを目的とした行為を行った場合	○	○	○		
3	その他のハラスメント	(1) 職場における嫌がらせ等の行為によって、その就業環境を害した場合		○	○	○	
		(2) (1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	○	○	○		

V その他の非行関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	傷害	人の身体を傷害した場合	○	○	○	○	傷害の程度、行為の態様等を考慮して判断する。
2	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するにいたらなかった場合			○	○	
3	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合		○	○	○	
4	横領	自己の占有する他人の物（公金等を除く。）を横領した場合	○	○			
5	窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取(万引きを含む。)した場合	○	○			
		(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○				
6	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○	○		
7	賭博	(1) 賭博をした場合			○	○	
		(2) 常習として賭博をした場合		○			
8	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	○				
9	酩酊による粗野な言動等	酩酊にて、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な又は乱暴な言動をした場合			○	○	
10	誹謗・中傷	他人に対する著しい誹謗や中傷をした場合			○	○	
11	わいせつ行為	(1) 不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした場合	○	○			
		(2) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した場合	○	○	○		
		(3) 正当な理由なく、住居、浴場、更衣場、便所等において、衣服の全部若しくは一部を付けない状態にいる人を撮影する目的で、カメラ等を設置し、又は人の体に向けた場合	○	○	○		
12	ストーカー行為	ストーカー行為をした場合	○	○	○		

※ ストーカー行為とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

## VI 交通事犯関係

		処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1	酒酔い運転	(1)	人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	○				
		(2)	物損事故又は違反行為のみの場合	○	○			
2	酒気帯び運転	(1)	人を死亡させた場合	○				
		(2)	人に傷害を負わせた場合	○	○			
		(3)	物損事故又は違反行為のみの場合	○	○	○		
3	無免許運転	(1)	人を死亡させた場合	○				
		(2)	人に重傷を負わせた場合	○	○			
		(3)	人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
		(4)	物損事故又は違反行為のみの場合		○	○	○	
4	著しい速度超過	(1)	人を死亡させ、又は重傷を負わせた場合	○	○			
		(2)	人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
		(3)	物損事故の場合		○	○	○	
		(4)	違反行為のみの場合			○	○	
5	措置義務違反 (ひき逃げ、当て逃げ)	(1)	人を死亡させた場合	○				
		(2)	人に傷害を負わせた場合	○	○			
		(3)	物損事故の場合		○	○	○	
6	その他の違反行為	(1)	死亡させた場合	○	○	○		
		(2)	重傷を負わせた場合		○	○		
		(3)	軽傷を負わせた場合			○	○	
		(4)	物損事故の場合				○	

※「酒酔い運転」とは、アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

※「酒気帯び運転」とは、身体に道路交通法施行令で定める値以上のアルコールを保有した状態で運転する行為をいう。

※上記の「酒酔い運転」「酒気帯び運転」に該当しない場合であっても、酒気を帯びて運転を行った教職員は、行為の態様等を総合的に考慮した上で、懲戒処分の検討を行うものとする。

※「著しい速度超過」とは、法定最高速度を30km/h以上（高速自動車国道等では40km/h以上）超過して運転する行為をいう。

※「重傷」とは、傷害事故のうち、負傷の治療に要する期間が3月以上であるものをいい、「軽傷」とは、重傷以外のものをいう。

※ 事犯内容に係る行為の教唆又はほう助の罪に問われた場合は、事犯を引き起こした者に準ずる処分とする。

## VII 監督責任関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	指導監督不適正	部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた場合			○	○	
2	非違行為の隠ぺい・黙認	部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		○	○	○	

### 第3 施行期日

平成19年4月1日  
 平成30年4月1日  
 平成31年4月1日  
 令和2年7月20日  
 令和4年4月1日  
 令和5年8月31日

### **懲戒処分の公表基準** (令和5年3月24日改正 静岡県教育委員会)

静岡県教育委員会が教職員の非違行為等に対して地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合又は警察が教職員の逮捕事案を公表した場合は、教職員への周知によりその再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、説明責任を果たすことを目的として、次の基準により公表する。

#### 1 懲戒処分の公表

##### (1) 公表の基本方針

静岡県教育委員会は、懲戒処分を行った場合は、すべての懲戒処分について、その事由も含め、速やかに公表することとする。同時に、各市町教育委員会・学校に対し、公表内容を伝達し、指導の徹底を図る。

##### (2) 公表する処分

地方公務員法に基づく戒告、減給、停職及び免職の懲戒処分

##### (3) 公表する内容

ア 公表する内容は、原則として次のとおりとする。

(ア) 所属の種別（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び事務局・教育機関の別をいい、小学校・中学校・高等学校にあっては、県内の東部・中部・西部の地区別を付し、刑事事件で既に警察その他の公的機関が市町名を公表している場合は、市町名を付す。以下同じ。）

(イ) 職名

(ウ) 年齢

(エ) 性別

(オ) 処分事由

(カ) 処分内容

(キ) 処分年月日

イ 所属名及び氏名の公表

(ア) 刑事事件で既に警察その他の公的機関が所属名を公表している場合、懲戒免職となった場合又は職務上の非違行為の場合は、ア(ア)の所属の種別に代えて所属名を公表する。

(イ) 刑事事件で既に警察その他の公的機関が氏名を公表している場合又は懲戒免職となった場合

は、当該職員の氏名を公表する。

#### ウ 公表の例外

(ア) 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合又は児童生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は、ア及びイにかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(イ) 刑事事件で既に警察その他の公的機関が氏名等を公表している場合であっても、捜査機関が刑事処分を行うことが適当でないとして不起訴処分とした場合は、ア及びイにかかわらず当該職員の氏名等を公表しないことができる。

#### (4) 公表方法

報道機関への発表又は資料提供により行うものとする。

### 2 逮捕事案の公表

#### (1) 公表の基本方針

静岡県教育委員会は、警察が教職員の逮捕事案を公表した場合は、その内容について、速やかに公表することとする。

#### (2) 公表する事案

警察が公表した教職員の逮捕事案

#### (3) 公表する内容

ア 公表する内容は、原則として次のとおりとする。ただし、警察その他の公的機関が公表した内容の範囲内に限る。

(ア) 所属の種別

(イ) 職名

(ウ) 年齢

(エ) 性別

#### イ 所属名及び氏名の公表

(ア) 既に警察その他の公的機関が所属名を公表している場合は、当該職員の所属する所属名を公表する。

(イ) 既に警察その他の公的機関が氏名を公表している場合は、当該職員の氏名を公表する。

#### ウ 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、ア及びイにかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

#### (4) 公表方法

報道機関への発表又は資料提供により行うものとする。

### 3 施行

(1) この基準は、令和5年3月24日から施行する。

(2) この基準による公表は、この基準の施行の日以降の懲戒処分及び逮捕事案について適用する。

### 地方公務員法

#### (秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

#### **（政治的行為の制限）**

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

- 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

- 3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

### **教育公務員特例法**

#### **（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）**

第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

- 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第111条の2の例による趣旨を含むものと解してはならない。

### **国家公務員法（＝国公法）**



### (政治的行為の制限)

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

### 人事院規則14-7 [政治的行為]

#### (政治的目的の定義)

5 法(※国公法)及び規則(※人事院規則)中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。

- (1) 規則14-5に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
- (2) 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
- (3) 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
- (4) 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
- (5) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
- (6) 国の機関又は公の機関において決定した政策(法令、規則又は条例に包含されたものを含む)の実施を妨害すること。
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
- (8) 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

#### (政治的行為の定義)

- 6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
  - (2) 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
  - (3) 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらかの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
  - (4) 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
  - (5) 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はこれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

- (6) 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
  - (7) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
  - (8) 政治的目的をもって、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
  - (9) 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
  - (10) 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
  - (11) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
  - (12) 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎（行政執行法人にあっては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
  - (13) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
  - (14) 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
  - (15) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
  - (16) 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
  - (17) なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。
- 7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。
- 8 各省各庁の長及び行政執行法人の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。

## 公職選挙法

### （教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第137条 教育者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

## 地方公務員法

### （争議行為等の禁止）

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

- 2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

#### (罰則)

第62条の2 何人たるを問わず、第37条第1項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者は、3年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

#### (営利企業への従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者（※県費負担教職員の場合、市町村教育委員会）の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

### 教育公務員特例法

#### (兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（中略）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- 2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 第1項の場合においては、地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

**職員の営利企業への従事等の制限に関する規則** ※ 設置者である市町の規則の規定による。

#### (任命権者の許可を受くべき地位)

第2条 法（※地公法）第38条第1項に規定する任命権者の許可を受くべき地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、相談役、評議員、参与等企業の経営に参加しうる地位にあるものとする。

#### (許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて許可することができる。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他全体の奉仕者たる公務員として適当でない認められる場合

#### (許可の取消)

第4条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により、前条の基準に反すると認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

### 4 服務上の諸手続 (※市町立学校に勤務する職員は、各市町で定める管理規則及び処務規程による。)

#### 静岡県教育委員会処務規程

##### (履歴事項の届出)

第4条 新規採用の職員は、着任後速やかに次の各号に掲げる事項を所属長を経て人事主管課長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 本籍地
- (4) 居住地
- (5) 学歴
- (6) 職歴
- (7) 資格免許
- (8) その他教育委員会が必要と認める事項

2 職員は、前項又はこの項の規定により届け出た事項（次項の規定により人事主管課長から指示された方法により届け出た事項を含む。）を変更したときは、遅滞なく様式第2号による履歴事項変更届にその事実を証明する書類を添えて、教育部の職員にあつては所属長を経て教育総務課長に、県立学校の職員にあつては校長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、人事主管課長から別の方法による届出の指示があつた場合は、職員は、当該方法により届け出るものとする。

##### (勤務状況の管理)

第7条 所属長は、職員の勤務の状況を別に定める勤務状況管理簿又は出勤簿兼業務記録簿により管理するものとする。

##### (年次有給休暇)

第9条 職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、教育部の職員にあつては、あらかじめ別に定める休暇等承認申請（請求）簿、県立学校の職員にあつては様式第7号による年次有給休暇請求簿兼特別休暇等承認申請簿（中略）により、（中略）決裁者（中略）に請求しなければならない。（以下略）

##### (特別休暇)

第10条 職員は、特別休暇を取得しようとするときは、休暇等申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、出産による特別休暇は、休暇等申請簿により申し出るものとする。

2 職員は、やむを得ない理由により、あらかじめ休暇等申請簿により特別休暇を申請し、又は申し出ることができないときは、事前に電話、伝言等により申請し、又は申し出ることができるものとする。この場合において、職員は、遅滞なく、前項による手続をとらなければならない。

3 前2項の規定により特別休暇を申請し、又は申し出るときは、別表第2に掲げる書類等を添付するものとする。

#### (介護休暇)

第11条 職員は、介護休暇を取得しようとするときは、様式第9号による介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (職務に専念する義務の免除の手続)

第18条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年静岡県条例第20号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、休暇等申請簿により、所属長等の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第4号による場合は、様式第15号による職務専念義務免除承認申請書に職務に専念することのできないことを証する書面を添えて、所属長等の承認を得なければならない。この場合において、所属長等は、承認を与えたときは、様式第16号による職務専念義務免除承認報告書により、直ちにその旨を人事主管課長に報告しなければならない。

#### (営利企業への従事等及び兼職兼業)

第19条 職員が地公法第38条の規定により、営利企業への従事等をするため、又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、教育に関する他の職務に従事するために許可を受けようとするときは、それぞれ様式第17号による営利企業従事等許可申請書又は様式第18号による教育に関する兼職（兼業）許可申請書を、所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。

2 前項の場合には、所属長は、様式第19号による営利企業従事等内申書又は様式第20号による教育に関する兼職（兼業）内申書を添えて人事主管課長に内申しなければならない。

#### (出張)

第21条 職員が出張先で、その用務の都合のため又はやむを得ない事故のため予定を変更する必要が生じたときは、電話等で直ちに上司の指示を受けなければならない。

2 職員は、出張の用務が終わって帰庁したときは、帰庁した日から週休日、休日、年次有給休暇、特別休暇その他の終日勤務しない日を除き、5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、上司に随行したとき又は用務が軽易な事項であると所属長が認めたときは、この限りでない。

## 第6節 サービスの監督

### 学校教育法

#### (校長、教頭、教諭その他の職員)

第37条 （第1項～第3項略）

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。（以下略）

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。（(1)、(2)略）

(3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。(以下略)

**(所属職員の進退に関する意見の申出)**

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

**(市町村委員会の内申)**

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 (略)

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

**(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)**

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

**(服務の監督)**

第43条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。

**静岡県立学校管理規則**

**(服務の監督等)**

第36条 校長は、職員の服務の監督にあつては、厳正に行い、かつ、任免その他の意見の申出については、公正に行わなければならない。

**(職員の出張)**

第39条 職員の出張は、校長が命ずる。

2 校長及び職員が海外出張をする場合には、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

**(宿日直)**

第40条 職員の正規の勤務時間以外の時間、日曜日、土曜日又は休日における宿日直勤務は、宿日直勤務命令簿(様式第10号)により、校長が命ずる。

2 宿日直勤務を命ぜられた職員は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、緊急の事務の処理及び非常変災の際の処置に当たるとともに、宿日直日誌(様式第11号)に必要な事項を記載し、校長(分校等にあつては副校長又は教頭)に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、宿日直の勤務については、校長が定める。

## 休暇制度等一覧

特別休暇制度（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第14条、同規則第12条）

種 類	根拠（勤務時間規則第12条の号数）	承認期間	取得単位	分割付与の可否	摘 要
公務による負傷又は疾病	第1号	療養に必要な期間	日、時間、分	○	・公務災害の認定基準に基づき公務上のものと判断される場合に認める。 ・通勤途上を含む。
結核性疾患	第2号	1年以内	日	×	条件付採用期間中は、上限を超えて承認する。（第3号も同じ）
その他負傷又は疾病	第3号	90日以内	日	×	予防的な意味で自発的に受診する場合や眼鏡等購入のための受診などには与えられない。
		さらに90日以内で延長できる場合	日	×	さらに延長できる場合は、精神病、高血圧症(脳卒中を含む)、動脈硬化性心臓病、悪性新生物、糖尿病又は肝臓の疾患で医師が慢性経過をとるものと認めた場合で、特に必要と認められるときに限る。
		通院の場合	日、時間、分	○	通院に必要な合理的な時間。取得時間は90日、180日の日数計算には算入されない。
忌引	第4号	最大10日以内	日	×	配偶者の場合10日、父母7日、子5日、祖父母3日など、職員との親族関係に応じて取得可能日数が異なる。
父母及び配偶者の祭日	第5号	慣習上最小限度必要と認める期間(通常1日)	日	×	・父母とは実父母及び養父母のみをいう(義父母、継父母は含まれない)。 ・祭日とは、神道の年祭や仏教の回忌等をいう(盆や彼岸は含まれない)。
夏季休暇	第6号ア	6月から10月の期間内に5日以内	日	○	・連続して取得する場合は、週休日及び休日を除いて5日以内をいう。 ・日単位で取得する。
家族休暇	第6号イ	1暦年に3日以内	日、時間 ※	○	次のいずれかに該当する場合 ・子が在籍する学校の行事に出席する場合 ・長期勤続時(10, 20, 30年目及び満55歳)のリフレッシュ ・職務に関連のある、免許更新、パスポート申請・受領 ・知識・教養活動
結婚休暇	第7号	7日以内	日	○(二分割まで)	・結婚日(入籍日又は結婚式の日)の5日前から妥当と思われる期間内(通常1か月程度：学校においては長期休業を含む6か月)であって、本人の申請した日から起算する。 ・二つの連続する暦日に分割可。
出生サポート休暇	第7号の2	1暦年に5日以内(体外受精、顕微授精を行う場合は10日以内)	日、時間 ※	○	不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等のため、医療機関への通院・入院、説明会

					へ出席する場合（移動時間を含む）
産前・産後休暇	第8号	産前8週間(多胎14週間)以内、産後8週間以内	日	×	・産前8週間は出産予定日を含み56日間。 ・出産遅延は産前期間延長扱い。 ・産後8週間は出産翌日から起算。
生理休暇	第9号	必要な期間	日、時間	×	1回の取得が2日を超えるときは、医師の証明等が必要。
生児保育	第10号	午前午後各1回、各々60分以内	時間、分	○	・子が1歳6月に達するまで、子の授乳、託児所の送迎等に必要な時間 ・男女とも取得可能だが、同一時間帯の取得は不可。
配偶者出産休暇	第11号	3日以内	日、時間 ※	○	職員の妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に3日以内
育児参加休暇	第12号	妻の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間に5日以内	日、時間 ※	○	出産に係る子又は小学校就学前の上の子の養育をする場合（産前期間中は小学校就学前の上の子がいる場合に限られる。）
妊産婦の健康診査	第13号	1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	時間、分	○	妊娠中及び出産後1年以内の法定の保健指導、健康診査
通勤時における母体保護	第14号	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間以内	時間、分	○	妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関(自家用車を含む)の混雑が続き、母体又は胎児の健康維持に影響がある場合
妊娠中の休憩措置	第15号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間	時間、分	○	業務が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合
妊娠障害休暇	第16号	一妊娠期間に14日以内（ただし医師等の指導により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合はその期間）	日、時間 ※	○	妊娠に起因するつわりその他これに準ずる症状のため勤務することが困難である場合
乳幼児の健康診査、予防接種休暇 (子育て休暇)	第17号	1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	時間、分	○	職員が保護する乳幼児が、法定の健康診査及び予防接種を受けるに当たって介助が必要な場合
看護休暇	第18号	1暦年に5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）以内	日、時間 ※	○	職員の配偶者や親族が負傷又は疾病のため、看護を必要とする場合（職員以外に看護を行う者がいても取得可能） * 中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るための世話（健康診断、予防接種（子育て休暇対象を除く。））を含む。
短期介護休暇	第19号	1暦年に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	日、時間 ※	○	配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたって介護を必要とする（要介護者）場合
原爆被害者の健康診断	第20号	1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	時間	○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する健康診断を受ける場合



骨髄、末梢血幹細胞提供のための休暇 (ドナー休暇)	第21号	必要と認める期間	日、時間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨髄バンクへの登録、骨髄・末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等をする場合。</li> <li>配偶者、父母、子、兄弟姉妹以外の者に提供する場合に限る。</li> <li>一連の手続をする場所までの往復に要する合理的な時間を含む。</li> </ul>
ボランティア休暇	第22号	1暦年に5日以内	日、時間 ※	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動の場合(専ら親族に対する支援となる活動は除く)で次に該当するもの。ボランティア活動計画書の提出が必要。</li> <li>①被災地における被災者支援</li> <li>②施設における障害者・高齢者の支援</li> <li>③日常生活に支障がある者の介護等</li> <li>④国又は静岡県内の地方公共団体が主催等する環境保全、文化・スポーツ振興</li> <li>⑤地域における子どもの健全育成を図る活動</li> </ul>

※特定休暇は、残日数のすべてを使用する場合には、(最後の日に限って)1時間未満の端数の使用が可能

#### 育児休業制度

(地方公務員の育児休業等に関する法律、静岡県職員の育児休業等に関する条例、同規則)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
育児休業	子が3歳に達するまでの間	日	・休業中、給与は支給されない。
育児短時間勤務	子が小学校に入学するまで		
部分休業	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内	時間、30分単位	・子が小学校に入学するまで取得可能。 ・取得した時間分給与は減額される。

※上記の「子」には、特別養子縁組の監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている者を含む。

※育児に係る深夜勤務制限、時間外勤務の制限・免除、忌引休暇、家族休暇、生児保育、育児参加休暇、看護休暇、ドナー休暇についても同じ。

#### 介護休暇制度(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条、同規則第13条の2、16条、18条)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
介護休暇	介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を越えない範囲内で指定される期間内	日、時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたって介護を必要とする場合に取得できる。</li> <li>取得した時間分給与は減額される。</li> </ul>

#### 介護時間制度(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の2、同規則第13条の3、16条、18条)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
介護時間	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内	時間、30分単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたって介護を必要とする場合に、介護を要する一の継続する状態ごとに3年以内で取得できる。</li> <li>取得した時間分給与は減額される。</li> </ul>

#### 子育て部分休業(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の3、同規則第13条の4、16条、18条)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
子育て部分休業	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内	時間、30分単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校1年生から小学校3年生までの子又は小学校4年生から18歳までの障害のある子を養育する場合に取得できる。</li> <li>取得した時間分給与は減額される。</li> </ul>

自己啓発等休業、教職員の自己啓発のための休職、大学院修学休業  
 (地方公務員法、教育公務員特例法、静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例、同規則)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
自己啓発等休業	3年以内	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在職期間が2年以上の職員が「大学等の課程の履修」、「国際貢献活動」を行う場合に取得できる。</li> <li>・休業中、給与は支給されない。</li> </ul>
教職員の自己啓発のための休職	1年以上3年以内	年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満たす教職員が「教職員の資質向上に資すると認められる、高度の専門性を有する学術等に関する調査又は研究」に従事する場合に取得できる。</li> <li>・休職期間中、給与は支給されない。</li> </ul>
大学院修学休業	3年以内	年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専修免許を取得するため、大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程等に在学してその課程を履修する場合に取得できる。</li> <li>・休業中、給与は支給されない。</li> </ul>

配偶者同行休業 (地方公務員法、静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例、同規則)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
配偶者同行休業	3年以内	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が次のいずれかの事由により外国に滞在する場合に取得できる。 「外国での勤務」、「事業を経営、個人が業として行う活動で外国において行うもの」、「外国の大学等における修学」</li> <li>・休業中、給与は支給されない。</li> </ul>

高齢者部分休業 (地方公務員法、静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例、同規則)

種 類	承認期間	取得単位	摘 要
高齢者部分休業	当該職員の定年年齢から5年を減じた年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日(※原則4月1日)から定年退職日までの期間	週当たりの通常の勤務時間の2分の1以内(※週当たり15時間又は12時間30分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢による諸事情(※介護、傷病等の常時勤務に困難を要するやむを得ない事情)へ対応する場合に取得できる。</li> <li>・取得した時間に応じて給与は減額される。</li> </ul>

※静岡県教職員の高齢者部分休業に関する取扱要領で規定

育児又は、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3、同規則第7条の4～第7条の11)

種 類	承認期間	内 容	摘 要
深夜勤務の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児の場合：子が小学校に入学するまで</li> <li>・介護の場合：介護を必要とする家族がいる場合</li> </ul>	深夜(午後10時～翌朝5時)の勤務を禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児の場合、配偶者が深夜に子の養育ができる場合は認められない。</li> <li>・介護の場合、対象者及び「介護を必要とする」状態の判断基準は介護休暇と同じ。</li> </ul>
時間外勤務の制限		1月24時間、1年150時間を超える時間外勤務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の場合、対象者及び「介護を必要とする」状態の判断基準は介護休暇と同じ。</li> </ul>
時間外勤務の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児の場合：3歳に満たない子を養育する場合</li> <li>・介護の場合：介護を必要とする家族がいる場合</li> </ul>	時間外免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。</li> <li>・介護の場合、対象者及び「介護を必要とする」状態の判断基準は介護休暇と同じ。</li> </ul>

## 第7節 校務分掌

### 1 校務分掌

校務とは、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(学校教育法第37条第4項)「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」(学校教育法第37条第5項)「教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」(学校教育法第37条第7項)の校務と同じ意味であり、他の法令に校務の用語が使用されている例はない。

そこで、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」と「校長は、校務をつかさどり」とを対比させ、校長のつかさどる校務は、教諭や養護教諭のつかさどる職務内容を除外した、主として間接教育活動がこれに該当すると主張する者もあるが、校務の用語が使用された歴史的経過を踏まえ、学校教育の使命等から判断し、校務とは、学校としての任務を果たすために行うすべての仕事であるとし、広義に解釈することが通例となっている。

すなわち、教諭の担当する教育も、養護教諭の担当する養護も、事務職員の担当する事務も、その他もろもろの仕事が、学校の教育目的遂行のためである限り校務と解されている。

校長は校務をつかさどるからといって、校長が一人ですべての任務を処理しなければならないというわけではない。校長は、所属職員に対して、校務を分担処理させることができるわけであり、その命令が校務分掌の決定である。

一般的に、各学校においては、静岡県立学校管理規則別表第1に掲げられてあるような校務分掌組織をとっている。別表第1によれば、校務分掌組織は教務部、事務部及び委員会に大別され、教務部には教務課、生徒指導課、進路指導課、保健課等が置かれ、事務部には庶務係、会計係等が置かれている。また、校長の補助機関としての委員会には、学校運営委員会、課長会、学年主任会、教科主任会等が置かれることになっている。教務部の所掌事務は、以下のとおりである。

教務部の所掌事務 (事務部の所掌事務については第5章を参照のこと。)

- ア 教育目標及び学校運営方針の企画に関すること。
- イ 教育課程、行事予定、授業時間等に関すること。
- ウ 教員の校務分掌に関すること。
- エ 児童生徒の入学、転学、卒業等に関すること。
- オ 人権教育に関すること。
- カ 児童生徒の教育相談に関すること。
- キ 児童生徒の就学指導に関すること。(高等学校を除く。)
- ク 児童生徒の進学、就職等に関すること。
- ケ 児童生徒の出欠等の管理に関すること。
- コ 学校保健及び安全に関すること。
- サ 教科書、教材、教具等の採択及び取扱いに関すること。
- シ 教務事務に関する表簿の管理に関すること。
- ス 学校広報(学校要覧、その他の広報)に関すること。

- セ 児童生徒の学習指導に関すること。
- ソ 児童生徒の特別活動及び生活指導に関すること。
- タ 児童生徒の自立活動に関すること。(中学校及び高等学校を除く。)
- チ 児童生徒の成績評価に関すること。
- ツ 児童生徒の表彰及び懲戒に関すること。
- テ 児童生徒の登下校の管理及び防災計画に関すること。
- ト 修学旅行、遠足その他の学校行事等に関すること。
- ナ 職員会議その他の会議に関すること。
- ニ 教職員及び児童生徒に係る儀式に関すること。
- ヌ 教務に関する規程の制定及び改廃に関すること。
- ネ 教員の研修に関すること。
- ノ 奨学金の推薦に関すること。(事務部の所掌に属するものを除く。)
- ハ その他教務に関すること。

これらの所掌事務を遂行するため、静岡県立学校管理規則は、その第3章で、以下に掲げる職を定めている。

まず、学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く(第9条)。また、特別支援学校に部主事を置き、教諭の中から、教育委員会が命ずることになっている(第13条)。

県立学校全般に置かれるものとして、教務主任及び学年主任(第14条)、保健主事(第15条)、生徒指導主事(第16条)、進路指導主事(第17条)、研修主任(第18条)、学級主任(第19条)、養護主任(第20条)、また、2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校及び農場を併置する学校には農場長(第21条)、寄宿舎を置く学校には寮務主任(第22条)等がある。これらは教諭(保健主事については、教諭又は養護教諭、養護主任については、養護教諭)をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告することになっている。また、事務職員の中から教育委員会が命ずる事務長、主幹、主査、主任、主事(第33条)、副校長をもって充てる防火管理者(第32条)、校長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する学校医等(第34条)などが置かれる。

このほか、中学校には道徳主任及び特別活動主任(第28条の2)、高等学校には図書主任(第23条)、総務主任(第24条)、教科主任(第25条)、専門教育を主とする学科ごとに実習主任(第26条)、また、特別支援学校には自立活動主任(第27条)が、特別支援学校のうち訪問教育を実施する学校には訪問主任(第28条)が置かれ、これらは教諭をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告することになっている。

最後に、校長は、第14条から第28条の2までに定めるもののほか、必要に応じて、校務を分担する主任等を置くことができるとされている(第29条)。

## 2 職員会議

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒

の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。

学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議をおくことができ、校長が主宰するものであると学校教育法施行規則に規定されている（第48条）。

次に職員会議と同様、全教員が参加する教員研修会がある。研修の内容は様々であるにせよ、職員会議とは性格を異にするものであって、区別して扱う必要がある。職員会議は、校長が主宰するものであり、研修会は、教員が主体となり活動するものであって、主宰者も、必ずしも一定していない。

## 学校教育法施行規則

### （職員会議）

第48条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

静岡県立学校管理規則 ※ 市町立学校においては、設置者である市町の規定による。

### （職員会議）

第35条 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くものとする。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の管理及び運営に関して必要な事項は、校長が定める。

## 第8節 研修

研修とは「研究と修養」を意味し、職員が知識、技能を修得し、思考、判断その他の人格的要素を研鑽することにより、職務を適正に、能率的に遂行する能力を養うことを目標としている。

職員の研修は、校務の能率的運営という点からも重要な意義を有しており、地方公務員法も研修の実施について規定している。

教員の研修については、その職務の特殊性から一般の公務員に比べて特例が認められている。すなわち、一般の公務員の研修が「勤務能率の発揮及びその増進」を目的にしているのに対し、「その職責を遂行するために」行わなければならないものとされ、研修の機会についても、勤務時間内における自主的な研修や現職のままの長期研修について規定するなど、一般の公務員に比べて法制度上恵まれたものとなっている。

## 教育基本法

### （教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正

が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

## 地方公務員法

### (研修)

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。
- 3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

## 教育公務員特例法

### (研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

### (研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

### (校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第22条の2 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第1項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
  - (2) 次条第1項に規定する指標の内容に関する事項
  - (3) その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項
- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第22条の3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ第22条の5第1項に規定する協議会において協議するものとする。

- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

#### (教員研修計画)

第22条の4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 任命権者が実施する第23条第1項に規定する初任者研修、第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
  - (2) 任命権者実施研修の体系に関する事項
  - (3) 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
  - (4) 研修を奨励するための方途に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

#### (協議会)

第22条の5 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - (1) 指標を策定する任命権者
  - (2) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者
  - (3) その他当該任命権者が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (研修)

第45条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第39条第2項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

- 2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

#### (中核市に関する特例)

第59条 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、

第45条並びに教育公務員特例法第21条第2項、第22条の4、第23条第1項、第24条第1項及び第25条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

**職務に専念する義務の特例に関する条例** ※ 市町立学校においては、設置者である市町の条例の規定による。  
(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ又はその都度任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合 (以下略)

**静岡県教育委員会処務規程** ※ 市町立学校においては、設置者である市町の条例の規定による。  
(研修)

第23条 県立学校の教員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により、研修に従事しようとするときは、様式第21号による研修許可願を所属長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県立学校の教員は、前項の規定により、研修に従事した場合は、事後に様式第22号による研修報告書を所属長等に提出しなければならない。なお、研修が長期にわたる場合は、研修の途中において様式第22号による研修従事報告書を所属長等に提出するものとする。

## **初 任 者 研 修**

### 1 初任者研修制度の意義

研修に関し、地方公務員法（以下「地公法」という。）と教育公務員特例法（以下「教特法」という。）の規定を比較すれば明らかなように、一般の地方公務員の研修が「勤務能率の発揮及びその増進」を目的としているのに対し、教育公務員の場合は、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と、研修の重要性が更に強調されている。また、教育公務員は「研修を受ける機会」についても、勤務時間内の自主的な研修など一般の地方公務員に比べ、法制度上恵まれたものとなっている。

なお、任命権者は、研修を奨励するための方途・計画等を樹立し、その実施に努めなければならないとされている。

このような教育公務員の研修の重要性を受けて、初任者研修は、教員の経験に応じて実施される体系的な研修の一環をなすものであり、教職の全期間にわたる現職研修の第一段階として位置付けられるものである。すなわち、特に新任教員の時期は、教職への自覚を高めるとともに、優れた教育者として教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であり、この時期にできる限り実務に即して組織的・計画的な現職研修を実施することは必要不可欠である、という考えに基づくものである。初任者研修自体は従来からある程度実施されてきたところであるが、初任者に対する組織的・計画的な研修制度を確立する必要から、臨教審・教養審等の答申を受けて、昭和63年5月31日に「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」として公布され、平成元年度から法制度に基づいた初任者研修が実施されることとなった。

### 2 初任者研修制度の内容

初任者研修制度は、教員が採用後1年間、校内において指導教員による指導等を受けるとともに、総合教育センター等において研修することをその内容とするものである。前述の法改正は、初任者研



修の制度化のため、法律上必要な改正を行ったものであるが、その内容の概略は次のとおりである。

- (1) 任命権者に初任者研修の実施を義務付けたこと。(教特法第 23 条第 1 項)
- (2) 初任者研修の実施に伴い、初任者の条件付採用期間を 1 年に延長したこと。(教特法第 12 条)
- (3) 任命権者による指導教員の任命とその職務を定めたこと。(教特法第 23 条第 2 項及び第 3 項)
- (4) 初任者研修に係る非常勤講師を派遣できると定めたこと。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第 47 条の 3)

なお、初任者研修の実施に当たっては、服務監督権者が年度当初に初任者に対し、初任者研修の受講を命じる包括的な内容の職務命令を発することになる。具体的には、県費負担教職員である教諭等については市町教育委員会が、それ以外の教諭等については任命権者である教育委員会が職務命令を発することになり、このことにより、初任者に初任者研修受講義務が生じることになる。

## 教育公務員特例法

### (初任者研修)

第 23 条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(中略)の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

### (初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第 47 条の 3 市(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第 23 条第 1 項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第 4 条第 1 項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。)又は特別支援学校に非常勤の講師(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第 61 条第 1 項において同じ。)(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第 4 項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費)は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

- 3 市町村の教育委員会は、第 1 項の規定に基づき派遣された非常勤の講師のサービスを監督する。
- 4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定め適用があるものとする。

## 中堅教諭等資質向上研修

教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成28年法律第87号、平成28年11月28日公布、平成29年4月1日施行)により、10年経験者研修が中堅教諭等資質向上研修に改められ、実施時期の弾力化が図られるとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修となった。

任命権者は、教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

### 教育公務員特例法

#### (中堅教諭等資質向上研修)

第24条 公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。

- 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

## 児童生徒への指導が不適切である教員への対応

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年7月11日公布、法律第104号)が平成14年1月11日から施行された。その改正において、各都道府県教育委員会は、児童生徒への指導が不適切であり、かつ、研修等の措置を講じても適切に指導することができない市町村立の小中学校等の教員について、分限免職等に至らない者であっても、都道府県の教員以外の職に転職させることができるとされた。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用)

第47条の2 都道府県委員会は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第1項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員(教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師(同法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。)に限る。)で次の各号のいずれにも該当するもの(同法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。)に採用することができる。

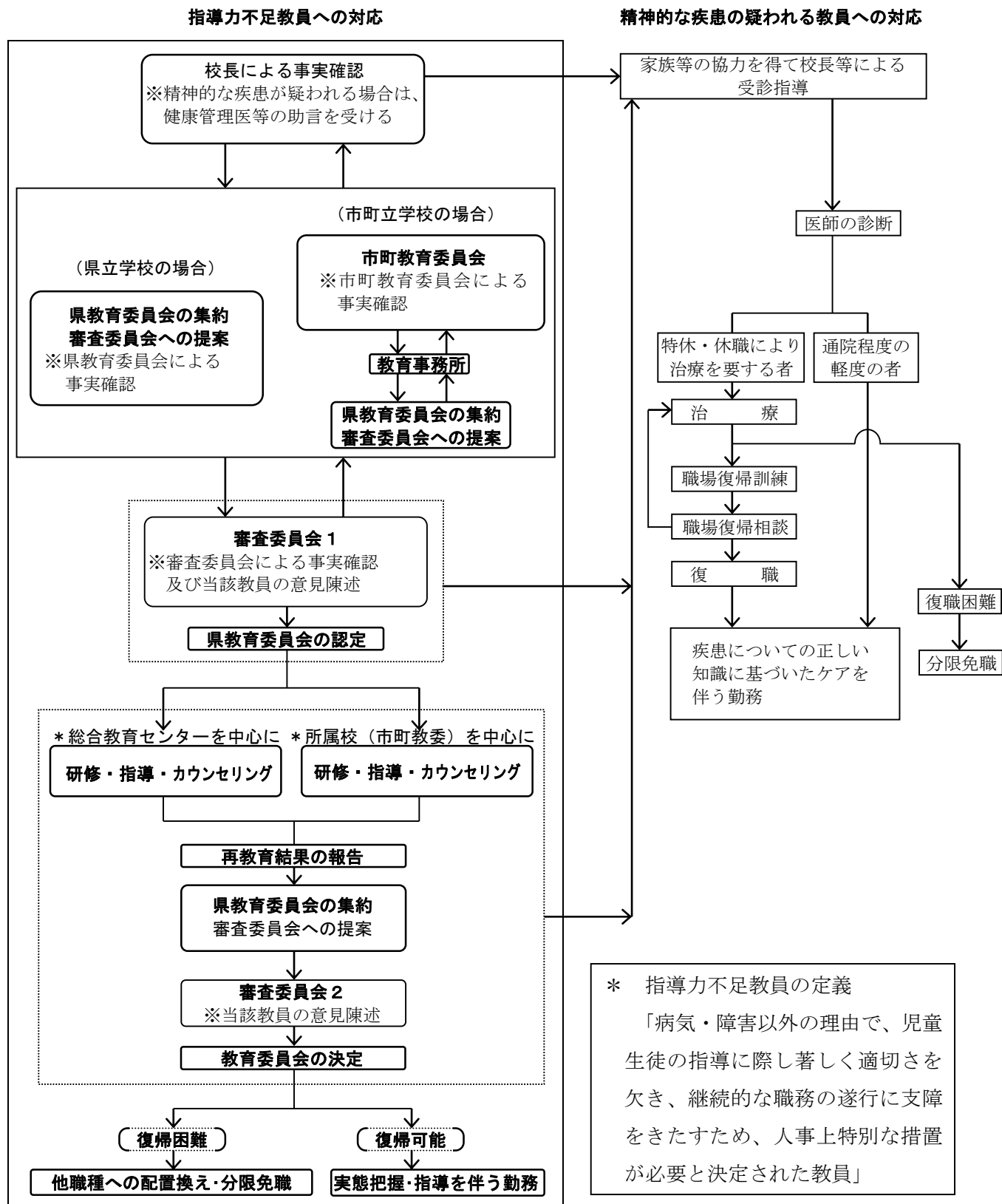
- 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。
- 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

- 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するため

の手續に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

- 3 都道府県委員会は、第1項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。（以下略）

＜指導力不足教員等への基本的な対応流れ図＞（平成31年4月）



## 第9節 勤務条件

### 1 勤務条件等の決定

#### 勤務条件の意義

職員は、地方公共団体に対して勤務を提供する義務を負うが、同時に地方公共団体から勤務を提供することに対する反対給付として給与を受け、職務の遂行に伴って支出した費用の弁償を受け、さらに退職する場合には勤務に対する功績報償として退職手当を受ける。給与を始めとする経済的な対価を受けるこれらの権利を職員の経済的権利とすることができる。勤務条件とは、職員の給与その他の給付、勤務時間、休日、休暇など、職員が勤務を提供し、又はその提供を継続するかどうかの決心をするに当たって、一般に考慮の対象となるべき利害関係事項である。

#### 地方公務員法

##### (情勢適応の原則)

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

##### (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

##### (給与に関する条例及び給与の支給)

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 給料表

(2) 等級別基準職務表

(3) 昇給の基準に関する事項

(4) 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項

(5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

(6) 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する

## 事項

- (7) 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 前項第1号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
- 5 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

### (給料表に関する報告及び勧告)

第26条 人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

## 2 教職員の勤務時間

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例＝勤務時間条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則＝勤務時間規則

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例＝給特条例

### (1) 勤務時間

#### 勤務時間条例

##### (1 週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 (略) 育児短時間勤務(中略)の承認を受けた職員(中略)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(中略)に従い、任命権者が定める。

3 (略) 定年前再任用短時間勤務職員(中略)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 (略) 任期付短時間勤務職員(中略)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

### (2) 正規の勤務時間を超える勤務等

#### 給特条例

##### (正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項の規定により定められた勤務時間の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)を超える勤務並びに休日(勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年

末年始の休日をいう。以下同じ。)及び代休日(勤務時間条例第11条に規定する代休日をいう。以下同じ。)における正規の勤務時間中の勤務は命じないものとする。

2 教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。休日及び代休日において当該教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合も、同様とする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

#### (業務量の適切な管理等に関する措置)

第6条の2 県教育委員会(県費負担教職員については、市町の教育委員会。以下この条及び次条第1項において同じ。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条に規定する指針に基づき、県教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

### 静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則

#### (業務量の適切な管理等)

第2条 静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第2章第1節(1)に規定する在校等時間をいう。)から所定の勤務時間(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)第10条に規定する休日(同条例第11条に規定する代休日(以下「代休日」という。)が指定された日を除く。)及び代休日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 時間外在校等時間 次に掲げる時間

ア 1か月について100時間未満

イ 1年について720時間

(2) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間 80時間

(3) 1年のうち1か月における時間外在校等時間が45時間を超える月数 6か月

### (3) 勤務時間の割振り

#### 給特条例

##### (勤務時間の割振り等)

第7条 県教育委員会は、教育職員について、勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、勤務時間を割り振り、又は4週間を平均して1週間の勤務時間が同項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分若しくは特定の週において同項の規定により定められた勤務時間を超えて勤務時間を割り振ることができる。

2 前項の規定による勤務時間の割振り並びに教育職員についての勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び勤務時間条例第11条第1項の規定による代休日の指定に関し必要な事項は、県教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

### (4) 週休日及び休日

ア 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）であるが、勤務条件の特殊性により人事委員会の承認を得た場合は、この日以外を週休日とすることができる。（勤務時間条例第3条第1項並びに第4条、勤務時間規則第2条）

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、休日（正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。）とする。（勤務時間条例第10条）

なお、労働基準法第35条に規定する休日は、勤務時間条例で規定された週休日のことである。

### (5) 休憩

任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。（勤務時間条例第6条）

### (6) 休暇

ア 休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業とする。（勤務時間条例第12条）

イ 年次有給休暇は、労働基準法では勤続年数に応じて増加させることになっているが（労基法第39条第1項及び第2項）、条例では1年につき20日とされている。（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）（勤務時間条例第13条第1項）

ウ 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として、任命権者（県費負担教職員については市町教育委員会）が与える。（勤務時間条例第13条第3項）

エ 特別休暇は、結婚、忌引、父母及び配偶者の祭日等の場合、任命権者の承認を得て取得することができる。（勤務時間条例第14条、勤務時間規則第12条）特別休暇は年次有給休暇と異なり、労使関係を包摂する社会全体との調和を図るため設けられたものである。

オ 介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を

営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇である。(勤務時間条例第15条、勤務時間規則第13条)

カ 介護時間は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇である。(勤務時間条例第15条の2、勤務時間規則第13条の3)

キ 子育て部分休業は、職員が、小学校1年生から小学校3年生までの子又は小学校4年生から18歳までの障害のある子を養育するために、勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休業制度である。(勤務時間条例15条の3、勤務時間規則第13条の4)

## (7) 休業

### 地方公務員の育児休業等に関する法律

#### (育児休業の承認)

第2条 職員((中略)短時間勤務職員、臨時的に任用される職員(中略)を除く。)は、任命権者(中略)の承認を受けて、当該職員の子(中略)を養育するため、当該子が3歳に達する日(非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日))まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。)第3条第1項第1号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しない職員を除く。)が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び2回目のもの

(2) 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。(以下略)

#### (育児休業の期間の延長)

第3条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。(以下略)

#### (育児休業の効果)

第4条 育児休業をしている職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

#### (部分休業)

第19条 任命権者((中略)県費負担教職員については、市町村の教育委員会)は、職員(育児短時間



勤務職員（中略）を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、（中略）条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。（以下略）

資料 給与の分類（令和6年現在）

広義の給与 市町村立学校 職員給与負担法 =給与負担法	給 与	在職中の給与	給 料	給料月額 教職調整額 給料の調整額
			手 当	扶養手当（生活給） 地域手当（生活給） 通勤手当（生活給） 単身赴任手当（生活給） 住居手当（生活給） 在宅勤務等手当（生活給） 特殊勤務手当（能率給） 管理職手当（職務給） 時間外勤務手当（能率給） 休日勤務手当（能率給） 夜間勤務手当（能率給） 宿日直手当（能率給） 管理職員特別勤務手当（能率給） 特地勤務手当（生活給） 特地勤務手当に準ずる手当（生活給） へき地手当（生活給） へき地手当に準ずる手当（生活給） 期末手当（生活給） 勤勉手当（能率給） 寒冷地手当（生活給） 定時制通信教育手当（職務給） 産業教育手当（職務給） 義務教育等教員特別手当（職務給）
			休職者の給与	
			退職時の給与	
			退職手当	
		年金（恩給） 実費弁償（旅費）		
	給 与 以外の 給 付	共済給付 児童手当 公務災害補償		

\*旅費は給与に含まれず（一般職の職員の給与に関する法律第3条第3項）、地公法では旅費は勤務条件とされているが、給与負担法ではすべて給与として扱われている。

## 第10節 職員団体

### 1 日本国憲法

#### 日本国憲法

##### (勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

##### (個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

##### (公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。(以下略)

一般に使用者と労働者が労働条件を決定し、これを維持改善していく場合、契約自由の原則に基づき、両者は対等の立場に立つものであるが、現実に経済的弱者に立つ労働者に不利にならないように、憲法第28条は、生存権の確保のため勤労者に労働三権を保障している。

しかし、公務員は、全体の奉仕者(憲法第15条)であり、その職務の停廃は国民生活全体の共同利益に重大な影響を及ぼすか、又は、そのおそれがあるので、その地位の特殊性と職務の公共性に基づき、労働基本権に制限を加え、その制約に見合う代償措置として、身分の保障を決定し、給与その他の勤務条件は法律又は条例で定め、さらに各種の保護措置を法律又は条例で決定することとしている。

地方公務員である公立学校教員の労働基本権についてみると、地方公務員法第52条から第55条の2までにおいて団結権を保障し、第55条で交渉する権利を保障する一方、団体協約締結権に制限を加え、第37条において争議行為を禁止している。これを民間労働者等と比較すると次のようになる。

	団結権	団体交渉権	争議権	その他(刑事免責)
民間労働者	○	○	○	○
警察、消防職員	×	×	×	×
教職員	○	△	×	×
地方公営企業の地方公務員	○	○	×	△

### 2 教職員の争議行為について

公務員のストライキは、法律で禁止されている(地方公務員法第37条)が、正確にはどのように理解すべきかについて以下説明する。

#### 公務員である教職員の争議行為を禁止する法律の規定は憲法に違反するか。

公立学校に勤務する教職員は、地方公務員としての身分を有している。すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではなく(憲法第15条)、公共の利益のために、職務に専念しなければならないのである。

この職務を全うするためには、法律は、公務員に対して、一定の義務を課している。その義務の一つ

として、争議行為を行ってはならない義務、すなわち争議行為の禁止がある（地方公務員法第37条）。地方公務員法第37条第1項によると「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」と規定されている。

ところで、憲法第28条は、勤労者の労働基本権を保障しており、この保障は勤労者である公務員にも及ぶものであるが、この保障と公務員の争議行為を禁止している法律の規定との関係については、最高裁大法廷が昭和48年4月25日に全農林警職法反対あおり事件判決で次のように判示している。「憲法28条の労働基本権の保障は公務員に対しても及ぶものと解すべきである。ただ、この労働基本権は、右のように、勤労者の経済的地位の向上のための手段として認められたものであつて、それ自体が目的とされる絶対的なものではないから、おのずから勤労者を含めた国民全体の共同利益の見地からする制約を免れない」ものである。すなわち、「公務員の従事する職務には公共性がある一方、法律によりその主要な勤務条件が定められ、身分が保障されているほか、適切な代償措置が講じられているのであるから、国公法98条2項がかかる公務員の争議行為およびそのあおり行為等を禁止するのは、勤労者をも含めた国民全体の共同利益の見地からするやむをえない制約というべきであつて、憲法28条に違反するものではない」とし、法律で公務員の争議行為を全面一律に禁止しても憲法違反とならないことを明らかにした。

さらに最高裁大法廷は、昭和51年5月21日のいわゆる岩手県教組事件について「非現業国家公務員の労働基本権、特に争議権の制限に関する憲法解釈についての基本的見解（中略）は、今日においても変更の要を認めない。そして、右の見解における法理は、非現業地方公務員の労働基本権、特に争議権の制限についても妥当するものであり、これによるときは、地公法第37条1項、61条4号の各規定は、あえて原判決のこのような限定解釈を施さなくてもその合憲性を肯定することができる」と判示している。

### **なぜ公務員の争議行為は禁止されるのか。**

公務員の争議行為が禁止されなければならない理由を、昭和48年4月25日の最高裁大法廷の判示するところに即して見ると、次のとおりである。

#### **(1) 公務員の地位の特殊性と職務の公共性**

公務員は、私企業の労働者と異なり、国民の信託に基づいて国政を担当する政府により任命されるものであるが、憲法第15条が示すとおり、実質的には、その使用者は国民全体であり公務員の労務提供義務は国民全体に対して負うものである。もとよりこのことだけの理由から公務員に対して団結権をはじめその他一切の労働基本権を否定することは許されないのであるが、公務員の地位の特殊性と職務の公共性に鑑みるときはこれを根拠として公務員の労働基本権に対し必要やむをえない程度の制限を加えることは、十分合理的な理由があるというべきである。けだし公務員は、公共の利益のために勤務するものであり、公務の円滑な運営のためには、その担当する職務内容の別なく、それぞれの職場においてその職責を果すことが必要不可欠であつて、公務員が争議行為に及ぶことは、その地位の特殊性および職務の公共性と相容れないばかりでなく、多かれ少なかれ公務の停廃をもたらし、その停廃は勤労者を含めた国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすか、また

はそのおそれがあるからである。

## (2) 議会における勤務条件の決定

利潤追求が原則として自由とされる私企業においては、労働者側の利潤の分配要求の自由も当然に是認せられ、その目的を達するためには争議行為等の手段によることが許されるのを原則としている。これに対して、公務員の場合は、その給与の財源は、主として税金によって賄われ、私企業の利潤分配の要求とは異なり、その勤務条件はすべて政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮により、適切に決定されなければならない、しかもその決定は民主国家のルールに従い、立法府において論議のうえなされるべきもので、争議行為の圧力による強制を容認する余地は全く存在しないのである。

## (3) 争議行為に対する歯止めの欠如

私企業においては、労働者の争議行為に対抗して、一般に使用者はロックアウトを行うことができるのみならず、労働者の過大な要求を容れることは、企業の経営を悪化させ、企業そのものの存立を危うくし、ひいては労働者自身の失業を招くという重大な結果をもたらすことにもなるので、労働者の要求は、おのずからその面よりの制約を免れず、ここにも私企業の労働者の争議行為と公務員のそれとを一律同様に考えることのできない理由の一が存するのである。また、私企業においては、その提供する製品または役務に対する需給について市場からの圧力を受けざるを得ず、争議行為に対しても市場の抑制力が働くことになる。これに反して、公務員の場合には、そのような市場の機能が作用する余地がないため、公務員の争議行為は場合によっては一方的に強力な圧力となり、公務員の勤務条件決定の手續をゆがめることとなるのである。

## (4) 代償措置の存在

争議行為等を禁止されている公務員に対しては、法は、これらの制約に見合う代償措置として身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件についての周到詳密な規定を設け、公務員はこれら法定された勤務条件を享有しているのである。また、準司法機関的性格をもつ人事院や人事委員会が設けられ、これらの機関は公務員の勤務条件について、いわゆる情勢適応の原則により、国会および内閣（地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者）に対し勧告や報告をすることが義務づけられており、一方公務員には人事院などの機関に対し行政措置要求をし、あるいはまた不利益な処分を受けたときは、審査請求をする途が開かれているのである。

以上のように、公務員が従事する職務の公共性、勤務条件法定主義、周到的な身分保障、適切な代償措置の存在などを理由として公務員の争議行為は禁止されているのである。

## 3 職員団体

職員団体は、職員が自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的に活動する団体であるが、この活動は公務ではないため、勤務時間や施設管理等の面において法令の一般的な規定に従うことが求められているほか、特に、職員団体のためにする職員の活動の制限に関する地方公務員法の規定に従うことを要する。

一方、地方公共団体の当局は、正当な職員団体の活動に対し、支配介入等を行うことは許されず、また職員が職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いをすることは許さ

れない。

## (1) 職員団体の組織

### 地方公務員法

ア 職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。(第52条第1項)

イ 職員とは、警察職員及び消防職員以外の職員をいう。(同条第2項)

ウ 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。(同条第3項)

エ 管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。(同条第4項)

オ 警察職員及び消防職員は、職員団体を結成し、又はこれに加入してはならない。(同条第5項)

小学校、中学校については、各市町村の公平委員会規則において、校長及び教頭が管理職員等として規定されている。高等学校、特別支援学校については、管理職員等の範囲を定める規則(県人事委員会規則)において、校長、副校長、教頭、部主事及び事務長等が管理職員等に規定されている。

## (2) 職員団体の登録

### 地方公務員法

ア 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

(第53条第1項)

イ 職員団体が登録される要件は、規約の作成又は変更、役員の選挙等の重要行為が、法律に定める手続によって決定されていることを必要とする。

ただし、連合体である職員団体については、特例が認められている。(同条第3項)

ウ 職員団体が登録される資格を有し、引き続き登録されているためには、第3項の規定以外に、警察職員、消防職員以外の職員であった者で、分限又は懲戒免職され、その翌日から起算して1年以内、又はこの期間内に不服申立て等をして、裁決等が確定していない者、又は職員団体の役員である者を構成員としていることは差し支えない。(同条第4項)

### 教育公務員特例法

一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)は、当該都道府県の職員をもつて組織

する職員団体とみなす。(第29条第1項)

### (3) 職員団体の交渉

#### 地方公務員法

- ア 登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間等に関し、又は社会的、厚生的活動に係る事項について、適法な交渉の申入れがあれば、当局はこれに応ずべき地位に立つこととされている。(第55条第1項)
- イ 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利は含まない。(同条第2項)
- ウ 地方公共団体の管理運営に関する事項は、交渉の対象にならない。(同条第3項)
- エ 職員団体が交渉することのできる相手は、交渉事項について管理し、決定することのできる地方公共団体の当局とする。(同条第4項)
- オ 交渉は、あらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体が役員の中から指名する者と、当局が指名した者の間で行わなければならない。交渉に当たっては、あらかじめ議題、時間、場所その他必要な事項を取り決めて行うものとする。(同条第5項)
- カ 特別な事情のあるときは、交渉について職員団体から適法な委任を受けたことを証明できる者は、役員以外であっても交渉に参加できる。(同条第6項)
- キ 交渉がオ若しくはカで定めたことなどに適合しなくなったり、地方公共団体の事務の運営を阻害することとなったときなどは、これを打ち切ることができる。(同条第7項)
- ク 適法な交渉は、勤務時間中でも行うことができる。(同条第8項)
- ケ 職員団体は、法令、条例、規則等にてい触しない限りにおいて、当局と書面による協定を結ぶことができる。(同条第9項)
- コ 職員団体に属していない職員であっても、給与、勤務時間その他の勤務条件について不満を表明し、又は意見を申し出ることができる。(同条第11項)

### (4) 職員団体のための職員の行為の制限

#### 地方公務員法

- ア 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することはできないが、任命権者の許可を受けた場合は、登録職員団体の役員としてもつぱら従事することができる。(第55条の2第1項)
- イ 任命権者は、登録職員団体の役員としてもつぱら従事することが相当と認める場合に許可の有効期間を定めて許可する。(同条第2項)
- ウ 許可を得て職員団体の業務にもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて7年を超えることができない。(同条第3項及び附則第20項)
- エ 職員団体の業務にもつぱら従事する者は退職者とし、給与は支給せず、その期間は退職手当の算定基礎となる勤続期間に算入されない。(第55条の2第5項)
- オ 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のため活動してはならない。(同条第6項)

#### 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

##### (職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法（※地公法）第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
  - (2) 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
  - (3) 年次有給休暇及び休職の期間
- (5) 不利益取扱いの禁止

#### 地方公務員法

職員は、職員団体に加入していること、職員団体のために正当な行為をなしたこと等を理由に不利益な取扱いを受けることはない。（第56条）

## 第11節 教職員人事評価制度

### 1 関係法令等

地方公務員法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則

### 2 教職員人事評価制度の概要

#### (1) 評価制度の目的

- ア 職員の意欲の向上と人材育成
- イ 組織力の向上
- ウ 任用、給与等の人事管理の基礎

#### (2) 評価の定義

行動評価：教職員がその職務を遂行するに当たり求められる能力を発揮した結果として表れた具体的な行動を把握した上で行われる評価

業績評価：教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる評価

#### (3) 評価者

被評価者を指揮監督する上位者2人

#### (4) 評価期間

4月1日から9月30日まで（前期）と10月1日から3月31日まで（後期）の年2回の評価

#### (5) 評価方法

行動評価及び業績評価の結果を総合的に評価することにより行う。

##### ア 行動評価

- ・職、職層ごとにとることが望ましい職務行動として評価項目を設定
- ・評価の助けとなるよう、具体的な行動例を着眼点として設定

##### イ 業績評価

- ・期首に目標を設定し期末に達成度の評価を行う、目標管理型の評価を実施



### 3 評価の手順

自己目標シート及び人事評価シートの2つの評価書類に基づいて、行動評価及び業績評価を実施する。

#### ○自己目標シート

教職員は、学校経営目標、グループ目標との連鎖のもとに、重点的に取り組む内容について今年度の目標を設定する。年度末に自己目標の達成度を振り返り、これを次年度の目標設定や業務の改善に生かす。

#### ○人事評価シート

教職員は、期末に職種ごとの評価区分により職務への取組姿勢について自己評価を行う（行動評価）。また、自己目標シートで設定した目標についての取組や業績について自己評価を行う（業績評価）。

評価者は、具体的な行動事実から職務への取組姿勢や業績を正しく把握した上で評価を行う。

#### (1) 自己目標及びウエイトの設定

年度当初において、自己目標シートに今年度の自己目標を設定し、人事評価シートの行動評価のウエイトを設定する。

#### (2) 自己評価の実施

人事評価シートにおいて、期末ごとに自己評価を行う。業績評価については、年度当初に設定した自己目標に対しての取組状況や達成状況の記載を行う。

自己目標シートにおいては、年度末に達成状況等を記載する。

#### (3) 評価基準

教職員の評価は、他者との比較ではなく、教職員一人一人が、定められた基準との関係でどの段階にあるのかを評価する。自己評価及び評価者による評価は5段階で行う。

#### (4) 複数の評価者による評価の実施

評価の客観性、公平性を保つため、原則として、一次評価者、二次評価者の複数による評価を実施する。

#### (5) 評価者による評価実施上の留意点

評価者は評価を実施する上で、以下の点に留意する必要がある。

ア 憶断でなく、客観的な業績や職務行動の具体的事実に基づき、評価を行う。

イ 過去の実績や勤務時間以外の行動等にとらわれることなく、評価対象期間内の職務遂行の状況や業績により、評価を行う。

ウ 職務内容と直接関係のない、学歴、経歴、性別、家庭事情、信条などは考慮せず評価を行う。

エ 職種が同一であれば、基本的に職務に差異はないことから、同一の評価基準で評価を行う。

オ 成果が現れるまで長い期間を要するものもあるので、業績だけでなく、教育活動への取組姿勢や発揮された行動や態度も重視し、組織として協同的に行っている取組では、その貢献度も考慮する。

(6) 面談

教職員が評価者との対話を通して、主体的に前進できるよう評価者が支援するとともに、状況や課題を共有するための機会とする。原則として、年度当初と年度末の面談を設定している。評価者は、年度末面談で自己目標への取組について評価対象者との理解を深め、教職員の主体的な前進を支援する。

## 第12節 分限及び懲戒

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、全力を挙げて職務に専念しなければならない職責を負っている（地方公務員法第30条）のであり、全体の奉仕者であるがゆえに労働基本権や政治的行為の制限等を受け、厳正なサービスを要求されているが、一方、職員が安んじて職務に専念できるように身分保障をすることにより、成績主義の確立及び政治的中立性の確保の理念を確立しようとしている。そして、職員がその職責を十分に果たせない場合の責任の追及制度として、地方公務員法は分限処分及び懲戒処分の制度を設けている。

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合には、職員の意に反する身分上の変動をもたらす処分をいう。

懲戒処分とは、職員の服務義務違反に対して、公務員関係における秩序を維持するために、当該職員の道義的責任を追及し、職員に科する制裁である。

### 地方公務員法

#### （分限及び懲戒の基準）

第27条 全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

#### （降任、免職、休職等）

第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

#### **(懲戒)**

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

#### **(適用除外)**

第29条の2 次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第27条第2項、第28条第1項から第3項まで、第49条第1項及び第2項並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を適用しない。

- (1) 条件附採用期間中の職員
- (2) 臨時的に任用された職員
- 2 前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

#### **(不利益処分に関する説明書の交付)**

第49条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、当該職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、他の職への降任等に該当する場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。（以下略）

#### **(審査請求)**

第49条の2 前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。（以下略）

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（条文省略）

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（条文省略）

静岡県教職員懲戒処分の標準例（120ページ参照）

懲戒処分等の公表基準（124ページ参照）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## (サービスの監督)

第43条 (第1項、第2項 略)

- 3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。
- 4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。

## 第13節 情報公開と文書管理

市町立学校における情報公開及び文書管理については、設置者である各市町の条例及び規則等によることとなる。ここでは参考として県の施策について記載する。

### 1 情報公開法と個人情報保護法

国民主権の理念に則り、行政文書の開示を請求する権利を定め、行政機関が国民に対してその諸活動を説明する責務を果たすために、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（「情報公開法」）が平成11年5月に公布され、平成13年4月1日から施行されている。

### 2 情報公開制度

#### (1) 情報公開制度の趣旨

県民の県政についての知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、県の諸活動を県民に説明する責務を義務づける制度である。

情報公開制度は、公文書開示制度（請求に応じた公文書の開示）と情報提供施策（閲覧、縦覧等による県政情報の提供）から成る。

#### (2) 静岡県情報公開条例

静岡県情報公開条例が、平成12年10月27日公布、平成13年4月1日施行された。これにより、静岡県における公文書の開示が制度化された。

静岡県情報公開条例に基づく県立学校における公文書の開示請求があった場合には、公文書の保有者である静岡県教育委員会が条例に則り判断することとなる。

### 3 個人情報保護制度

#### (1) 個人情報保護の考え方

自己に関する個人情報の流れを自らコントロールする権利（自己情報コントロール権）を尊重し、自己に関する情報の存在を知り、その誤りの訂正を求めることを可能にするという考え方である。

#### (2) 個人情報の保護に関する法律

「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」を含む個

人の権利利益を保護することを目的として「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日から全面施行されている。

本法では、一般に保護の対象とする個人情報を「生存する個人に関する情報であって、」「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義し、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、地方公共団体等が保有する公文書に記録されている個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関する事等民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。

個人情報保護法に基づく県立学校における保有個人情報の開示請求があった場合には、実施機関である静岡県教育委員会が本法に則り開示決定等の判断をすることとなる。

## 4 文書管理

### (1) 公文書の定義（静岡県情報公開条例2条2項）

「公文書」とは、実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

※電磁的記録も、国や地方公共団体の情報公開（文書開示請求）の対象に含まれることに注意する。

### (2) 静岡県情報公開条例における文書の分類

職務上の文書等	公 文 書 （組織 共用 文書）    開 示 請 求 の 対 象	起案文書	事案の決定のための案を記載した文書等で、押印又はこれに準じた処理による意思決定を伴うもの … 決裁済み文書、決裁途上の起案文書など
		供覧文書	組織内の閲覧に供するため回付した文書等で意思決定を伴わないもの … 供覧済み文書、供覧途上にある文書など
		資料文書	公文書のうち起案文書及び供覧文書を除いたもの … 校長への説明文書（原本）、会議等で受領した文書など
	市販文書	官報、公報、白書、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	
	個人管理文書	文書等のうち公文書、市販文書を除いたもの（職員個人の検討段階にあるものなど） … 個人の検討段階にある文書や資料自己の職務の便宜のために保有しているコピーなど	
職務外	職員の私文書	共済組合員としての文書など	

### (3) 文書等の管理

#### ア 静岡県教育委員会文書管理規則と静岡県教育委員会文書管理規程

県立学校における文書等（平成13年4月1日以降作成又は取得したもの）の管理は、静岡県教

育委員会文書管理規則（平成13年教育委員会規則第9号）及び静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年教育委員会訓令甲第2号）に則ることとされている。

なお、平成13年4月1日より以前に作成又は取得した文書等の管理については、静岡県教育委員会事務局処務規程（昭和43年教育委員会訓令甲第2号）に則ることとなる。

また、公文書管理法の目的に倣い、公文書の作成から保存・廃棄や歴史的資料としての活用までを具体的に規定し、各実施機関で統一に対応するため、公文書の管理に関する新たな条例を制定（令和7年4月1日施行予定）し、適切な公文書管理を推進する。

#### イ 県立学校における文書等の管理体制

- (ア) 文書管理者（文書等の管理に関する事務の責任者）・・・校長
- (イ) 文書審査主任（文書管理者の事務のうち、公文書の審査を行う者）
  - ・・・副校長（副校長を置かない学校にあつては教頭）
- (ウ) 文書主任（文書管理者の事務のうち、文書審査主任が行うもの以外を行う者）
  - ・・・事務長又は校長が指名した者
- (エ) ファイル責任者（文書等の整理、保存及び廃棄に関する事務を分担する者）
  - ・・・文書管理者が指名した者（人数は文書管理者が必要と認める人数とする。）

#### ウ 公文書保存の流れ

##### (ア) 公文書の作成

事案の処理に関する意思決定のみならず、意思決定に至るまでの経緯や理由を事後に検証できるような文書の作成に務める。

##### (イ) 公文書の分類

公文書を適正に管理するために、毎年度当初、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に公文書を分類する基準（分類基準）を定める。

##### (ウ) 公文書の管理

公文書は、(イ)の分類基準に基づくファイル（相互に密接な関連を有する公文書の集合物。「公文書ファイル」という。）として管理する。公文書ファイルは、年度ごとに作成し、公文書ファイルの名称、保存期間等を記載したケースファイル等に収納する。個人管理文書を公文書ファイルに収納することのないようにする。

##### (エ) 公文書の保存期間の設定

公文書の保存期間は、長期、10年、5年、3年又は1年のいずれかの期間とする。ただし、重要又は異例な事項に関する情報を含まない公文書（新聞の切り抜きや会議室の予約表）等は、保存期間を1年未満とすることができる。

文書管理者（校長）は、静岡県教育委員会文書管理規則別表に定める基準に基づき、公文書ファイルごとに保存期間を設定する。

保存期間の起算日は、公文書ファイルを作成した日の属する年度の翌年度の初日である。（保存期間を1年未満とした公文書ファイルを除く。）

条例施行後は、文書作成時に保存期間満了後の措置（「廃棄」又は「歴史資料として重要な文書として移管」）を決定し、各所属は保存期間満了までに、満了時の措置を最終決定して知事に報告する。知事は、静岡県公文書等管理審査会の意見を勘案し、歴史公文書に該当する公文書

の移管を求め、移管後は、特定歴史公文書として永久に保存する。

(オ) 公文書ファイルの保存

公文書ファイルは公文書ファイルを作成した日の属する年度の翌年度の末日まで、執務室等（職員室等）において保存する。（保存期間を1年未満としたものは、その保存期間が経過するまでの間とする。）

条例施行後は、「ファイル管理簿（ファイル名、保存期間、保存場所等）」と「公文書の管理状況（作成及び廃棄の件数等）」をインターネットにより公表する。

(カ) 公文書ファイルの置換え

執務室等における保存期間が経過した公文書ファイルで、保存期間が1年より長いものは、当該公文書ファイルの所属年度及び保存期間の区分ごとに所定の文書保存箱に収納し、執務室等から文書庫等に置き換える。

(キ) 公文書ファイルの廃棄

文書管理者は、保存期間が満了する公文書ファイルについて、廃棄の決定又は保存期間の変更をする。

条例施行後は、文書管理者は、移管又は廃棄の措置を知事に報告する。知事は静岡県公文書等管理審査会の意見を勘案し、歴史公文書に該当する公文書の移管を求める。

廃棄の決定がされた公文書ファイルは、保存期間満了後速やかに廃棄する。

廃棄は、静岡県教育委員会文書管理規則第17条及び同規程第72条に則り、公文書ファイルのファイル名、作成年度、保存期間、媒体の種別等を記載した文書を起案し、焼却、裁断、溶解、データの消去等の方法によって行う。

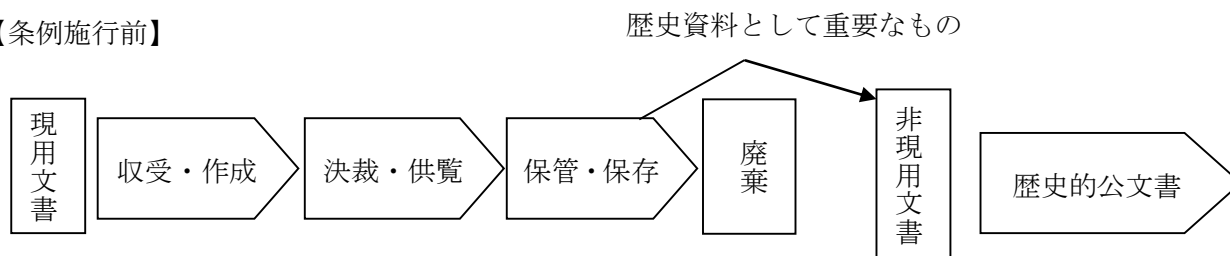
(ク) 電磁的記録の管理

単独のフレキシブルディスク等（フロッピーディスク等）に収録された電磁的記録は、原則として当該フレキシブルディスク等を単独の公文書ファイルとしてみなし、分類基準に基づき、所要事項を記したラベルを貼り付け、保存期間が経過するまでの間、専用の場所で保存する。

また、媒体の性質に応じて適正に管理する。

【参考】【公文書管理のライフサイクル】

【条例施行前】



【例】【令和6年度作成の公文書ファイルの保存】

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	～
執務室等において保存		置換えをして文書庫等において保存				
保存期間（R7.4.1～）						
← 1年保存 →		← 3年保存 →			← 5年保存 →	

## 第7章 福利厚生

### 第1節 厚生制度

#### 1 教職員の健康管理

##### (1) 定期健康診断

教職員が、心身ともに健康な状態で児童・生徒の教育に携わることができるよう、労働安全衛生法等に基づき、学校の設置者（県教育委員会）と公立学校共済組合、教職員互助組合が連携して、各種健康診断を実施している。教職員は健康診断を受診し、健診結果を自己の健康管理に役立てている。

健診種類		検査項目	対象者	県立学校	市町立学校	実施者
①	結核検診	胸部X線検査	指定年齢健診及び人間ドック受診希望者以外の教職員全員	○	○	県・市町教育委員会 ※市町による
	生活習慣病健診	診察、身体測定、視力、血圧、尿、血液、心電図、腹囲、聴力	40歳以上	○	○	
		胃X線検査、便潜血検査				
②	指定年齢健診	①⑤の検査項目及び県・市町が定める検査項目	40・45・50・55・59歳	○	※	
③	人間ドック (一部自己負担有)	①⑤の検査項目及び各健診機関が定める検査目	35・38・41～44・46～49・51～54・56～58歳、及び60歳以上の組合員で希望者	○	○	共済組合
④	脳ドック (一部自己負担有)	MR I (頭部断層撮影)・MRA (頭部血管撮影) 及び各健診機関が定める検査項目	41・46・51・56・61歳の組合員で希望者	○	○	
⑤	婦人科 検診	子宮頸がん検診	20歳以上偶数年齢女性	○	※	県・市町教育委員会 ※市町
		乳がん検診	マンモグラフィ検査	40歳以上偶数年齢女性	○	

・ ①②③のいずれか1つを必ず受診する。

・ 保健指導

・ 40歳～75歳に達する教職員及び被扶養者に対して、公立学校共済組合がメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施する。

・ 40歳未満の保健指導が必要な教職員に対して、県が保健指導を実施する。【県立学校のみ】

##### (2) 疾病予防

ア 若年層の胃がん予防対策として、40歳未満の教職員に対して、ピロリ菌検査（血液検査）を実施する。（新規採用者等対象）【県立学校のみ】

イ 地方自治体実施する検診等を受診した際の費用について、自己負担分を助成する。（互助組合事業）

ウ インフルエンザ・麻しん・風しん・おたふくかぜ・帯状疱疹・新型コロナの予防接種を受けた際



の費用の一部を助成する。(互助組合事業)

(3) ストレスチェック事業【50人以上の職場は実施義務】

セルフケア(一人一人が行う自身の健康管理)の充実や働きやすい職場環境の形成を目的に、労働安全衛生法に基づいたストレスチェックを実施している。

(4) 長期療養者等への相談支援

長期療養者等に対し、教育厚生課保健師等が相談支援を実施している。

(5) メンタルヘルス研修

新任の教職員等を対象に、メンタルヘルスに関する研修を実施している。

(6) 相談事業

ア ストレス・カウンセリング【県立学校のみ】

教職員の様々な悩みを早期に解決支援するため、メンタルヘルス全般に関するカウンセリングを専門機関に委託している。本人が直接申し込む方法により、臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができる。

電話 0120-855-874

電話受付 月・土 10:00~18:00 火・木 10:00~19:00 水・金 10:00~20:00

(日、祝日、GW、夏季、年末年始を除く)

イ 教職員サポートルーム

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を行う。

【指定面談】採用2年目の全教職員等を対象に、所属訪問による面談を行う。

【希望面談】面談を希望する教職員に対して、所属訪問等による面談を行う。

【電話相談】電話による相談に対応する。(月・木…12:00~16:00)

県立学校教職員 054-221-3311

静東教育事務所管内 小・中学校教職員 055-939-5005

静西教育事務所管内 小・中学校教職員 0537-24-3600

ウ 面接による相談 ~心の健康相談~ (共済組合事業)

メンタルヘルスについて、本人から直接申し込む方法により臨床心理士による面接相談(対面又はオンライン)を行う。

詳細は公立学校共済組合静岡支部ホームページ内その他の事業「心の健康相談事業」を参照。

エ 電話による相談 ~教職員電話健康相談24~ (共済組合事業)

共済組合員とその被扶養者を対象に、専門機関に委託して心と体の様々な健康・医療等の相談を24時間年中無休で行う。

電話番号 0800-777-8349 <sup>やさしく</sup> ※電話相談1回約20分

オ 電話・面談メンタルヘルス相談 (共済組合事業)

共済組合員とその被扶養者を対象に、専門機関に委託して臨床心理士による心の健康についての相談を行う。

電話番号 0800-700-5680 <sup>こころ晴れ晴れ</sup>

電話受付 月~土 10:00~22:00 (祝日、年末年始を除く)

※ 電話相談1回約20分、相談回数は制限なし

面談による相談1回約50分、相談回数年5回まで無料。(面談の予約受付は20時まで)

#### カ LINE メンタルメルス相談（共済組合事業）

共済組合員を対象に、専門機関に委託して公認心理師、臨床心理士等による心の健康についての相談を行う。

LINE公式アカウント「心ほっとサポート@公立学校共済」（@kouritukyosai\_mh）

LINE受付 土～月…18:00～22:00（祝日、年末年始を含む）

#### キ Web相談（こころの相談）（共済組合事業）

共済組合員とその被扶養者を対象に、Web上で24時間相談を受け付ける。対応は、臨床心理士が3営業日以内に個別に行う。

こころのWeb相談 <https://www.mh-c.jp/> ログイン番号 783269

#### ク 介護電話相談（共済組合事業）

共済組合員とその被扶養者を対象に、ケアマネジャー・社会福祉士による介護全般についての相談を行う。

フリーダイヤル 介護 ご納得  
電話番号 0120-515-579

電話受付 月～土 10:00～18:00（祝日、年末年始を除く）

※ 利用時間 1回約20分、相談回数は制限なし

ケ 女性医師電話相談（女性のみ：共済組合事業）

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けのサービスを行う。

フリーダイヤル 女性医師ここ納得  
電話番号 0120-215-579

電話受付 月～土 10:00～21:00（祝日、年末年始を除く）

※ 利用時間 1回約20分、相談回数は制限なし（予約制）

#### コ 互助組合相談センター（互助組合事業）

組合員とその家族を対象とし、一般相談について随時電話で相談に応ずる。その他、法律・税務・メンタルヘルス・FPによるライフプラン全般等、専門委員による無料相談も実施。

フリーダイヤル みんな幸せ 互助組合！！  
電話番号 0120-034-054

電話受付 月・水・金 13:00～17:00（祝日、年末年始等を除く）

#### (7) 職場の健康づくり支援事業（共済組合事業）

各所属所等が開催する教職員のための健康づくりに関する講習会、講演会及び研修会への支援（費用助成又は講師派遣）を行う。

## 2 ライフプラン

### (1) ライフプラン講習会

生涯生活設計の立案に当たって必要な、「健康づくり」「生きがい」「家庭経済」等、退職後も含めた生涯に関連する知識、情報に関する講座を、全教職員対象に動画視聴により実施する。

### (2) 財形貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づき、職員の財産づくりを促進するために設けられた制度で、一般財形、財形年金、財形住宅の3種類があり、本人の希望により毎月の給与から貯蓄額を引き去り金融機関へ払い込む。

## 第2節 共済・互助制度

### 1 公立学校共済組合

#### (1) 目的

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うなどの相互救済を目的としている。

#### (2) 組織

県教育委員会教育厚生課に公立学校共済組合静岡支部事務局を置き、県立学校や小・中学校等を所屬所として共済事業を行っている。

#### (3) 組合員等の範囲

##### ア 組合員

公立学校の教職員並びに県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員

##### イ 被扶養者

主として組合員の収入により生計を維持する75歳未満の者で、次に掲げるものをいう。

(ア) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、上記(ア)に掲げる以外の者

(ウ) 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

#### (4) 被扶養者認定基準収入年額等

##### ア 60歳未満の者にあつては、130万円未満

ただし、60歳未満であつて障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上75歳未満の者にあつては、180万円未満

##### イ 月々の収入が安定しないアルバイト、パート等

3か月の収入の実績により確認するものとする。（各月で108,334円（公的年金受給者は150,000円）を超えないこと）

##### ウ 雇用保険を受給する場合の認定基準額

上記(4)アの基準額が130万円未満の者・・・雇用保険基本手当日額が3,612円（130万円÷360日）未満

上記(4)アの基準額が180万円未満の者・・・（180万円－公的年金額）÷360日で算出した額未満

収入とは、所得税法上の所得とは異なり、年間における恒常的な収入総額をいう。

##### \*給与

年間における恒常的な給与収入の総額をいう。

##### \*公的年金等

年間における年金の支給総額をいう。

公的年金等には、恩給、基礎年金（国民年金）、厚生年金、共済年金、農業者年金、企業年金及び個人年金等が含まれる。（ただし、農業者年金、企業年金及び個人年金受給者については、公的年金との併給者に限る。）

なお、老齢、障害、遺族の各基礎年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金についても恒常的な収入に該当する。

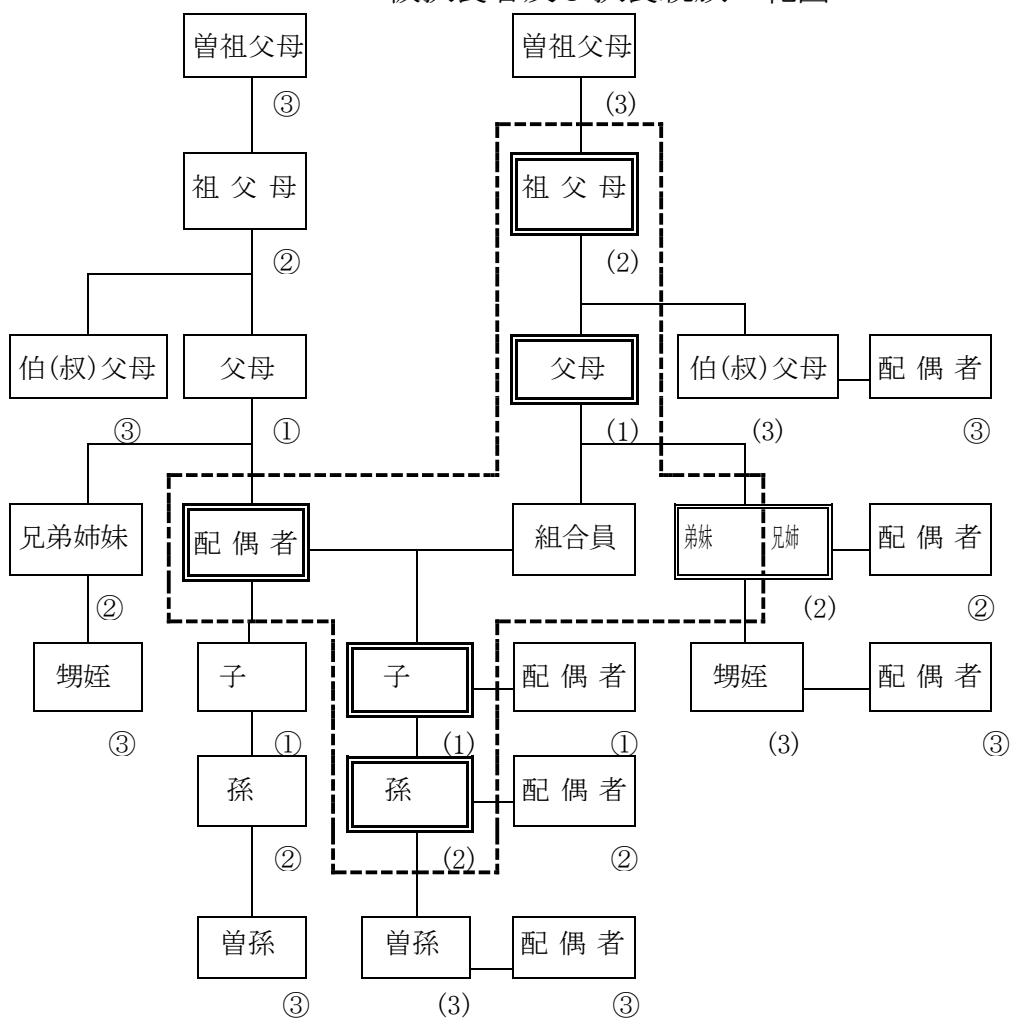
また、所得税法上は非課税になる遺族基礎年金（国民年金）、遺族厚生年金、遺族共済年金、障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金、障害共済年金、扶助料も所得とみなす。

※ 公的年金等の所得のなかで、      部分は、非課税のため市区町村発行の所得証明書には記載されない  
ので、特に注意が必要である。

**\*事業・不動産・農業所得等**

事業所得等については、確定申告書及び収支内訳書等を参照し、総収入額から当該所得を得るために必要と認める経費（税金等は除く）を控除し、算出する。

**被扶養者及び扶養親族の範囲**



注 1 ( )内の数字は血族の親等を、○内の数字は姻族の親等を表す。

2 □は同居を認定要件としない親族を、□は同居を認定要件とする親族を表す。

3 □で囲んだ部分は給与条例上の扶養親族の範囲を表す。(兄弟姉妹については、弟妹に限る。)

(5) 事業の財源

組合員の拠出する掛金と県・市町等が負担する負担金からなり、掛金は、標準報酬月額（最高限度額は、短期及び介護は139万円、厚生年金及び退職等は65万円）及び標準期末手当等の額（期末手当・勤勉手当の合計額の千円未満切捨て。最高限度額は、短期及び介護は一年度累計で573万円、厚生年金及び退職等は一支給月あたり150万円）に次表の掛金率を乗じた金額で、毎月の給与及び期末手当等から控除している。

なお、介護保険は国内に居住する40歳以上65歳未満が被保険者となり、厚生年金は70歳未満の組合員が被保険者となり、掛金負担金の拠出の対象となる。

(令和6年4月1日見込み) 単位：千分率

区分	短期 (福祉財源を含む)	介護	厚生年金	退職等	追加費用
掛金率	48.01	8.82※	91.5	7.5※	—
負担金率	48.11	8.82※	132.4	7.5※	義務 26.9 非義務 17.5

(6) 支部運営審議会

共済組合の事業計画及び予算、決算等の重要事項を審議するため、支部に組合員を代表する者等からなる運営審議会を設置する。

(7) 事業内容

組合員及びその家族の生活の安定と福祉向上に寄与するため次の事業を行っている。(詳細は別掲)

ア 短期給付事業……………療養の給付等

イ 長期給付事業……………年金の給付等

年金の種類

種類	支給要件
老齢厚生年金	組合員期間等(※)が10年以上ある者に65歳から支給 ※ 組合員期間等とは、組合員期間と厚生年金などの公務員以外の被保険者期間や国民年金の加入期間を合算した期間
障害厚生年金	在職中に初診日のある傷病により、障害等級1級～3級の障害状態になった者又は退職後に障害状態になった者で保険料納付要件(※)を満たしている場合に支給 ※保険料納付要件：初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が全期間の3分の2以上あること
遺族厚生年金	在職者、老齢厚生年金受給者等が死亡したとき、その遺族に支給

ウ 福祉事業……………福利厚生事業の実施、資金の貸付け等

(8) 組合員証（組合員被扶養者証含む）

組合員証を保険医療機関に提示すれば療養の給付を受けられる等、組合員資格を証するものであるから、亡失損傷しないように大切に取扱わなければならない。

(事例) 組合員証の取扱いについて  
 (質問) 組合員証をカバンにいれたまま盗難に遭いました。どのようにしたらよいのでしょうか。  
 (回答) まず警察に届出をしてください。  
 同時に所属所を通じて、共済組合へ組合員証の再交付の申請をしてください。  
 組合員証は、組合員及び被扶養者の資格を証明するものであり、給付を受けるために重要なものですから、使用・保管には十分注意してください。

## 2 (一財) 静岡県教職員互助組合

### (1) 概要

静岡県教職員の共済制度に関する条例に基づいて設置され、静岡県における教育文化の振興発展並びに組合員（教職員及び教育関係者）の生活の安定と福利の増進を図ることを目的とした団体

### (2) 組合員

組合員は、県内の公立学校、私立学校、国立学校、教育事業団体等の教職員で構成され、およそ33,000人の現職組合員と32,000人の退職組合員から組織される。

### (3) 事業の運営

組合員の拠出する掛金及び会費をもって運営している。

掛金は、下記の率を給料月額に乘じ、毎月の給与より引き去りしている。

※短期組合員（任用期間の定めがある者）は、短期掛金のみ

短期掛金	6/1000	長期掛金	3/1000	
特別積立金会費	5/1000	退職互助部会費	1/1000	計 15/1000

### (4) 事業の内容

経済支援・健康支援・生きがい支援を三本の柱として事業を行っている。

#### ア 経済支援

##### (7) 給付事業

病気やけがをして病院にかかったとき、結婚したとき、子供が生まれたとき、介護・看護が必要なとき 等

##### (イ) 貸付事業

資金が必要なとき（自家用車等購入費用・教育費用・結婚費用・介護看護費用・住宅取得及び増改築費用 等）

#### イ 健康支援

健康診断助成、予防接種助成、健康セミナー 等

#### ウ 生きがい支援

正倉院展、フィールドワーク、支部事業、ヘルスサポート事業、相談事業 等

## 第3節 災害補償制度

### 1 制度の概要

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

### 2 公務災害の認定

公務災害とは、公務遂行中、公務に起因して発生した災害をいう。

具体的には、次のような場合などに公務災害として認定される。

- (1) 通常又は臨時に割り当てられた自己の職務遂行中の負傷
- (2) 生理的必要行為等職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

- (3) 勤務時間の始め又は終わりにおいて職務の遂行に必要な準備行為中又は後始末行為中の負傷
- (4) 出張又は赴任期間中（私的行為を行っている場合などを除く。）の負傷
- (5) 任命権者が計画、実施したレクリエーション参加中の負傷
- (6) 職務遂行に伴う怨恨による負傷
- (7) 公務に起因することが明らかに認められる疾病

### 3 通勤災害の認定

通勤災害とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することに起因する災害をいう。

したがって、その往復の経路を逸脱\*1・中断\*2した場合は、逸脱・中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害に該当しない。

\*1 逸脱：通勤とは関係ない目的で合理的な経路からそれること。

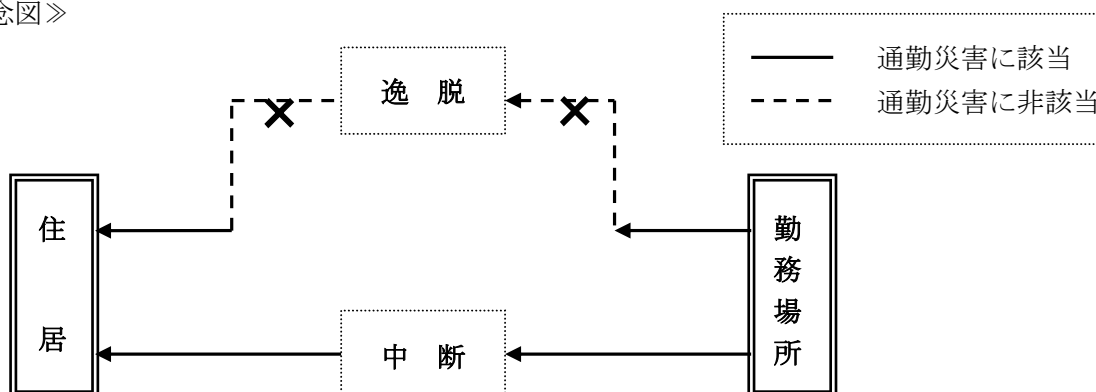
\*2 中断：合理的な経路上で通勤目的から離れた行為を行うこと。

ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものである場合は、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害に該当する。

※日常生活上必要な行為に該当する場合（例）

- ・米・酒類の食料品、下着等の衣料品、家庭用燃料品等の日用品を購入する場合
- ・理髪店、美容院に行く場合
- ・クリーニング店に立ち寄る場合
- ・光熱水費等を支払いに行く場合
- ・病院又は診療所において診察又は治療を受ける場合

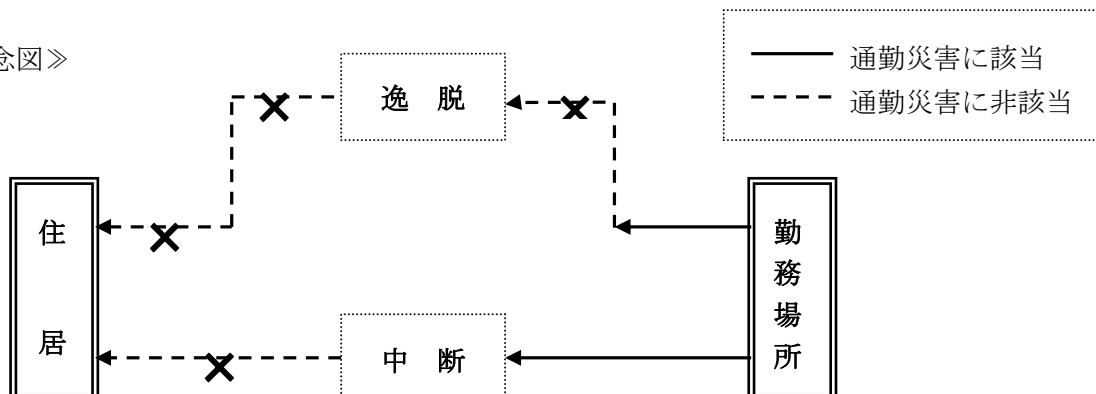
《概念図》



※日常生活上必要な行為に該当しない場合（例）

- ・宝石等のぜいたく品、ピアノ等の耐久消費財、ゴルフ等のスポーツ用品を購入する場合
- ・ゴルフ練習、ボーリング等趣味又は娯楽のための行為を行う場合
- ・同僚の送別会に行く場合

《概念図》



## 4 補償・福祉事業

公務・通勤災害として認定されると、次のような補償や福祉事業を受けることができる。

### (1) 補償

災害に伴い生ずる身体的損害を補てんするための法的義務として行われ、治癒するまでの診察費や投薬治療に必要な費用等の補償がある。

<種類>

療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償年金、葬祭補償 等

### (2) 福祉事業

被災職員の円滑な社会復帰の促進や被災職員及びその家族の援護を図るために、いわば補償を補完する付加的給付として行われる。

<種類>

アフターケア、補装具の支給、外科後処置、リハビリテーション、各種給付金、在宅介護を行う介護人の派遣等

## 5 災害が発生した時

直ちに次のような手続をとる。

(1) 医療機関で受診し、治療を受け診断書を依頼する。

(2) 事故の状況及び負傷疾病の程度等を所属へ報告する。

(3) 共済組合員証（保険証）は原則として使用しない。

公務災害の手続きを行う予定である旨医療機関へ伝えて医療費の支払いを一時保留してもらおう。

(4) 所属の協力を得て認定請求書を作成する。



事業内容

令和6年4月1日

事由	公立学校共済組合	静岡県教職員互助組合	
結婚したとき		結婚祝金 25,000円	
子供が生まれたとき	<p>(本人)</p> <p>(産科医療補償制度の対象分娩) 出産費 500,000円 (上記以外の分娩) 488,000円 同僚加金 一律 50,000円 育児休業手当金 育児休業期間中の子が満1歳に達する日まで (支給期間延長事由に該当する場合は、最大で子が2歳に達する日まで) 1日につき標準報酬日額×50/100と給付上限相当額を比較し、低い額 ただし、休業開始日から180日に達するまでの期間は、標準報酬日額×67/100と給付上限相当額を比較し、低い額 [給付上限相当額] (支給率 50/100 の場合) R3. 8. 1 ~ 10,240円 R4. 8. 1 ~ 10,356円 R5. 8. 1 ~ 10,520円 (支給率 67/100 の場合) R3. 8. 1 ~ 13,722円 R4. 8. 1 ~ 13,878円 R5. 8. 1 ~ 14,097円 出産手当金 無給休職中に出産予定のある場合に、産前42日間、産後56日間の範囲内 1日につき標準報酬日額×2/3</p>	<p>(被扶養者)家族出産費 (産科医療補償制度の対象分娩) 出産費 500,000円 (上記以外の分娩) 488,000円 同僚加金 一律 50,000円 なし</p>	<p>出産手当金 25,000円</p> <p>産前産後休業及び育児休業期間中の掛金及び会費は免除</p>
災害にあったとき	<p>災害見舞金 損害の程度により、標準報酬月額額の0.5~3月分支給 災害救助法が適用された地域又は、災害救助法が適用されない地域で適用された地域と同一事由の災害で被災し、災害見舞金の支給が決定した場合は、「災害救助法の適用に伴う災害対策事業給付金」として、30,000円を支給 (本人) 弔慰金 標準報酬月額と同じ額 水震火災その他非常災害、交通事故等その他の予測し難い事故で死亡したとき</p>	<p>(被扶養者) 家族弔慰金 標準報酬月額×70/100</p>	<p>災害見舞金 5,000円~300,000円</p>
病気やけがをしたとき	<p>(本人) 療養費 7割給付 70歳以上75歳未満は8割給付(ただし、現役並所得者(標準報酬月額280,000円以上)は7割) 訪問看護療養費 7割給付 一部負担金払戻金 自己負担額-25,000円(上位所得者 50,000円)(100円未満切捨) ※上位所得者 標準報酬月額が 530,000円以上の者 (家族療養費附加金) 一部負担金払戻金と同じ 入院時食事療養費 入院時の食事代から自己負担額を控除した額</p>	<p>(被扶養者) 家族療養費 7割給付 未就学児・70歳以上の者は8割給付 70歳以上75歳未満は8割給付(ただし、現役並所得者(標準報酬月額280,000円以上)は7割) 家族訪問看護療養費 7割給付</p>	<p>保険適用の療養を受け自己負担が生じたとき (本人) 療養費 (自己負担額-3,400円) ×0.95 (被扶養者) 家族療養費 (自己負担額-3,400円) ×0.95</p>
傷病等により休職し、給料の全部又は一部が支給されないとき	<p>傷病手当金 1日につき標準報酬日額×2/3 (1年6月の範囲) 同僚加金 傷病手当金と同様の給付で、傷病手当金給付期間終了後6月の範囲内で支給(在職中に限り支給) 障害厚生年金 (障害等級1~3級の障害の状態になったときに支給)</p>	<p>なし なし</p>	<p>傷病見舞金 (減給休職) 月額 20,000円 (無給休職) 月額 20,000円に掛金相当額を附加する。 障害見舞金 5,000円~200,000円</p>

欠勤したとき	休業手当金 1日につき標準報酬日額×50/100		
介護休暇を取得したとき	介護休業手当金 1日につき標準報酬日額×67/100と給付上限相当額を比較し、低額(休業日数を通算し66日を限度) [給付上限相当額] R3. 8. 1 ~ 15, 102円 R4. 8. 1 ~ 15, 266円 R5. 8. 1 ~ 15, 313円		介護休業給付金 月額20,000円又は10,000円
死亡したとき	(本人) 埋葬料 50,000円 同附加金 25,000円 遺族厚生年金 (生計同一関係にある配偶者等に給付)	(被扶養者) 家族埋葬料 50,000円 同附加金 25,000円	(本人) 死亡弔慰金 200,000円 加入1年未満の場合 100,000円  (配偶者) 配偶者弔慰金 100,000円
退職したとき	老齢厚生年金 組合員期間等が10年以上である者が年金支給開始年齢に達したときに支給 (組合員期間等とは組合員期間と厚生年金などの公務員以外の被保険者期間や国民年金の加入期間を合算した期間)		退職慰労金 特別積立金 退職互助部退会金
資金を必要とするとき	臨時	一般貸付け 200万円以内 災害貸付け 200万円以内 医療貸付け 120万円以内 葬祭貸付け 200万円以内 高額医療貸付け 高額医療費相当額(千円単位) 出産貸付け 出産費又は家族出産費相当額(千円単位)	生活資金 200万円以内 生活災害資金 200万円以内(被災したとき) オートローン 400万円以内 購入資金 200万円以内
	教育資金	教育貸付け 550万円以内	奨学資金 大学(大学院・専門学校) 月2~10万円 高校 月5万円以内 教育資金 300万円以内
	結婚資金	結婚貸付け 200万円以内	結婚資金 200万円以内
	住宅の建設	住宅貸付け 組合員期間に応じて最大1,800万円 住宅災害貸付け 1,900万円以内 在宅介護対応住宅に係る貸付け 300万円以内	住宅資金 加入10年以上 3,000万円以内 10年未満 2,000万円以内 5年未満 500万円以内 2年未満 300万円以内 1年未満 200万円以内
	暫定再任用職員及び臨時的任用等(組合員資格を有する者)	高額医療貸付け 高額医療費相当額(千円単位) 特別貸付け 給料の月額×3/10×残任期月数 ※ただし200万円まで 出産貸付け 出産費又は家族出産費相当額(千円単位)	短期組合員(任期期間の定めがある者)は、対象外
保健と文化・厚生	心の健康相談、教職員電話健康相談24、LINEメンタルヘルス相談、電話・面談メンタルヘルス相談、Web相談(こころの相談) 介護電話相談、女性医師電話相談 関東中央病院(直営病院)の面接相談(メンタルヘルス相談) 人間ドック、脳ドック、特定健康診査・特定保健指導 職場の健康づくり支援事業、ライフプラン講習会 アウトソーシング事業(バネフィット・ステーション) 共済組合電話相談		健康補助助成、予防接種助成、健康セミナー、フィールドワーク、正倉院展、歌舞伎鑑賞、単身赴任者及びへき地学校赴任者日常生活用具貸出事業、組合員証明書(互助助)、ヘルスサポート、チケットあつ旋事業、ボランティア活動支援事業、支部事業、永年勤続者慰労事業、相談センター、(法律・税務・メンタルヘルス・FP・相続各相談含む)、広報事業、文化・芸術鑑賞事業、舞台芸術公演、学校巡回公演、教育講演会等

## 令和6年度初任者研修年間研修計画

静岡県教育委員会

## 1 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

## 2 研修実施区分と研修日数及び時間数

区 分		研修日数等	内 訳	
校内研修	直接指導	180 時間	指導教員を中心とした校内指導体制の下での研修	
	間接指導	(120 時間)	(指導教員等による初任者研修の準備・記録等)	
校外研修	総合教育センター等における研修	13 日	県教育委員会主催	市町教育委員会主催
			10 日	3 日
計		300 時間 (180 時間+120 時間) +13 日		

## 3 研修領域及び研修項目一覧

総合的人間力は、全ての研修を通して育成する。

資質能力	研修領域	校内研修における研修項目 (例)	校外研修における研修項目	県教委 (センター等)	市町教委
教育的素養・教育業務遂行力・組織運営力	基礎的素養	1 教員としての職務と心構え	・本県教育に期待すること	○	○
		2 学区・学校及び児童・生徒の実態把握	・教育公務員としての自覚と使命感	○	○
		3 所属校の教育課題と教育課程	・サービスの宣誓等		○
		4 学校における分掌事務とその処理	・初任者研修計画及び地域の様子		○
		5 学習指導要領と教育課程	・教育専門職としての心構え	○	○
		6 防災教育と避難訓練	・本県学校教育の重点	○	
		7 学校事故とその対応	・研修の意義	○	
		8 健康安全教育	・教育公務員の身分と服務	○	
		9 学校保健・性教育	・教育公務員に求められる倫理	○	
		10 学校図書館教育	・教育評価		○
		11 学習の評価及び通知表の作成	・接遇・マナー	○	
		12 P T A の組織と運営	・メンタルヘルス	○	
		13 長期休業中の教員の勤務と研修	・教育の情報化	○	
		14 教育課程の評価	・身体表現活動	○	
		15 指導要録等学年末の事務処理方法	・実践発表と次年度への課題	○	
		16 課題研究 (5回)	・安全教育 (中)	○	
		17 課題研究及び研修全体のまとめと次年度への準備			
		18 教育機器 ( I C T 等 ) の活用			
		※ 勤務・サービス、生活相談			

資質能力	研修領域	校内研修における研修項目 (例)	校外研修における研修項目	県	市町
授 業 力 ・ 生 徒 指 導 力	人 権	19 人権教育の理解	・人権教育の基本	○	
	特 別 支 援 教 育	20 特別支援教育の理解 ※ 特別支援教育に係る示範・模範授業、参観授業及び授業研究等を含む。	・特別支援教育	○	
	学 級 経 営	21 学級組織の決定とグループ編成及び係活動 22 学級経営の意義と具体的な経営 23 学級経営と学級担任の心構え 24 保護者との接し方と家庭訪問 25 学年・学級だよりの在り方 26 学級経営の反省と2、3学期への展望 27 学級経営の評価と次年度への課題	・学級経営の基本等	○	○
	教 科 指 導	28 指導教員等による示範・模範授業の参観と授業研究の仕方 29 補助簿・テストの作成と評価 30 授業と教科書及び副教材等の取扱い方 31 年間指導計画の必要性とその作成 32 学習指導案の意味とその作成 33 授業研究 (教科) 34 授業の進め方と発問・指名・板書等の工夫 35 個に応じた指導方法の工夫 (2回) 36 実験・実技・作業等を伴う授業 37 示範・模範授業 38 参観授業 39 教科指導の評価と次年度への課題	・学習指導法の原理 ・学習指導案の作成 ・学習指導法の基本等 ・子供理解と教材研究 ・観点別評価等の学習評価 ・初任者の研究授業 ・確かな学力の育成 ・学習指導要領の意義と役割	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○
	道 徳 教 育	40 道徳教育と全体計画 41 先輩教員による道徳の示範・模範授業参観と授業研究 42 参観授業と授業研究	・道徳教育の基本 ・「特別の教科 道徳」の指導法と教材の活用	○ ○	
	学 習 の 時 間	43 総合的な学習の時間の趣旨・ねらい 44 総合的な学習の時間の全体計画の作成 45 総合的な学習の時間の学習活動の展開 46 総合的な学習の時間の評価の方法と活用 47 先輩教員による示範・模範授業参観と授業研究 48 参観授業と授業研究	・総合的な学習の時間の基本	○	
	外 国 語 教 育	49 小学校における外国語教育の趣旨・ねらい 50 小学校における外国語教育の指導計画の作成 51 小学校における外国語教育の学習活動の展開 52 小学校における外国語教育の評価の方法 53 先輩教員による示範・模範授業参観と授業研究 54 参観授業と授業研究	・外国語教育の基本 (小)	○	
	特 別 活 動	55 特別活動と全体計画 56 先輩教員による学級活動の示範・模範授業と授業研究 (学級活動) 57 クラブ (部活動) 指導 58 参観授業と授業研究 (学級活動) 59 集団活動の指導 (集団行動の基礎、野外活動の指導) 60 児童会・生徒会の組織と運営 61 進路指導と進路相談	・特別活動の基本 ・特別活動の指導法	○ ○	
	生 徒 指 導	62 児童生徒理解と教育相談及び諸検査・調査の活用 63 長期休業中の生徒指導 64 不登校児童生徒等への対応の仕方 65 校外での児童・生徒指導の実際と問題行動への対処の仕方	・生徒指導の基礎 ・児童生徒理解の基本 ・教育相談の基本 ・子供・保護者との基本的な接し方	○ ○ ○ ○	

#### 4 校内研修年間研修計画

(1) 下表は、指導時間等の目安を例として示したものである。したがって、初任者等の実情に応じて指導する時期及び指導時間数等を適切に設定するものとする。

ただし、研修時間数は週6時間以上、年間180時間を確保するものとする。

(2) 指導教員等による初任者への直接的な指導時間を、初任者1人に対して週6時間以上、年間180時間を確保するとともに、週4時間程度（年間120時間）を、指導教員等の準備や記録整備等にあて、初任者指導のための時間として合計300時間を確保する。

(3) 中学校においては、「教科指導」の研修項目及び「特別活動」「総合的な学習の時間」の授業研究などは、拠点校指導教員と校内指導教員（特例校：指導教員及び教科指導員）が連携をとり指導を実施する。

(4) 「課題研究」は初任者が当面する課題を設定し、指導を受けながら自主的に課題の解決を図る。したがって、初任者の実情に応じた課題を設定する。

課題研究例：「考えを揺さぶる発問の工夫」「わかりやすい板書の工夫」「子供のよさの見取り方」

「子供のよさを生かした授業の展開」「一人一人が生きる学級づくり」等

(5) 「※ 勤務・サービス、生活相談」は、初任者の状況に応じ、生活上の悩みや疑問も含め、初任者の喫緊の課題に柔軟に対応する時間とする。

月	研修項目 (例)	指導時間 (例)
4	1 教員としての職務と心構え	1
	2 学区・学校及び児童・生徒の実態把握	1
	3, 4, 12 所属校の教育課題と教育課程、分掌事務とその処理、PTA、学校重宝協議会の組織と運営	1
	21, 22 学級組織の決定とグループ編成及び評活動、学級経営の意義と具体的な経営	1
	28 指導教員等による示範・模範授業の参観と授業研究の仕方	1
	59 集団活動の指導（集団行動の基礎、野外活動の指導）	1
	6 防災教育と避難訓練	1
	33 授業研究（教科）	2～4
	37, 38 示範・模範、参観授業	2～3
	※ 勤務・サービス、生活相談（学校事務について 1時間含む）	
5	23 学級経営と学級担任の心構え	1
	24 保護者との接し方	1～2
	30 授業と教科書及び副教材等の取扱い方	1
	29 補助簿・テストの作成と評価	1～2
	31, 32 年間指導計画の必要性とその作成、学習指導案の意味とその作成	1
	33 授業研究（教科）	3～4
	37, 38 示範・模範、参観授業	3～4
	※ 勤務・サービス、生活相談	1～3
6	16 課題研究(1)	3～4
	20 特別支援教育の理解	1～2
	62 児童生徒理解と教育相談及び諸検査・調査の活用	1～2
	55, 60 特別活動と全体計画、児童会・生徒会の組織と運営、	1～2
	43, 44 総合的な学習の時間の趣旨・ねらい、全体計画の作成	1～2
	49 小学校における外国語教育の趣旨・ねらい	1
	33, 58 参観授業と授業研究（教科・学級活動）	3～4
	37, 38, 56, 58 示範・模範、参観授業（学級活動を含む）	3～4
	※ 勤務・サービス、生活相談	1～2
7	11 学習の評価及び通知表の作成	1～2
	25 学年・学級だよりのあり方	1
	63, 13 夏季休業中の生徒指導、長期休業中の教員の勤務と研修	1
	33 授業研究（教科）	1～2
	37, 38 示範・模範、参観授業	1～2
	※ 勤務・サービス、生活相談	2～3
8	26 学級経営の反省と今後への展望	1～2
	57 クラブ（部活動）指導	1
	16 課題研究(2)	3～4
	18 教育機器（ICT等）の活用	1
	50, 52 小学校における外国語教育の指導計画の作成、評価の方法	1

月	研修項目 (例)	指導時間 (例)
9	64 不登校児童・生徒への対応の仕方	1～2
	65 校外での児童・生徒指導の実際と問題行動への対処の仕方	1
	40 道徳教育と全体計画	1～2
	33, 42 参観授業と授業研究 (教科・特別の教科 道徳)	3～4
	37, 38 示範・模範授業、参観授業	2～3
	41, 42 先輩教員による示範・模範授業、参観授業と授業研究(特別な教科 道徳)	2～3
	34 授業の進め方と発問・指名・板書等の工夫	1～2
	51 外国語教育の学習活動の展開	1
	※ 勤務・サービス、生活相談	1～2
10	16 課題研究(3)	3～4
	35 個に応じた指導方法の工夫	2～3
	36 実験・実技・作業等を伴う授業の安全管理	1
	7 学校事故とその対応	1
	45, 46 総合的な学習の時間の学習活動の展開、評価の方法と活用	1
	33, 58 参観授業と授業研究 (教科・学級活動)	3～4
	37, 38, 56, 58 示範・模範、参観授業 (学級活動を含む)	3～4
※ 勤務・サービス、生活相談	1～2	
11	61 進路指導と進路相談	1
	8, 9 健康安全教育、学校保健・性教育	1
	19 人権教育の理解	1
	10 学校図書館教育	1
	16 課題研究(4)	3～4
	33 参観授業と授業研究 (教科)	3～4
	37, 38, 47, 48 示範・模範、参観授業 (総合的な学習の時間を含む)	3～4
	※ 勤務・サービス、生活相談	1～2
12	26, 63 学級経営の反省と今後への展望、冬季休業中の生徒指導	1
	14 教育課程の評価	1
	33 授業研究 (教科)	2～4
	37, 38, 53, 54 示範・模範、参観授業 (外国語活動を含む)	2～3
※ 勤務・サービス、生活相談	1～2	
1	33 授業研究 (教科)	2～3
	37, 38 示範・模範、参観授業	2～3
	16 課題研究(5)	2～3
	※ 勤務・サービス、生活相談	1～2
2	33 授業研究 (教科)	3～4
	37, 38 示範・模範、参観授業	3～4
	5, 39 学習指導要領と教育課程、教科指導の評価と次年度への課題	1～2
	27 学級経営の評価と次年度への課題	1～2
※ 勤務・サービス、生活相談	1～2	
3	15 指導要録等学年末の事務処理方法	2～3
	17 課題研究及び研修全体のまとめと次年度への準備	2～3
	33 授業研究 (教科)	1～2
	37, 38 示範・模範、参観授業	1～2
		年間計 180時間

## 5 校外研修年間研修計画

月	資質能力	研 修 項 目	県教委 (センター等) 日	市町教委 日
4	教育的素養	・サービスの宣誓等 ・初任者研修計画及び地域の様子		1
		・教育公務員としての自覚と使命感 ・本県教育に期待すること ・教育公務員の身分とサービス	1	
5	教育的素養 授 業 力 生徒指導力	・教育専門職としての心構え ・本県学校教育の重点 ・教育公務員の身分とサービス ・教育評価 ・接遇・マナー ・学習指導法の原理 ・研修の意義 ・学習指導法の基本等 ・学級経営の基本等	1	1
6	教育的素養 授 業 力 生徒指導力 組織運営力	・本県学校教育の重点 ・学習指導要領の意義と役割 ・確かな学力の育成 ・学習指導法の基本等 ・子供理解と教材研究 ・教育相談の基本 ・児童生徒理解の基本 ・生徒指導の基礎 ・子供・保護者との基本的な接し方	2	
7	教育的素養 授 業 力 生徒指導力 教育業務遂行力	・メンタルヘルス ・特別支援教育 ・人権教育の基本 ・外国語教育の基本(小) ・安全教育(中)	1	
8	授 業 力	・学習指導法の基本等 ・子供理解と教材研究 ・学習指導案の作成 ・観点別評価等の学習評価	1	
10	教育的素養	・初任者の研究授業(教科等)		1
	授 業 力 生徒指導力 教育業務遂行力	・総合的な学習の時間の基本等 ・道徳教育の基本 ・「特別の教科 道徳」の指導法と教材の活用 ・身体表現活動 ・教育の情報化 ・特別活動の基本 ・特別活動の指導法	2	
11	授 業 力	・初任者の研究授業 ・学習指導法の基本等 ・観点別評価等の学習評価	1	
1	教育的素養	・実践発表と次年度への課題 ・研修の意義 ・教育公務員としての自覚と使命感	1	
合 計			10 日	3 日

※ 5月の市町教育委員会主催の校外研修については、教科指導を中心とし、各地域の特色ある取組に関する研修を実施し、10月の校外研修「初任者の研究授業」の基盤となる内容を工夫する。

## 学級事務の内容

### 1 年度始めの事務

- ・児童生徒名簿、出席簿、出欠席統計表等の作成（デジタル化されている場合はPCで作成）
- ・指導要録、健康診断票、歯の検査票及びその補助簿の整理
- ・机、いす、靴箱、ロッカー、傘立て等の割当て
- ・学級日誌、その他記録簿の整備
- ・家庭環境調査、保健調査確認と資料収集（前任者からの引継ぎを含める）
- ・通学路、避難経路の指示
- ・時間割表、日課表の作成と掲示
- ・学級運営組織の編成（係活動、清掃分担、給食当番、日直当番等の決定）
- ・学級PTA組織の編制（前年度に決定している場合もある）
- ・学級経営案等の作成
- ・学級開きの準備、計画
- ・学級配当用品等の破損や故障等の確認

### 2 日常の事務

- ・ノートや作品等の処理、学級日誌その他記録の点検、公文書の処理
- ・出席簿の管理、教室環境の整備、必要に応じて家庭連絡

### 3 週間、月間の事務

- ・週案の作成・記録
- ・出欠席月末統計

### 4 学期末の事務（長期休業前の事務を含む）

- ・評価のための資料や諸帳簿の整理、学習評価、通知表の作成
- ・休業中の生活指導等に関する家庭連絡
- ・保護者面談の準備と実施

### 5 学年末の事務

- ・学期末の事務に加えて、指導要録等の作成、保管
- ・引継ぎの準備
- ・学級配当用品等の破損や故障及び紛失等の確認、返却

### 6 就職・進学に関する事務

- ・卒業に伴う進路の選択・決定への助言、連絡文書作成等
- ・調査書、受検願書の作成等に関する業務
- ・職業安定所及び進学先との連絡、進路先調査、進路情報の収集や紹介



### 資料3

学び手の視点に立ち、児童生徒のよさや可能性を生かした学習指導案（例）

## 〇〇科学習指導案

指導者 ○ ○ ○ ○

#### 1 日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）第〇時

#### 2 学級

第〇学年〇組 〇〇人

#### 3 単元（題材・教材）名

〇〇〇〇〇〇〇

#### 4 単元（題材・教材）目標

単元目標の設定に当たっては、学習指導要領や解説（文部科学省）を踏まえ、単元（題材・教材）の特性及び児童生徒の実態を考慮して記述する。

学習指導要領に示された指導事項の項目・記号を記述するとより具体的になる。

#### 5 単元（題材・教材）の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・・・・	・・・・	・・・・

評価規準とは、観点別学習状況の評価を的確に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。

なお、評価規準の作成に当たっては、学習指導要領や解説（文部科学省）、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所）等を参考にすることが考えられる。

#### 6 単元（題材・教材）観、単元構想

学び手の視点に立ち、それぞれの児童生徒の思いや願いを踏まえながら、捉えた単元（題材・教材）の価値や解釈、題材内容の系統性や構造、他教科・領域との関連を記述する。

また、この単元（題材・教材）を基に、児童生徒がどのような活動を通して、どのような見方・考え方を働かせ、どのような資質・能力を身に付けるのか等を記述する。また、児童生徒がどのように思考を深めていくのかといった、単元を通しての児童生徒の変容などを記述する。

## 7 児童生徒の実態

どの児童生徒もよさや可能性を持っているという考えに立ち、肯定的に児童生徒を理解し、実態を把握する。また、既有的知識の定着状況や観察・実験等の技能の習熟状況にとどまらず、学習への取り組み方、単元（題材・教材）に対する関心の傾向や意欲の表れ、児童生徒がどのように思考を深めてきたかといった、これまでの児童生徒の変容などを記述する。

## 8 単元の指導と評価の計画

単元の学習内容、時間配当、評価場面や評価方法等を記述する。

- (1) 児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒の思いに寄り添い、思考過程に沿って計画を立てる。
- (2) 体験的な活動や問題解決的な学習がどのように位置付くのか構想し、意欲的に取り組むことができるよう指導計画を工夫する。
- (3) どのような評価資料（児童生徒の反応やノート、ワークシート、作品等）を基に、「おおむね満足できる状況」と評価するかを考えたり、「努力を要する状況」への手立てを考えたりする。

※毎時間、児童生徒全員について記録をとり、総括の資料とするために蓄積することは現実的ではないことから、学習状況を記録に残す場面を精選する計画が重要である。

## 9 本時の指導（ / 時）

### (1) 本時の目標

児童生徒の実態をよく把握した上で、本時で育成を目指す資質・能力を、評価が可能になるように具体的に記述する。

例えば、「〇〇〇することを通して、〇〇〇というように考えることができる、（説明することができる）」等のように記述する。

### (2) 授業構想

教師の意図だけでなく、児童生徒の思いや考えを大切に、これらがどのように深まり、展開されていくか具体的な手だてとともに記述する。

ア 教材との感動ある出合いを工夫し、児童生徒が自分の課題を持つ。

- ・「おや、おかしいな」「面白そうだ」等の興味・関心
- ・「ここはどうなっているのだろう、知りたいな」「よし、がんばるぞ」等の意欲
- ・「すばらしい」「なぜだろう」等の感動や疑問
- ・「私はこう考えているが」「そんなはずはない」等のずれ

イ 児童生徒の思いや考え、意欲を大事にした児童生徒主体の学習を展開する。

- ・何を、どのように調べるか等、課題解決の見通し
- ・自己課題で進める一人学びや交流の時間と場
- ・操作、調査、観察、実験、製作等の活動を通じた体験的な学習
- ・児童生徒一人一人を的確に捉え、多様な学習方法や個に応じた支援等の工夫
- ・多様な考えが生まれるような資料、発問、学習課題、人材活用等の工夫
- ・児童生徒一人一人の表れの肯定的な受け止め

ウ 本時のまとめをし、次時への課題を持つ。（単元や本時の目標との関連を大切にする。）

- ・その子なりのまとめ方
- ・「もっとここを考えたい」「このことについて詳しく調べたい」といった、次時への問題意識や解決意欲を高めた終わり方
- ・自己評価や相互評価の取り入れ

(3) 指導過程

	予想される児童生徒の活動と教師の働き掛け	※支援評価◎留意点
<p>つかむ</p> <p>見通す</p> <p>追究する</p> <p>まとめる</p>	<p>○児童生徒の多様な取り組みや実現の状況を予想して書く。 (児童生徒の様々な考え方や多様な反応を予測しておく。)</p> <p>学習形態 (一人学び・グループ学習・相互交流等) コース別学習や複線型学習等</p> <p>○自己評価や相互評価</p> <p>○授業を振り返り、次時以降の見通しを持つ。</p>	<p>※本時で育成を目指す資質・能力を明確にして、具体的な支援の方策について書く。</p> <p>※個に応じた支援について書く。</p> <p>◎全体に関わる配慮事項や活動の具体について書く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価規準と評価方法について書く。 (観察・ワークシート)</li> <li>【思考・判断・表現】</li> </ul> </div> <p>※意図的、計画的な支援の仕方を書く。</p> <p>◎提示する資料や配布するワークシート等について書く。</p>

この欄で取り上げた「つかむ」「見通す」「追究する」「まとめる」は例であり、1時間の授業で全ての段階を踏まえるというものではない。  
単元を通して等、児童生徒の課題追究に応じた弾力的な展開が考えられる。

※一例であるので、指導過程を固定することなく、児童生徒一人一人の多様な思考過程に柔軟に対応できる弾力的な指導過程を考えたい。

(4) 板書計画の工夫

児童生徒にとって、今取り組んでいることは何か、本時で学んだことは何かが一目で分かるように板書計画を工夫する。

「有徳の人」を育み、誰一人取り残さない教育を実現するため、  
生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員の育成を目指す

キャリア ステージ	採用時	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
	<b>資質能力</b> ○教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める。 ○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な学校の異動を経験する中で、視野を広げる。 基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。 充実・発展期に身に付けた力に加え、 ○指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。 ○学校運営をリードする立場として、組織的に教育活動を推進する体制を構築する。	<b>キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける</b>		
<b>教育的素養・総合的人間力</b> ○教職人生を通して、教育者としての使命感、倫理観・人権意識、社会性、教育に対する誇りを持ち、新しい知識・技能を学び続け、子供への共感・理解や教育的愛情の涵養、信頼関係の構築を図っている。 ○教職人生を通して、真摯に学び続ける姿勢と自律心、変化を恐れぬ積極性とリーダーシップを持ち、広い視野と社会環境への理解を基に地域社会と関わり、豊かな人間性の向上を図っている。 ○「才徳兼備」の人づくりを担う一人として、常に児童生徒の模範となるよう行動している。	<b>授業力</b> 授業づくりに関わる力 ・教科領域専門性 ・児童生徒の実態把握 ・授業構想・授業展開 ・個に応じた指導 ・ICT・教育データを活用した指導 ・評価・改善 など	○学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導内容や指導方法 (ICT を活用した指導方法含む) について理解し、実践しようとしている。 ○児童生徒の実態把握を的確に行い、主体的・対話的で深い学びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある授業を実践している。 ○幼小中高の学びの継続性及び教科等横断的な視点を持った授業を実践している。 ○各教科等と地域の人的・物的資源をつなげ、学習成果を高める授業を構想し、ICT を効果的に活用し展開している。	○児童生徒個々の特性に合わせ、主体的・対話的で深い学びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある授業、幼小中高の学びの継続性と教科等横断的な視点を持った授業の実践を深めている。 ○専門性を高めるために得意分野の伸長を図り、同僚に対する指導・助言を行っている。 ○地域の人的・物的資源を有効活用し、高い学習効果を上げる授業を構想し、ICT を効果的に活用し展開している。	○変化を恐れぬ積極性とリーダーシップを持ち、授業力向上のための体制づくりに参画している。 ○自己の確かな実践に基づき、学校・家庭・地域の実態や特性等を踏まえ、児童生徒の資質能力を伸ばすために ICT の効果的な活用等、必要な指導計画の策定とその実践をリードしている。 ○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
<b>生徒指導力</b> 児童生徒理解を深め、健やかな成長を支援する力 ・児童生徒理解・学級経営 ・生徒指導 (ICT・教育データの活用) ・特別支援教育 ・ユニバーサルデザインの視点の共有・人権教育 ・キャリア教育・SDGs ・保護者・地域・外部と連携した指導 ・グローバル人材の育成 など	○児童生徒の発達等に関する知識を得ることや、多様な児童生徒と接する経験を持つことなどを通して、児童生徒理解を努めるとともに、人権尊重の意識を深めている。 ○児童生徒一人一人に寄り添い、個々の特性に応じた発達を促すとともに、発達段階に即して好ましい人間関係をつくれるよう、地域や外部関係者と連携して支援している。 ○保護者等との信頼関係を基盤とした個に応じた指導・支援に取り組んでいる。 ○特別支援教育の対象となる児童生徒一人一人に応じた指導計画を作成するとともに、合理的配慮を踏まえた的確な指導を行っている。	○児童生徒一人一人を取り巻く環境を的確に捉え、理解を深めるとともに、よりよい集団づくりを促進し、個々の資質能力を最大限発揮させるための環境づくりに努めている。 ○外部機関と連携し、主体的・組織的に生徒指導に取り組んでいる。 ○特別支援教育に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、同僚への指導・助言を行っている。	○児童生徒一人一人について、教職員相互の理解・支援を促進するために組織や地域・外部関係者に働き掛け、学年・学校全体として生徒を支援する機能の充実を図っている。 ○外部機関と連携して組織的な生徒指導を推進し、指導・助言を行っている。 ○児童生徒の社会的自立を目指す特別支援教育について、組織的に教育活動の改善を図っている。	
<b>教育業務遂行力</b> 授業力、生徒指導力以外の専門的な力 ・様々な教育課題 (社会の変化、継続的な業務改善、校務における ICT・教育データ活用等) への対応 ・管理 (安全対策、保健管理、栄養・衛生管理) など	○教員の仕事の全体像を認識し、教育に携わる者として、社会の変化や様々な教育課題等について関心と知識を持っている。 ○様々な教育課題に対応するため必要な知識・技能を習得し、実践するとともに、常に改善意識を持って取り組んでいる。 ○常に安全確保に取り組み、危険を察知した際の報告・連絡・相談、事故等への対応、再発防止の実施が迅速にできている。	○様々な教育課題を速やかに把握し、率先・協働して改善・解決するとともに、同僚への指導・助言を行っている。 ○危険を予測した未然防止の取組、事故等への適切な対応、事後の検証と再発防止が、同僚と協働して組織的にできている。	○様々な教育課題に対して模範となる実践を行うとともに、学校全体を見据えて、魅力ある学校づくりを推進している。 ○危険の未然防止や事故等の再発防止のための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。	
<b>組織運営力</b> 組織目標を達成するために必要な力 ・対話・協働・信頼 ・コミュニケーション・ファシリテーション ・課題解決、危機管理 ・コミュニティ・スクール活用 ・ICT・教育データ活用 ・人材育成 など	○組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、聴く力や読み解く力などコミュニケーション力を身に付けている。 ○組織の一員として、学校経営計画の実現に向け、他の教職員と協働して自らの役割に課せられた責任を果たしている。 ○組織運営について先輩教職員から学ぶとともに、後輩のよき相談役となっている。	○学校経営計画の実現のための取組を、ミドルリーダーとして同僚に働き掛けて協働的に進めている。 ○教職員間の信頼に基づき、多様な意見を尊重して、リスク回避に努め、組織的な学校改善を推進している。	○学校運営上の課題を適時・的確に分析し、その解決のために指導的な立場で参画している。 ○チームとしての学校として協働的な組織体制・信頼体制の構築を主導的に推進している。危機管理を徹底させている。 ○人材育成の重要性を踏まえ自らの経験・スキルを率先して後進に伝えている。	

令和6年度

## 初任者研修資料

令和6年3月発行

発行 静岡県教育委員会



Shizuoka Prefecture